

第5次北谷町障がい者計画 及び第7期北谷町障害福祉計画・ 第3期北谷町障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も地域とともに、
いきいきと暮らせるまち・北谷

令和6年(2024年)12月



ちゃたんちょう
北谷町
Chatan Town



第5次北谷町障がい者計画 及び第7期北谷町障害福祉計画・ 第3期北谷町障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も地域とともに、

いきいきと暮らせるまち・北谷

令和6年(2024年)12月

【表紙挿絵提供】

北谷町障がい者地域活動支援センターたんぽぽ 山口えりかさんの作品

※おことわり…本計画書中「障害」の表記について、「障がいのある人(こども)」や「障がい者(児)」のように『人』に関する場合は、「害」の字をひらがなで表示するものとします。また、「子供」「子ども」「子」「児童」「生徒」等の表記について、こども基本法の趣旨に基づき、ひらがなで「こども」と表示するものとします。ただし、障害者基本法や身体障害者手帳など国の法令等に基づくものなどはそのまま表示します。

本文のフォントは、「文字の形がわかりやすい」「文章が読みやすい」「読み間違いにくい」をコンセプトとして設計されたユニバーサルデザインフォント(UD フォント)である「BIZ UD フォント」を使用しています。



はじめに



現在、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備が急務となっています。特に、地域社会における共生の重要性が高まっており、多様性を尊重し、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らせる社会の実現が求められています。

本計画は、私たちの町が目指す「障がいのある人もない人も地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」の実現に向けた重要な一歩であり、地域の未来を築くための基盤となるものです。計画の策定にあたっては、北谷町障がい者計画審議会より貴重なご意見やご協力をいただき感謝申し上げます。ご意見を反映させることで、障がいのある人やその家族が、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう具体的かつ実効性のある計画を作成することができました。

本計画を通じて、すべての住民が安心して暮らせる環境を整え、地域社会全体で支え合う共生社会の実現に努め、種々の施策を展開してまいります。住民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、本計画が多くの方々にとって有益なものであり、地域社会全体が共に成長していくための一助となることを期待頂き、多くの皆様から貴重なご意見やご指導をいただきました。ここに深く感謝申し上げ、ごあいさついたします。

令和6年(2024年)12月
北谷町長 渡久地 政志

目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 障がい者施策の動向	2
4. 社会情勢の変化	4
5. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係	6
6. 計画の位置づけ	7
7. 計画の期間	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
1. 北谷町の人口と世帯数	9
2. 障がいのある人の概況	14
3. 障害福祉サービス等の利用状況	27
4. 地域生活支援事業の実施状況	30
5. 特別支援保育・特別支援教育の状況	35
6. 障害等の早期発見・早期支援	37
7. アンケート調査結果の概要	42
8. 第4次障がい者計画の進捗状況	52
9. 障がいのある人を取り巻く計画課題	56
第3章 第5次障がい者計画の目標像と施策体系	59
1. 計画の目標像	59
2. 計画の基本的視点	60
3. 計画の基本目標	62
4. 計画の施策体系	64
第4章 障がい者施策の展開	70
基本目標1 とともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現	70
基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実	87
基本目標3 自分らしく活躍できる社会参加の促進	111
第5章 第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画の点検	118
1. 成果目標(第6期障害福祉計画)の達成状況	118

2. 第2期障がい児福祉計画成果目標の達成状況	121
3. 障害福祉サービス等の利用状況の点検	122
第6章 第7期障害福祉計画	127
1. 国の基本指針	127
2. 成果目標	130
3. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策	137
4. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策	151
5. 地域生活支援促進事業の見込量及び実施方策	157
第7章 第3期障がい児福祉計画	159
1. 国の基本指針	159
2. 成果目標	160
3. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策	162
第8章 計画の推進方策	166
1. 庁内計画推進体制の整備	166
2. 地域及び関係機関等との連携強化	166
3. 人材・サービス基盤の確保推進	166
4. 計画の点検・評価	167
資 料 編	181
資料1. 北谷町障がい者計画審議会規則	181
資料2. 北谷町障がい者計画審議会委員名簿	183
資料3. 北谷町地域自立支援推進協議会設置規則	184
資料4. 北谷町地域自立支援推進協議会委員名簿	187
資料5. 北谷町障がい者計画策定委員会設置要綱	188
資料6. 北谷町障がい者計画策定委員会・作業部会委員名簿	190
資料7. 計画策定の経緯	192
資料8. パブリックコメントの結果(障がい者計画)	194
資料9. パブリックコメントの結果(障害福祉計画・障がい児福祉計画)	196
資料10. 諮問書	198
資料11. 答申書	199

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年(2018年)7月に「北谷町第4次障がい者計画」、令和3年(2021年)3月に「北谷町第6期障害福祉計画及び北谷町第2期障がい児福祉計画」を策定し、「障がい者が地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」を目標像に保健、福祉、医療、就労、保育、教育等に関する総合的な障がい者施策を展開してきました。

この間、我が国においては、令和3年(2021年)に医療的ケア児支援法の制定、障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の提供の義務化)、令和4年(2022年)に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、児童福祉法の改正(障害児入所施設の22歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化)、障害者総合支援法等の一部改正(地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援)、令和5年(2023年)に障害者基本計画(第5次)の策定など、障がい者施策に関する法令等の成立・改正が次々と打ち出されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民生活に様々な影響を及ぼし、とりわけ障がいのある人にとっては「新しい生活様式」の実践が求められる中、相談支援の機会の喪失やオンライン活用の拡大による情報取得に困難を抱えるなど、大きな影響を受けることとなりました。

こうした、障がいのある人を取り巻く状況が変化する中、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。

本町においても障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを更に推し進めていく必要があります。

本計画は国・県の動向を踏まえるとともに、本町の実情を把握した上で、すべての人が住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていけるよう、町の分野横断的な取り組みや、関係機関、関係団体、企業、住民等地域の様々な資源のネットワークを強化するなどにより、障がい者施策の計画的・総合的な推進を図るための指針とし策定します。

2. 計画の対象

本計画の対象となる「障がいのある人(こども)」「障がい者(児)」は、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

3. 障がい者施策の動向

以下に、前期計画以降(平成30年(2018年)以降)の関連法等の動向を整理します。

年	月	内 容
平成30年 (2018年)	6月	<u>障害者の文化芸術活動の推進に関する法律</u> 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。
	11月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、基本理念に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記するとともに、バリアフリーのまちづくりの取組強化などが施行されました。
平成31年 (2019年)	4月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、貸切バス等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化などが施行されました。
令和元年 (2019年)	6月	<u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</u> 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。 <u>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正</u> 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置が規定されました。 <u>農福連携等推進ビジョンの決定</u> 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。政府の省庁横断会議によって、農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出することを目標に掲げた「農福連携等推進ビジョン」が決定されました。
	10月	<u>子ども・子育て支援法の一部改正</u> 就学前の障がい児を支援するため、児童発達支援等の利用者負担の無償化が施行されました。
令和2年 (2020年)	6月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 障がい者等へサービス提供できる施設の情報提供の促進、市町村が定める移動等円滑化促進方針への「心のバリアフリー」(教育啓発特定事業等)に関する項目の追加などが施行されました。
令和3年 (2021年)	4月	<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</u> 公共交通事業者等に対するソフト基準(スロープ板の適切な操作等)の遵守義務の創設、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」などが施行されました。
	5月	<u>障害者差別解消法の一部改正</u> 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化などが規定されました。
	6月	<u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律</u> 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止と安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)が施行されました。

年	月	内 容
令和4年 (2022年)	5月	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</u> 全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めた「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。
	6月	<u>児童福祉法の一部改正</u> 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、障がい児に関して①児童発達支援類型(福祉型、医療型)の一元化、②障害児入所施設の入所児童について22歳までの入所継続を可能とする自立支援の強化が規定されました。
	12月	<u>障害者総合支援法等の一部改正</u> 障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースの整備等の措置が規定されました。

4. 社会情勢の変化

(1)新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2年(2020年)1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民の生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等の課題が生じています。

さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある人もいます。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がいのある人を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障がいのある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進める必要があります。

以下に、新型コロナウイルス感染症の動向を整理します。

年	月	新型コロナウイルス感染症の発生状況	日本国内の動向
令和2年 (2020年)	1月	・日本国内で感染者第一例目を確認 ・WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言	
	2月	・沖縄県内で初感染者を確認	・新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定 ・全国の小中高校に一斉休校要請
	3月	・第1波(3月下旬～5月頃)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正する法律公布
	4月		・全国へ緊急事態宣言拡大
	7月	・第2波(7月～8月頃)	
令和3年 (2021年)	11月	・第3波(11月～3月頃)	
	2月		・ワクチン接種開始 ・まん延防止等重点措置の新設
	3月	・第4波(3月下旬～4月頃)	
	7月	・第5波(7月～9月頃) デルタ株の猛威	・2020東京オリンピック開催
	9月		・緊急事態宣言すべての地域で解除
令和4年 (2022年)	1月	・オミクロン株による感染急増	
	3月		・水際対策緩和 観光を除く外国人の入国再開
	8月	・沖縄県の感染者数ピーク(約6千人)	
令和5年 (2023年)	2月		・マスク着用個人判断へ
	5月		・5類感染症へ移行

(2)持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成27年(2015年)9月、国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。

令和12年(2030年)を達成年限として、17のゴールと169の細分化されたターゲットから構成されます。

本町においても、「第六次北谷町総合計画」(令和4年(2022年)3月)において、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えるため、総合計画の各分野において関連する目標指標を掲げています。

本計画の推進に当たっても、上記を踏まえ、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念のもと、SDGsを推進します。



本計画と連携する SDGs



5. 障がい者計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法の第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」で、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ策定する、市町村における障がいのある人のための施策に関する計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画(第5次)では下記の11分野の施策を掲げています。

<国の「障害者基本計画」(第5次)の各論の主な内容(11の分野)>

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | ⑥保健・医療の推進 |
| ②安全・安心な生活環境の整備 | ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進 |
| ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | ⑧教育の振興 |
| ④防災、防犯等の推進 | ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 |
| ⑤行政等における配慮の充実 | ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | ⑪国際社会での協力・連携の推進 |

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障がい児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「障がい者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

● 障害福祉計画

- ・成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
- ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策

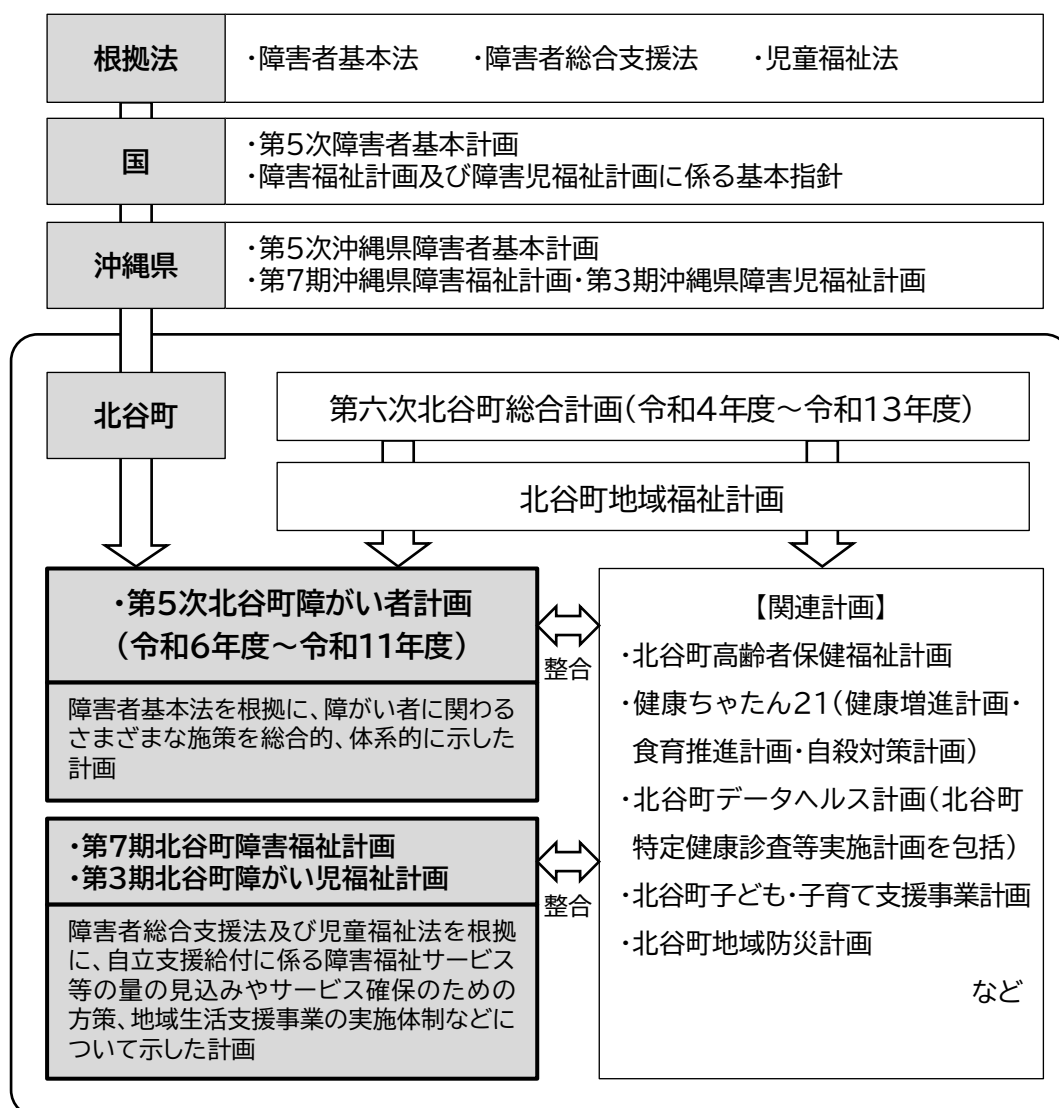
● 障がい児福祉計画

- ・成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策

6. 計画の位置づけ

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本町の最上位計画である「第六次北谷町総合計画」をはじめ、「北谷町地域福祉計画」、「北谷町高齢者保健福祉計画」、「健康ちゃん21(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)」、「北谷町データヘルス計画(北谷町特定健康診査等実施計画を包括)」、「北谷町子ども・子育て支援事業計画」、「北谷町地域防災計画」等、関連する他分野の個別計画との整合に配慮した計画です。

<上位・関連計画との関係>



7. 計画の期間

「第5次北谷町障がい者計画」の期間は、現計画の期間を継承し、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。障害福祉計画・障がい児福祉計画は3年を1期としており、「第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、障がい者施策にかかわる法制度等の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間内であつても必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
国	障害者基本計画						
		第5次障害者基本計画					
県	沖縄県障害者基本計画						
		第5次沖縄県障害者基本計画(令和4年度～令和13年度)					
町	北谷町障がい者計画						
		第5次障がい者計画					
	北谷町障害福祉計画 及び 北谷町障がい児福祉計画						
		第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画		

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

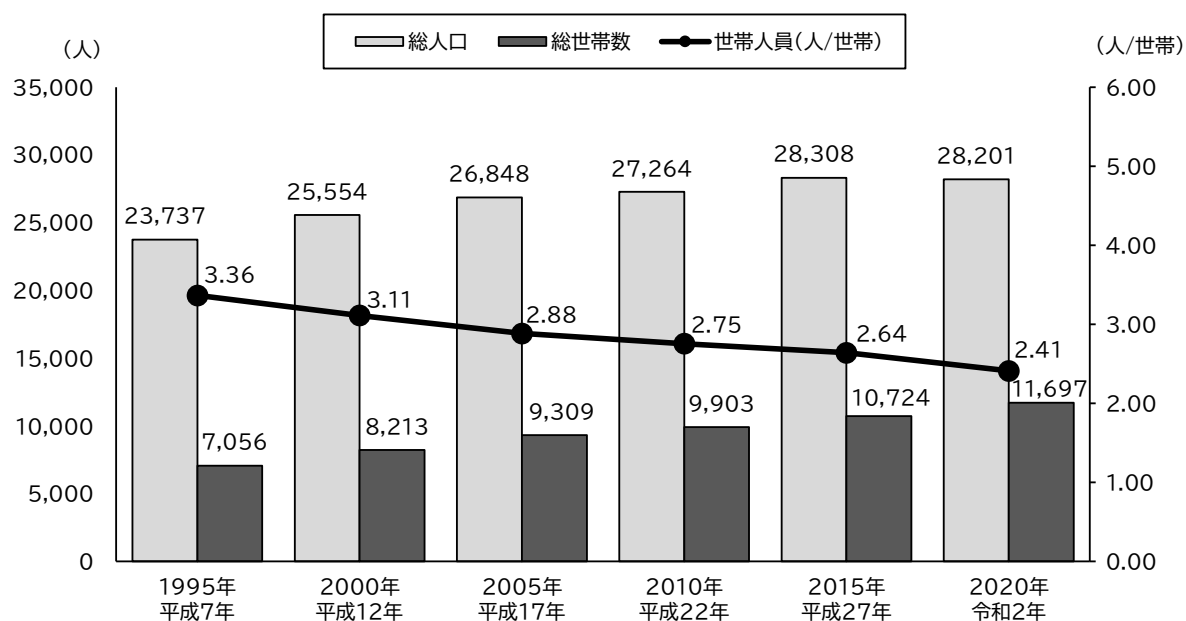
1. 北谷町の人口と世帯数

(1)人口と世帯数

本町の総人口は、平成27年(2015年)をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)では28,201人となっています。世帯数は増えてきており、令和2年(2020年)では11,697世帯と、平成7年(7,056世帯)に比べて4,641世帯の増となっています。

一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成7年(1995年)の3.36人から令和2年(2020年)では2.41人となっています。

総人口と総世帯の動向



注)世帯の種類「不詳」を含む

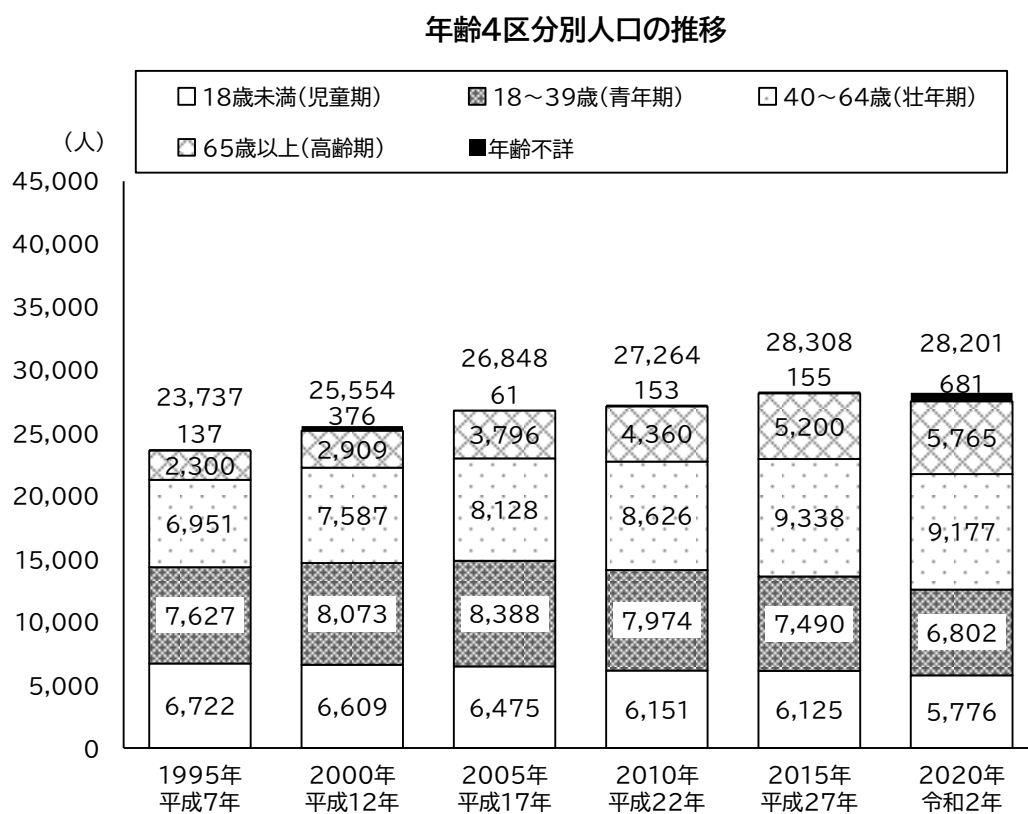
資料:国勢調査

年齢4区分別の人口をみると、「18歳未満(児童期)」の人口は、平成7年(1995年)以降減少傾向にあり、令和2年(2020年)では5,776人と、平成7年(1995年)の6,722人に比べて946人の減となっています。

また、「18～39歳(青年期)」の人口も平成17年(2005年)まで増加傾向にありましたが、平成22年(2010年)から減少傾向にあり、令和2年(2020年)では6,802人と、平成17年(2005年)の8,388人に対し、1,586人の減となっています。

「40～64歳(壮年期)」の人口は、平成27年(2015年)まで増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)から減少し、9,177人となっています。

「65歳以上(高齢期)」の人口は増加傾向にあり、令和2年(2020年)の人口は5,765人と、平成7年(1995年)の2,300人に対し、3,465人増となっています。



資料:国勢調査

(2)行政区別の人口と1世帯当り人員

行政区別の人口をみると、「上勢区」が3,986人、「宮城区」が3,818人と多く、それぞれ町全体の13%程度を占めます。次に「桑江区」が3,539人となっています。

1世帯あたり人員をみると、町全体では2.25人と沖縄県平均の2.39人より少なくなっていますが、行政区別では「上勢区」が2.44人と県平均より多くなっています。

行政区別人口と1世帯当たり人員

(単位:人、世帯、%)

行政区	人口				世帯数	1世帯当たり 人員
	男性	女性	合計	構成比		
上勢区	1,904	2,082	3,986	13.7	1,634	2.44
桃原区	888	983	1,871	6.4	787	2.38
栄口区	1,343	1,428	2,771	9.5	1,180	2.35
桑江区	1,742	1,797	3,539	12.2	1,483	2.39
謝苅区	942	1,044	1,986	875.0	868	2.29
北玉区	451	458	909	3.1	411	2.21
宇地原区	544	549	1,093	3.8	504	2.17
北前区	1,520	1,586	3,106	10.7	1,609	1.93
宮城区	1,759	2,059	3,818	13.1	1,674	2.28
砂辺区	1,405	1,627	3,032	10.4	1,348	2.25
美浜区	1,361	1,635	2,996	10.3	1,447	2.07
合計	13,859	15,248	29,107	100.0	12,945	2.25
沖縄県	722,812	744,668	1,467,480		614,708	2.39

資料:「住民基本台帳法による世帯人口表」(令和5年6月)

(3)行政区別年齢4区分別構成比

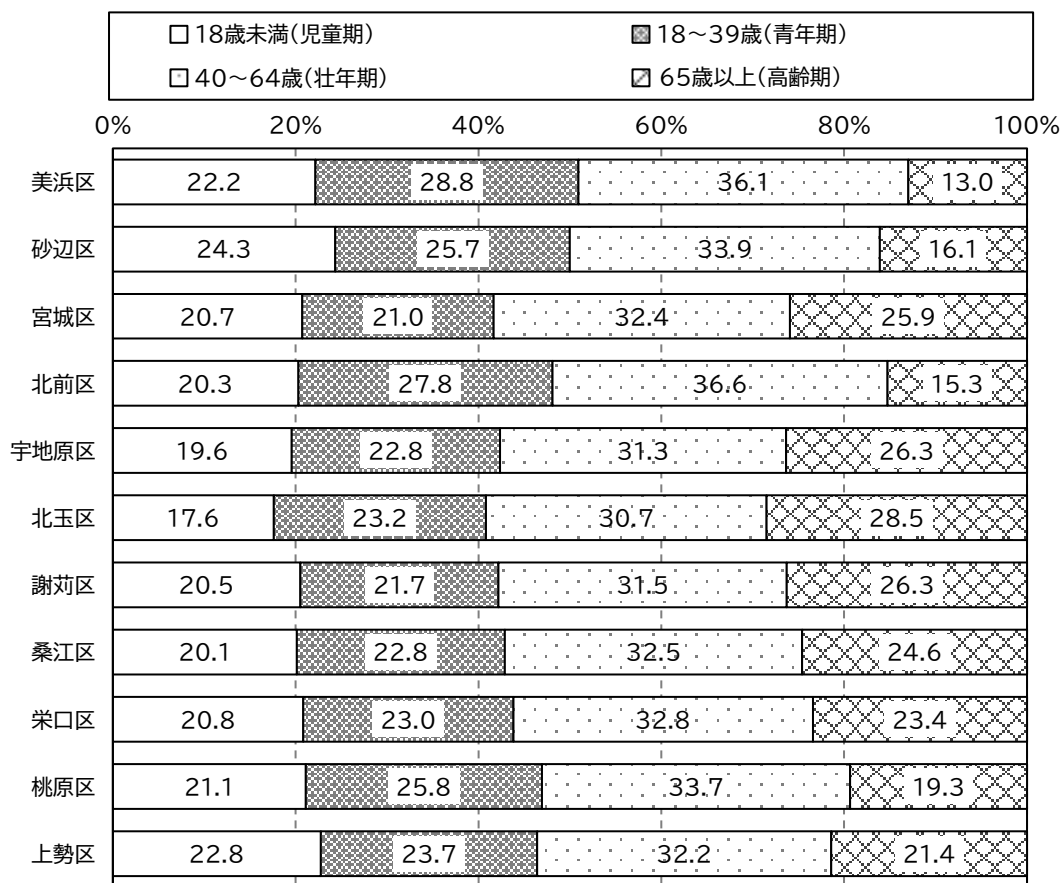
行政区ごとの年齢4区分別の構成比をみると、「18歳未満(児童期)」の構成比は、「北玉区」が17.6%、「宇地原区」が19.6%と低く、そのほかの行政区はいずれも20%台となります。中でも「砂辺区」が24.3%と最も高く、次に「上勢区」が22.8%となっています。

「18～39歳(青年期)」の構成比は、「美浜区」が28.8%と最も高く、次に「北前区」が27.8%となっています。

「40～64歳(壮年期)」の構成比は、各行政区とも30%台で、そのうち「北前区」が36.6%と最も高くなっています。

「65歳以上(高齢期)」の構成比は、「北玉区」が28.5%と最も高く、次に「宇地原区」と「謝苅区」が26.3%となっています。「美浜区」が13.0%と最も低くなっています。

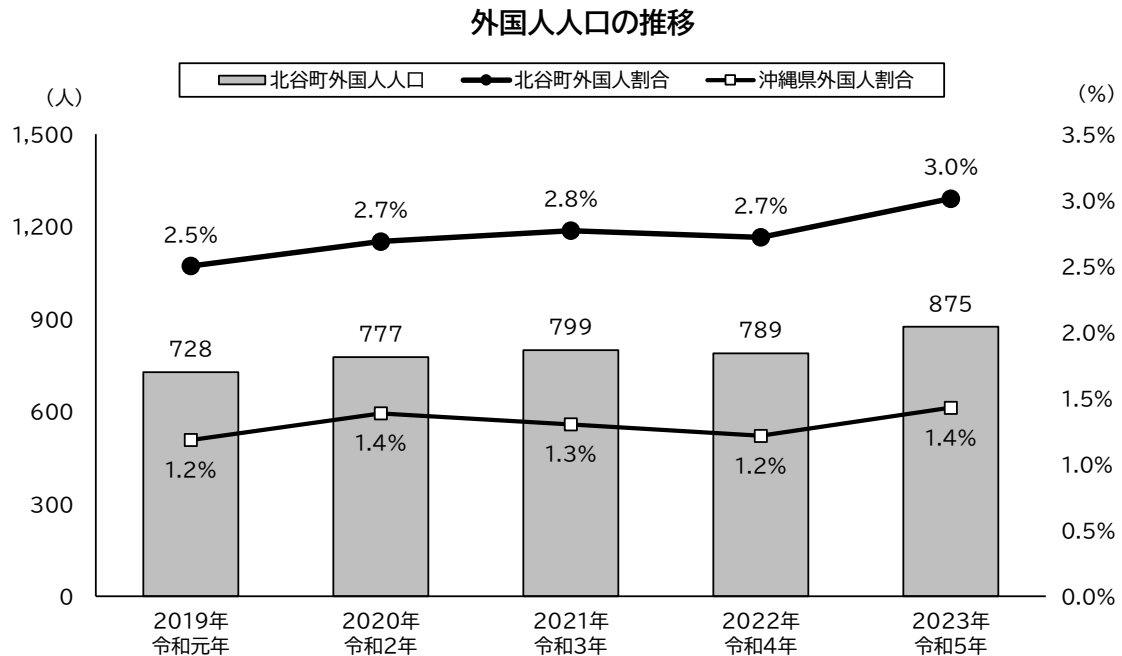
行政区別人口4区分別構成比



資料:住民基本台帳(令和5年6月末)

(4)外国人人口

本町の外国人人口の推移をみると、令和元年(2019年)の728人から令和5年(2023年)には875人と増加傾向にあります。また、本町の総人口に対する外国人の割合をみると、令和5年(2023年)では3.0%となっており、沖縄県の1.4%と比べて高い傾向にあります。



注)各年1月1日現在

資料:住民基本台帳人口

2. 障がいのある人の概況

(1) 障がいのある人全体の状況

① 障害者手帳交付者数

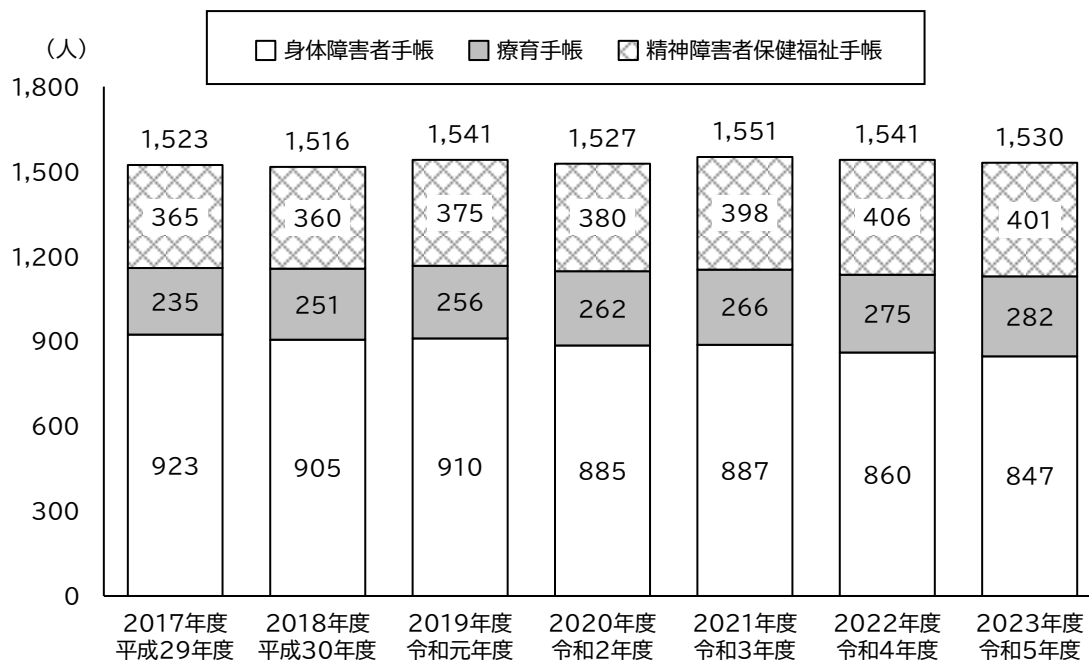
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を合わせた、障害者手帳交付者数は、令和3年度(2021年度)まで増加傾向にありましたが、令和4年度(2022年度)以降減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は1,530人となっています。

手帳交付者数は、「身体障害者手帳」が最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」となっています。

各手帳交付者数の推移をみると、「身体障害者手帳」は900人前後で増減を繰り返しており、令和5年度(2023年度)では847人となっています。「精神障害者保健福祉手帳」は令和4年度(2022年度)が406人と増加傾向にありましたが、令和5年度(2023年度)は401人とやや減少しています。

一方、「療育手帳」は徐々に増加しており、平成29年度(2017年度)の235人に対し、令和5年度(2023年度)は282人となっています。

障害者手帳交付者数の推移

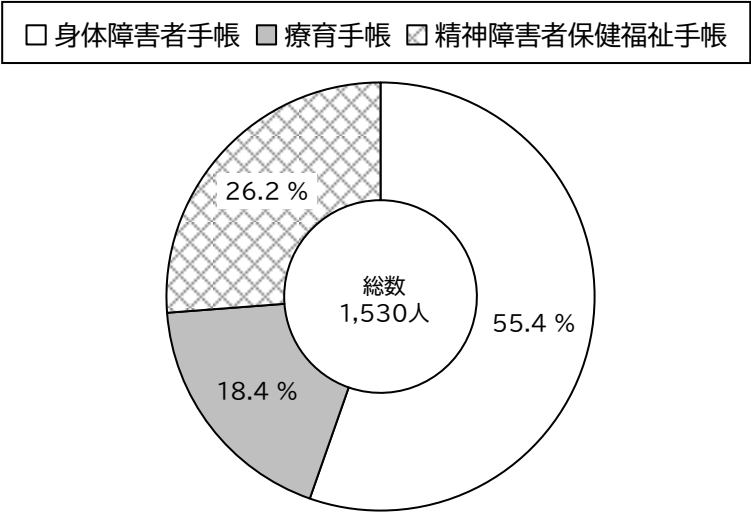


注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

令和5年度(2023年度)の障害者手帳交付者の構成比をみると、「身体障害者手帳」が55.4%と最も高く、「精神障害者保健福祉手帳」が26.2%、「療育手帳」が18.4%となっています。

障害者手帳交付者別構成比(令和5年度(2023年度))



注)令和6年(2024年)3月31日現在 資料:福祉課調べ

令和5年度(2023年度)の3障害の手帳重複者数をみると、全体で45人、そのうち「身体」と「療育」の重複者が26人と最も多く、次に「療育」と「精神」が11人、「身体」と「精神」の重複者が8人となっています。

障害者手帳の重複状況

(単位:人)

	2023年度 令和5年度
身体+療育	26
身体+精神	8
療育+精神	11
3障害	0
計	45

資料:福祉課調べ(令和6年(2024年)3月31日現在)

②行政区別障害者手帳交付状況

令和5年度(2023年度)の行政区ごとの人口に対する障害者手帳交付者の比率(人口比率)をみると、「謝荊区」が7.1%と最も高く、次に「宇地原区」が7.0%、「北玉区」が6.2%となっています。また、「砂辺区」と「美浜区」が4.0%と最も低くなっています。

行政区別障害者手帳交付状況

(単位:人、%)

行政区	人口	身体障害者手帳		知的障害者手帳		精神障害者保健福祉手帳		合計	
		交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率	交付者数	人口比率
上勢区	3,963	114	2.9	45	1.1	56	1.4	215	5.4
桃原区	1,905	45	2.4	25	1.3	30	1.6	100	5.2
栄口区	2,774	90	3.2	34	1.2	36	1.3	160	5.8
桑江区	3,506	116	3.3	27	0.8	52	1.5	195	5.6
謝荊区	1,967	74	3.8	31	1.6	35	1.8	140	7.1
北玉区	876	36	4.1	11	1.3	7	0.8	54	6.2
宇地原区	1,069	48	4.5	14	1.3	13	1.2	75	7.0
北前区	3,091	65	2.1	24	0.8	60	1.9	149	4.8
宮城区	3,672	108	2.9	32	0.9	45	1.2	185	5.0
砂辺区	2,998	76	2.5	19	0.6	26	0.9	121	4.0
美浜区	3,294	73	2.2	17	0.5	41	1.2	131	4.0
その他		2		3		0		5	
合計	29,115	847	2.9	282	1.0	401	1.4	1,530	5.3

※その他:町外在住者(施設入所者)。人口比率:総人口に対する割合

資料:福祉課(令和6年(2024年)3月31日現在)

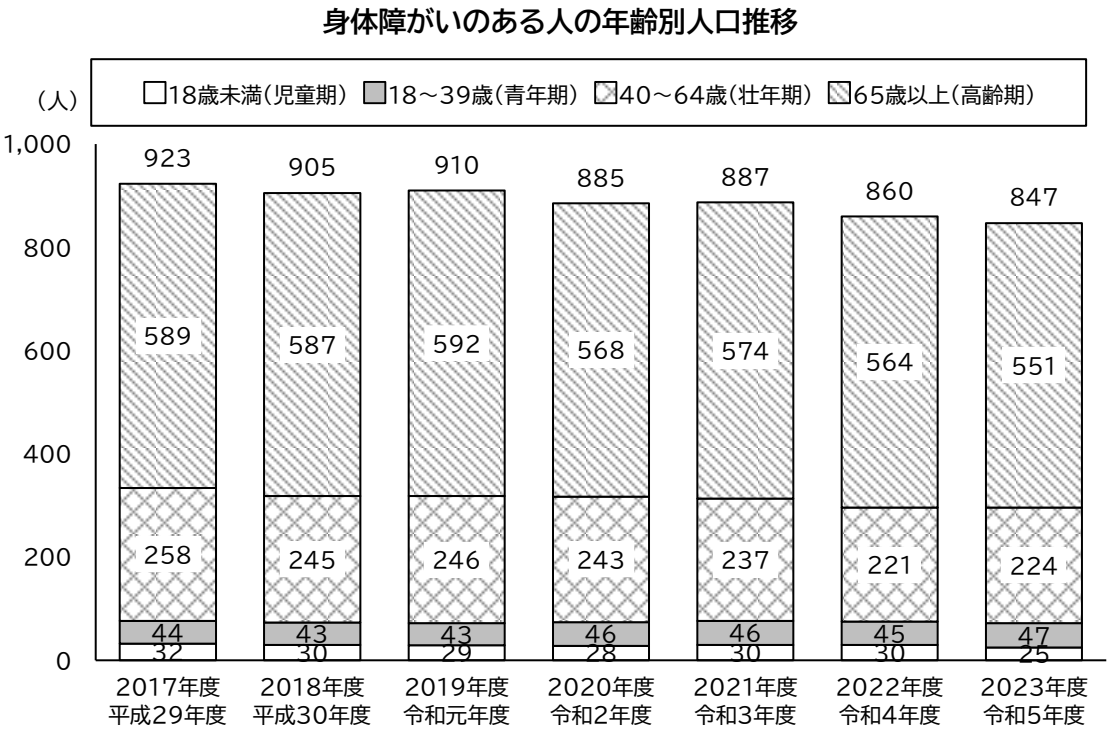
(2)身体障がいのある人の状況

①身体障がいのある人の年齢

身体障がいのある人の年齢区分では、「65歳以上」が最も多く、令和5年度(2023年度)は全体の約65%を占めています。

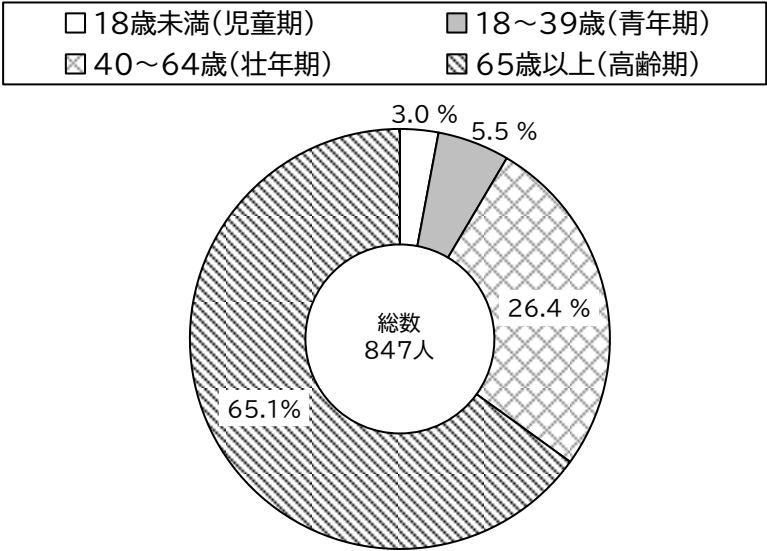
次に「40～64歳」が多いですが、平成29年度(2017年度)以降減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)では224人と全体の26%を占めます。

「18～39歳」と「18歳未満」はほぼ横ばいの傾向を示しており、令和5年度(2023年度)は「18～39歳」が47人で全体の5.5%、「18歳未満」が25人で全体の3.0%程度となっています。



資料:福祉課調べ

身体障がいのある人の年齢別人口構成比(令和5年度(2023年度))



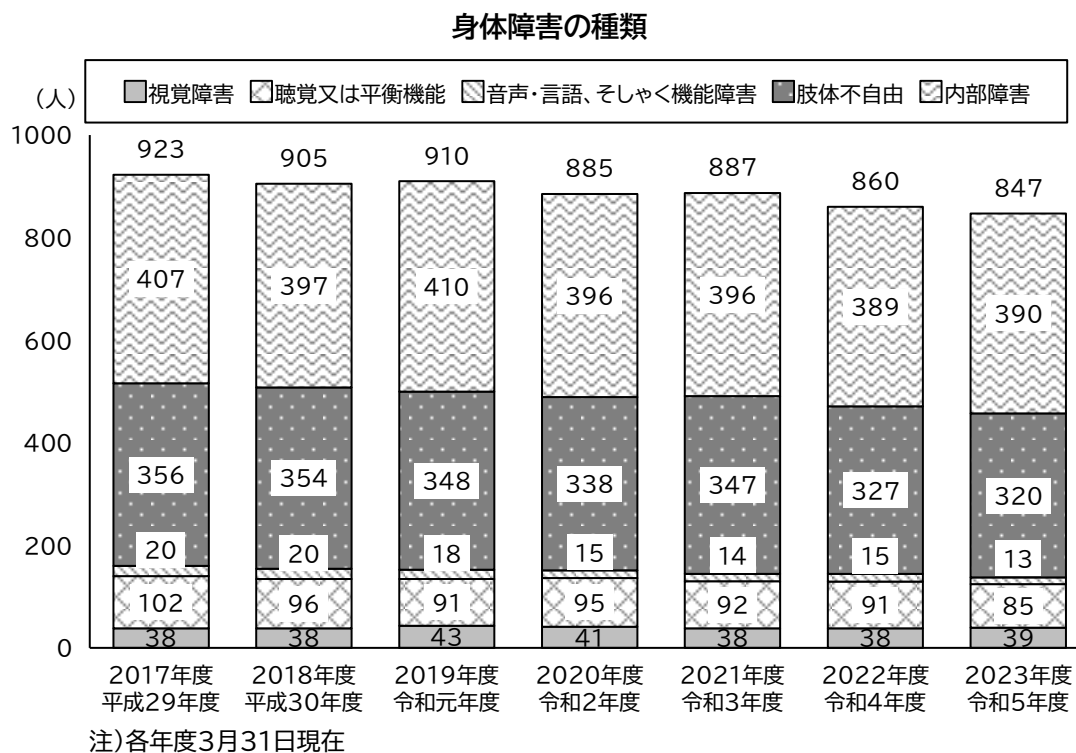
注)令和6年(2024年)3月31日現在

資料:福祉課調べ

②身体障害の内訳

身体障害の内訳では、「肢体不自由」と「内部障害」が多く、「内部障害」は400人程度、「肢体不自由」は350人程度で推移していますが、いずれもやや減少する傾向がうかがえます。また、令和5年度(2023年度)では両障害で全体の約84%を占めています。

「視覚障害」は40人程度で推移し、「聴覚・平衡機能障害」は90人程度で推移しています。また、「音声・言語、そしゃく機能障害」は令和元年度(2019年度)以降10人台で推移しています。



資料: 福祉課調べ

身体障害の内訳別人数の推移

(単位: 人、%)

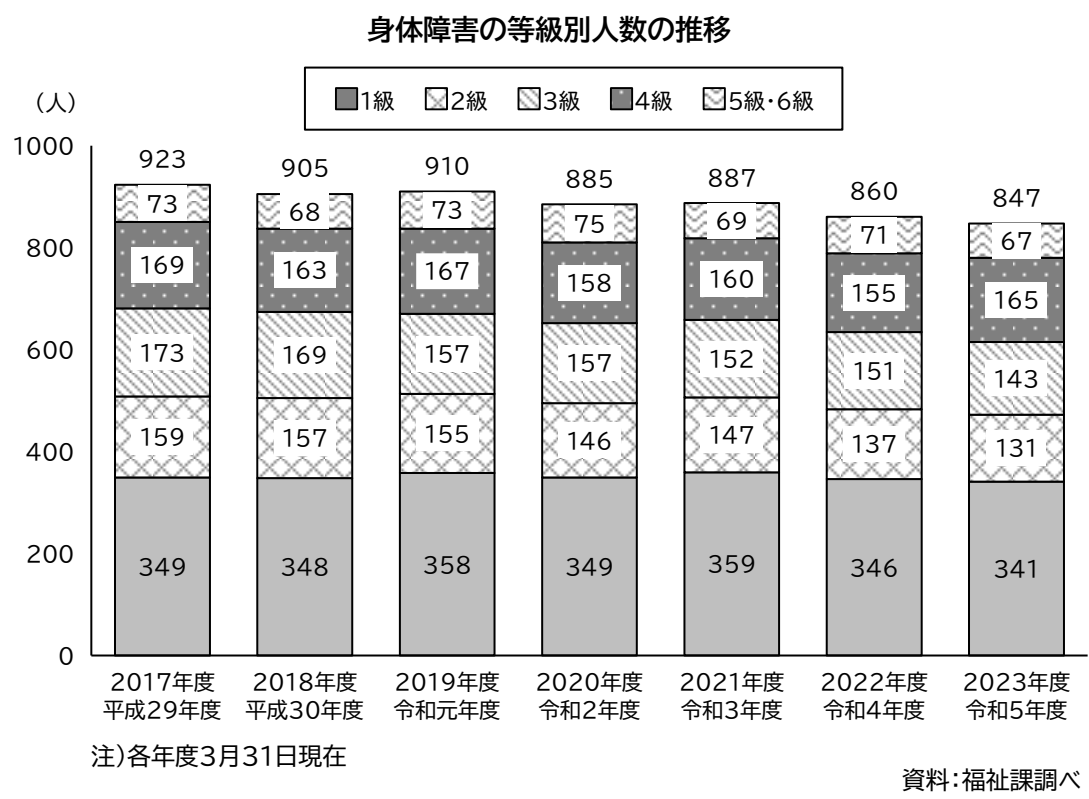
	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	923	905	910	885	886	860	847	100.0
視覚障害	38	38	43	41	38	38	39	4.6
聴覚又は平衡機能	102	96	91	95	92	91	85	10.0
音声・言語、そしゃく機能障害	20	20	18	15	14	15	13	1.5
肢体不自由	356	354	348	338	347	327	320	37.8
内部障害	407	397	410	396	396	389	390	46.0

資料: 福祉課 (各年度3月31日現在)

③身体障害の等級(程度)

身体障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)を見ると、毎年度「1級」が最も多く、令和5年度(2023年度)では341人となっています。次に「4級」が165人、「3級」が143人、「2級」が131人の順となっており、「5級・6級」が67人と最も少なくなっています。

また、等級別の構成比は「1級」が40.3%で、「2級」の15.5%を合わせると、重度者が約56%と半数以上を占めます。また「3級」と「4級」を合わせた中度者が36.4%、「5級・6級」の軽度者が7.9%と、障害の程度が軽いほど割合は低くなっています。



身体障害の等級別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	923	905	910	885	887	860	847	100.0
1級	349	348	358	349	359	346	341	40.3
2級	159	157	155	146	147	137	131	15.5
3級	173	169	157	157	152	151	143	16.9
4級	169	163	167	158	160	155	165	19.5
5級・6級	73	68	73	75	69	71	67	7.9

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

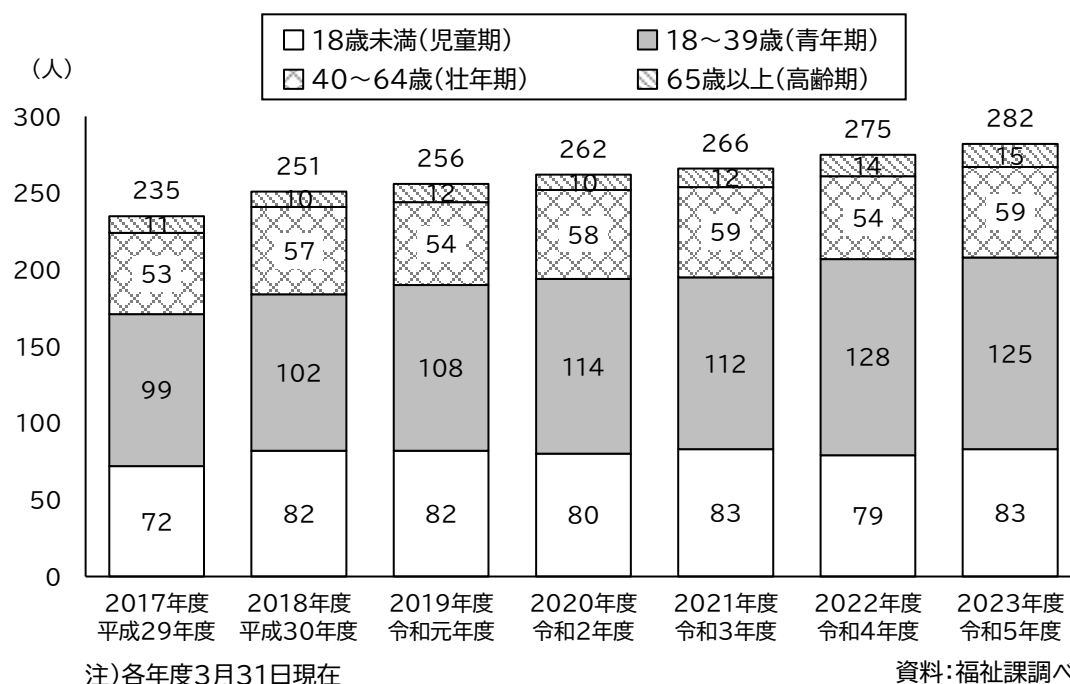
(3) 知的障がいのある人の状況

① 知的障がいのある人の年齢

知的障がいのある人の年齢区分では、毎年度「18～39歳」が最も多く、また、やや増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)では125人となっています。次に「18歳未満」が83人、「40～64歳」が59人、「65歳以上」が15人の順となっています。

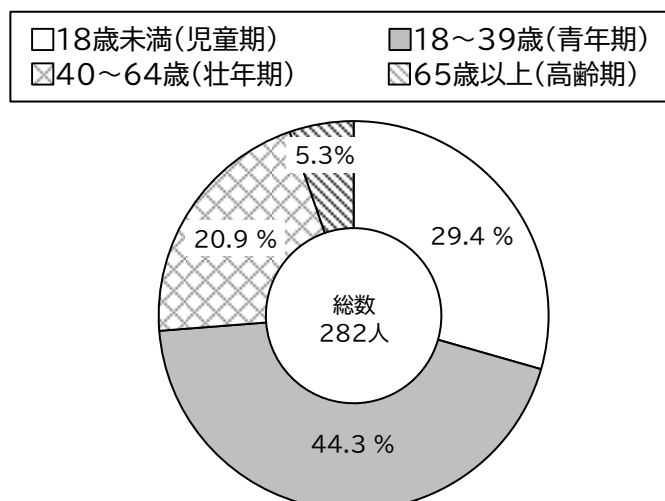
また、年齢区分別の構成比は、「18～39歳」が44.3%、次に「18歳未満」が29.4%、「40～64歳」が20.9%、「65歳以上」が5.3%となっています。

知的障がいのある人の年齢別人数の推移



資料:福祉課調べ

知的障がいのある人の年齢別人数構成比(令和5年)



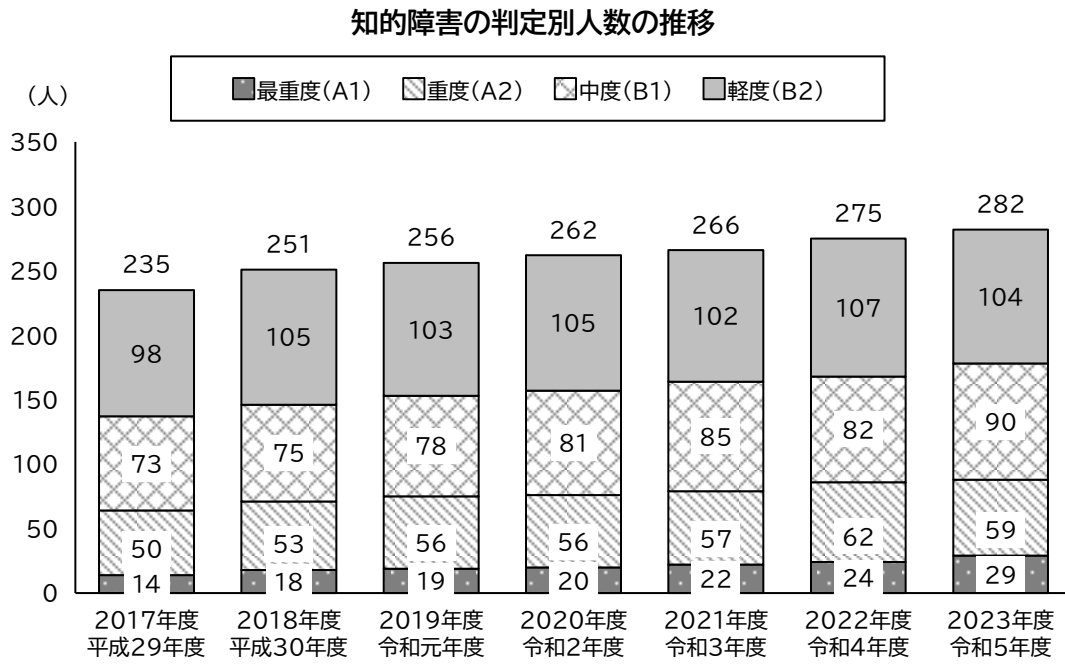
注)令和6年(2024年)3月31日現在

資料:福祉課調べ

②知的障害の判定(程度)

知的障害の判定別の人数は、毎年度「軽度(B2)」が最も多く、平成29年度(2017年度)以降は98人から107人で推移しています。次に、「中度(B1)」が73人から90人、「重度(A2)」が50人から62人、「最重度(A1)」が14人から29人の順で推移しています。以上のように、障害の程度が軽いほど人数は少なくなっています。

令和5年度(2023年度)の判定別の構成比をみると、「軽度(B2)」が36.9%、次に「中度(B1)」が31.9%、「重度(A2)」が20.9%で、「最重度(A1)」が10.3%となっています。



注)各年度3月31日現在

資料:福祉課調べ

知的障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	235	251	256	262	266	275	282	100.0
最重度(A1)	14	18	19	20	22	24	29	10.3
重度(A2)	50	53	56	56	57	62	59	20.9
中度(B1)	73	75	78	81	85	82	90	31.9
軽度(B2)	98	105	103	105	102	107	104	36.9

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

(4)精神障がいのある人の状況

①精神障がいのある人の年齢

「18歳未満」の精神障がいのある人は、平成29年度(2017年度)から令和5年度(2023年度)まで14人～21人で推移しています。「18歳以上」では、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までやや増加傾向にありました。

精神障がいのある人の年齢別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	365	360	375	380	398	406	401	100.0
18歳未満	14	16	15	17	20	19	21	5.2
18歳以上	351	344	360	363	378	387	380	94.8

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

②精神障害の等級(程度)

精神障害の程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、平成29年度(2017年度)から令和5年度(2023年度)まで199人～223人で推移しています。令和5年度(2023年度)の「3級」は93人、「1級」は92人となっています。

令和5年度(2023年度)の等級別の構成比をみると、「2級」が53.9%と半数以上を占め、次に「3級」が23.2%、「1級」が22.9%となっています。

精神障害の判定別人数の推移

(単位:人、%)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度	構成比
総数	365	360	375	380	398	406	401	100.0
1級	83	82	82	82	89	96	92	22.9
2級	199	187	200	210	223	218	216	53.9
3級	83	91	93	88	86	92	93	23.2

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

(5) 手当支給・医療費助成

① 手当支給状況

平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで、「障害児福祉手当¹」の支給件数は60件～74件程度、「特別障害者手当²」の支給件数は58件～78件程度で推移しています。

手当支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
障害児福祉手当	60	63	74	74	72	68
特別障害者手当	60	58	61	62	77	78
計	120	121	135	136	149	146

資料:福祉課(各年度末時点)

② 重度心身障がい者(児)医療費助成³

重度心身障がい者(児)医療費助成件数は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)の1,640件から、令和4年度(2022年度)では3,109件となっています。なお、令和元年度(2019年度)からは自動償還方式が導入されました。

助成支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
助成件数	1,640	1,652	2,641	2,915	3,057	3,109

資料:福祉課(各年度末時点)

¹ 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所の認定を受けた方に手当を支給します。

² 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者で、福祉事務所の認定を受けた方に手当を支給します。

³ 重度心身障害者(児)医療費助成制度

心身に重度の障がいを持つ人及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

① 育成医療⁴

育成医療の総支給件数は、令和4年度(2022年度)の18件が最も多く、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで5件～18件で推移しています。

令和4年度(2022年度)の育成医療の内訳を見ると、「音声・言語・そしゃく機能障害」が10件で最も多く、次に「肢体不自由」、「その他先天性内臓障害」が4件となっています。

育成医療支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
聴覚・平衡機能障害	1	2	1	0	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	2	5	3	4	4	10
肢体不自由	2	3	4	0	5	4
心臓機能障害	2	2	1	1	0	0
じん臓機能障害	0	0	0	0	0	0
その他先天性内臓障害	4	5	3	0	0	4
計(総支給件数)	11	17	12	5	10	18

資料:福祉課(各年度末時点)

② 更生医療⁵

更生医療の総支給件数は、100件前後で増減を繰り返し、令和4年度(2022年度)には112件となっています。

令和4年度(2022年度)の更生医療の内訳を見ると、「じん臓機能障害」が81件と最も多く、次に「心臓機能障害」が15件、「免疫機能障害」が13件となっています。

更生医療支給件数

(単位:件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
肢体不自由	0	0	0	0	0	1
心臓機能障害	32	19	15	12	12	15
じん臓機能障害	74	79	77	73	89	81
肝臓機能障害	1	1	1	1	2	2
免疫機能障害	9	11	11	11	13	13
計(総支給件数)	116	110	104	97	116	112

資料:福祉課(各年度末時点)

⁴ 育成医療

児童福祉法に規定する18歳未満の障がい児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

⁵ 更生医療

身体障害者福祉法に規定する18歳以上の身体障がい者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

③精神通院医療⁶費支給認定件数

精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成29年度(2017年度)の865件から令和4年度(2022年度)では1,374件となっています。支給のあった疾病としては、毎年度「気分(感情)障害」が最も多く、次に「統合失調症」で、この2つを合わせると、令和4年度(2022年度)では全体の56.1%を占めます。

そのほかでは「神経症」、「認知症」、「てんかん」が比較的多い状況です。

精神通院医療費支給認定件数の推移

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	構成比
統合失調症		243	232	290	288	296	295	21.5
気分(感情)障害		323	318	393	438	446	476	34.6
てんかん		68	63	60	69	81	83	6.0
中毒性精神障害	アルコール	19	20	25	46	47	54	3.9
	その他	3	4	3	3	3	5	0.4
知的障害		2	2	5	8	27	51	3.7
心因反応		0	0	0	0	0	0	0.0
非定形精神病		0	0	0	1	1	1	0.1
接枝分裂病		0	0	0	0	0	0	0.0
脳器質性精神障害 (認知症を除く)		21	10	18	11	16	17	1.2
認知症		55	59	65	68	81	89	6.5
神経症		57	60	79	79	105	142	10.3
人格障害		0	1	0	0	6	3	0.2
その他		74	60	113	96	123	158	11.5
計(総支給件数)		865	829	1,051	1,107	1,232	1,374	100.0

資料:福祉課(各年度末時点)

⁶ 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1割は原則自己負担ですが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となります。

(7)補装具費⁷の交付等の状況

補装具費の購入に関する交付件数は、令和2年度(2020年度)以降増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)の25件から令和4年度(2022年度)では40件となっています。補装具費の修理に関する交付件数は、平成29年度(2017年度)の41件から、令和4年度(2022年度)には50件となっています。

令和4年度(2022年度)に交付した補装具としては、「補聴器」が購入11件、修理24件と最も多く、次に「装具」が購入11件、修理6件、「車椅子」が購入5件、修理8件となっています。

補装具費の交付件数

(単位:件)

種目	2017 H29年度		2018 H30年度		2019 R1年度		2020 R2年度		2021 R3年度		2022 R4年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	0	7	0	7	0	3	1	1	1	1	1	4
装具	10	7	5	6	15	5	8	4	9	8	11	6
座位保持装置	1	1	2	2	1	1	2	2	1	3	4	1
盲人安全つえ	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0
義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
眼鏡	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
補聴器	7	12	12	8	18	9	9	16	11	8	11	24
人工内耳								0		0		3
車椅子	8	6	2	10	2	11	5	8	5	6	5	8
電動車椅子	2	8	0	4	0	6	0	7	2	5	1	4
歩行器	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
歩行補助つえ	1	0	3	0	3	0	0	0	1	0	0	0
重度障害者用意 思伝達装置	0	0	1	0	4	1	0	0	0	2	0	0
座位保持椅子	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(総交付件数)	33	41	27	38	47	36	25	38	33	33	40	50

※令和2年度(2020年度)から人工内耳(修理)が給付対象として追加

資料:福祉課(各年度末時点)

⁷ 補装具費

身体障がいのある人やこどもの失われた身体機能を補完・代替し、身体障がいのある人の就労その他日常生活の能率の向上、また、身体障がいのあるこどもについては、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者1割負担)を支給しています。

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「就労継続支援(B型)」が最も多く、令和4年度(2022年度)では93人が利用しています。次に「計画相談支援」の利用者が88人、「生活介護」の利用者が68人などとなっています。

「共同生活援助(グループホーム)」は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)の利用者が16人であったのが令和4年度(2022年度)には45人となっています。

反対に、「施設入所支援」は減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)の利用者が36人であったのが令和4年度(2022年度)には29人となっています。

障害福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
居宅介護(乗降介助除く)	66	58	59	47	43	50
重度訪問介護	2	2	2	3	3	4
行動援護	6	6	4	6	6	7
同行援護	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	67	67	71	66	64	68
自立訓練(機能訓練)	1	1	1	0	2	3
自立訓練(生活訓練)	9	7	3	8	5	8
宿泊型自立訓練	2	1	1	3	2	0
就労移行支援	13	4	5	10	10	1
就労定着支援	0	1	1	0	1	2
就労継続支援(A型)	44	48	41	39	42	46
就労継続支援(B型)	96	101	99	103	92	93
短期入所(ショートステイ)	17	20	11	9	17	21
療養介護	6	6	6	7	7	7
共同生活援助(グループホーム)	16	15	28	38	37	45
施設入所支援	36	34	33	33	31	29
計画相談支援	81	79	80	89	100	88
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

※サービスの重複利用あり

資料:福祉課(各年度3月分実績)

(2)障がい児福祉サービス利用者数

障がい児福祉サービスの実利用者数(各年度3月分実績)は、毎年度「放課後等デイサービス」が最も多く、かつ増加傾向にあり、利用者は平成29年度(2017年度)の90人から令和4年度(2022年度)の135人となっています。次に「障害児相談支援」が51人、「児童発達支援」が31人の利用となっています。

「保育所等訪問支援」はやや増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)には15人の利用があります。また、「医療型児童発達支援」は平成29年度(2017年度)から2人～3人が利用しています。

障がい児福祉サービス等実利用者数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
児童発達支援	28	35	36	31	30	31
医療型児童発達支援	3	3	3	3	3	2
居宅訪問型児童発達支援	—	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	90	102	104	113	112	135
保育所等訪問支援	4	3	6	6	8	15
障害児相談支援	39	59	45	55	62	51

※居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度(2018年度)からサービス開始

※サービスの重複利用あり

資料:福祉課(各年度3月分実績)

(3)北谷町内の障害福祉サービス等事業所数

障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスを提供する町内の事業所数は、令和5年度(2023年度)現在で53事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が12事業所と最も多く、次に「児童発達支援」が8事業所、「就労継続支援(B型)」、「計画相談支援」が各5事業所、「共同生活援助(グループホーム)」、「障害児相談支援」が各4事業所となっています。

北谷町内の障害福祉サービス等事業所数(平成30年度及び令和5年度)

(単位:事業所)

サービス名	2018年度 H30年度	2023年度 R5年度	増減
訪問系サービス	10	6	-4
居宅介護	4	3	-1
重度訪問介護	4	2	-2
同行援護	2	0	-2
行動援護	0	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	12	12	0
生活介護	2	2	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	1	1	0
就労定着支援	0	0	0
就労継続支援(A型)	4	2	-2
就労継続支援(B型)	4	5	1
自立生活援助	0	0	0
短期入所	0	1	1
療養介護	0	0	0
居住系サービス	1	4	3
共同生活援助(グループホーム)	1	4	3
施設入所支援	0	0	0
計画相談支援・地域相談支援	6	5	-1
計画相談支援	4	5	1
地域移行支援	1	0	-1
地域定着支援	1	0	-1
障害児通所支援	14	22	8
児童発達支援	5	8	3
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	8	12	4
保育所等訪問支援	1	2	1
障害児相談支援	4	4	0
障害児相談支援	4	4	0
計	47	53	6

資料:沖縄県 HP「指定事業所情報」各年度3月1日現在

4. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

① 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は町内の3事業所に委託しており、実利用者数は年度によってバラつきがありますが、令和4年度(2022年度)では132人の利用となっています。

障害者相談支援事業利用実績

(単位:箇所、人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	3	3	3	3
(基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施箇所	2	1	1	1	1	1
	実利用者数	159	147	228	48	83	132

資料:福祉課(各年度年間実績)

② 成年後見制度利用支援事業利用実績

成年後見制度利用支援事業は、成年後見等の申立及び報酬に係る費用負担が困難な方に対し費用助成を行うものであり、平成30年度(2018年度)、令和元年度(2019年度)、令和4年度(2022年度)に1件の利用がありました。

成年後見制度利用支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	1	0	0	1

資料:福祉課(各年度年間実績)

③意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)では21件～38件で推移しています。

手話通訳者設置事業では、令和2年度(2020年度)まで福祉課窓口到手話通訳者1人を設置していましたが、令和3年度(2021年度)以降は0人となっています。

意思疎通支援事業利用実績

(単位:件、箇所)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	11	22	8	21	38	23
手話通訳者設置事業	実施箇所	1	1	1	1	0	0

資料:福祉課(各年度年間実績)

④日常生活用具給付事業利用実績

日常生活用具給付事業の利用件数は、毎年度「排泄管理支援用具」が最も多く、令和4年度(2022年度)では468件の利用となっています。

日常生活用具給付事業利用実績

(単位:件)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
介護・訓練支援用具	実利用件数	0	1	1	4	3	7
自立生活支援用具	実利用件数	9	6	7	8	4	8
在宅療養等支援用具	実利用件数	4	1	1	3	1	5
情報・意思疎通支援用具	実利用件数	11	13	8	5	7	16
排泄管理支援用具	実利用件数	376	430	432	639	462	468
在宅生活動作補助用具(在宅改修費)	実利用件数	1	0	0	0	0	1

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑤手話奉仕員養成研修事業利用実績

手話奉仕員養成研修事業は、北谷町、嘉手納町、読谷村の3町村合同による持ち回りで実施しており、養成講座終了者に対し手話通訳者奉仕員への登録を促しています。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修は中止となりました。

なお、本町の手話奉仕員登録者数は、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで各年13人～19人の登録がありました。

手話奉仕員養成研修事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
手話奉仕員養成研修事業	研修参加者数	19	20	35	0	0	16
	新規登録者数	0	6	0	1	0	0
	登録者数	13	19	19	18	17	17

※研修参加者数は北谷町が主催した研修のみ計上。

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑥移動支援事業利用実績

移動支援事業は、契約事業所(現在27事業所)からガイドヘルパーが派遣されます。利用者数は平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで35人～41人程度で推移しています。

移動支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
移動支援事業	実利用者数	35	41	41	37	40	39

資料:福祉課(各年度年間実績)

⑦地域活動支援センター事業利用実績

地域活動支援センター事業は、町内の事業所に委託しI型で実施しています。利用者数はやや減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)が50人、令和4年度(2022年度)には38人の利用となっています。

地域活動支援センター事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
地域活動支援センター事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	50	48	47	44	35	38

資料:福祉課(各年度年間実績)

(2)任意事業

①日中一時支援事業

日中一時支援事業では、町と契約した事業所が、障がいのある人の日中活動の場を提供し、障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息の支援を実施しています。利用者数は、平成29年度(2017年度)から令和4年度(2022年度)まで82人～104人となっています。

日中一時支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
日中一時支援事業	実利用者数	89	98	104	96	99	82

資料:福祉課(各年度年間実績)

②社会適応支援事業利用実績

社会適応支援事業は、社会生活に困難がある障がいのある人について、社会生活への適応性を高めるために、町と契約した事業所からヘルパーが派遣されます。

利用者数は減少傾向にあり、平成29年度(2017年度)は12人の利用がありましたが、令和4年度(2022年度)では2人の利用となっています。

社会適応支援事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
社会適応支援事業	実利用者数	12	9	8	4	5	2

資料:福祉課(各年度年間実績)

③自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

自動車運転免許取得・改造助成事業の利用者は、平成29年度(2017年度)以降1人～4人となっています。

自動車運転免許取得・改造助成事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実利用者数	1	1	2	4	1	3

資料:福祉課(各年度年間実績)

④生活サポート事業利用実績

生活サポート事業は、介護給付費等の支給決定者以外の障がいのある人で、居宅における日常生活の支援が必要と認められる者に対し、町と契約した事業所からヘルパーが派遣され、一定期間の支援を行います。利用者は平成29年度(2017年度)に1人いましたが、平成30年度(2018年度)以降の利用はありません。

生活サポート事業利用実績

(単位:人)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3 年度	2022 R4年度
生活サポート事業	実利用者数	1	0	0	0	0	0

資料:福祉課(各年度年間実績)

5. 特別支援保育・特別支援教育の状況

(1) 特別支援保育

町内の保育所(園)及び認定こども園では、特別な支援を必要とするこどもに対し、特別支援保育を実施しています。対象となるこどもの数は、平成29年度(2017年度)以降17人～38人の間で推移しています。

特別支援保育対象のこどもの数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
町立保育園	19	21	14	16	14	20	16
認可保育園	11	8	3	12	18	18	14
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	29	17	28	32	38	30

資料:子ども家庭課(各年度4月1日時点)

(2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となるこどもの数は増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成29年度(2017年度)の125人から令和5年度(2023年度)には188人と、6年間で約1.5倍に増えています。

特別支援教育対象のこどもの数

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
幼稚園	11	24	24	22	22	24	20
小学校	74	98	115	97	108	114	115
中学校	40	43	54	56	53	62	53
合計	125	165	193	175	183	200	188

※預かり保育時の特別支援含む。また、小中学校は特別支援教育支援員が対応している人数。

資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難なこどものために、特別支援学級を設置しており、また、特別支援学級には「知的」、「情緒」、「難聴」、「病弱」、「肢体不自由」の5つの学級があります。

小学校の特別支援学級に在籍するこどもの数は増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)では59人でしたが、令和5年度(2023年度)には121人と約2倍に増えています。

また、「知的」と「情緒」の学級に在籍しているこどもが多く、令和5年度(2023年度)のこどもは「情緒」で62人、「知的」で52人となっています。

中学校の特別支援学級に在籍しているこどもの数も増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)では22人でしたが、令和5年度(2023年度)には46人と約2倍に増えています。また、令和5年度(2023年度)の生徒は、「知的」が24人で最も多く、次に「情緒」が20人となっています。

特別支援教育学級在籍のこどもの数(小中学校)

(単位:人)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度	2023 R5年度
小学校	59	71	101	125	117	126	121
知的	26	34	41	51	49	49	52
情緒	31	35	56	67	61	68	62
難聴	2	2	4	5	5	5	3
病弱	-	-	-	2	2	2	2
肢体不自由	-	-	-	-	-	2	2
中学校	22	26	31	24	32	38	46
知的	14	13	13	8	12	19	24
情緒	7	13	18	16	20	18	20
難聴	1	0	0	0	-	-	1
病弱	-	-	-	-	-	1	1
合計	81	97	132	149	149	164	167

資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

6. 障害等の早期発見・早期支援

(1) 乳幼児健康診査

① 乳児一般健康診査

乳児一般健康診査の受診率は、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)の間は80%台で推移し、令和2年度(2020年度)には79.9%に下がりましたが、その後は年々上がり、令和4年度(2022年度)には91.4%と最も高くなっています。

健診後にフォローを要する乳児の比率(要フォロー率=要フォロー児実人数/受診人数)について、令和4年度(2022年度)は29.5%となっています。

乳児一般健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
対象人数		682	685	536	577	578	557
受診人数		577	569	478	461	471	509
受診率(%)		84.6	83.1	89.2	79.9	81.5	91.4
要フォロー	実人数	161	192	143	105	152	150
	要フォロー率(%)	27.9	33.7	29.9	22.8	32.3	29.5

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

② 1歳6ヶ月児健康診査

1歳6ヶ月児健康診査の受診率は、平成29年度(2017年度)以降では令和元年度(2019年度)の94.0%が最も高く、そのほかの年度では79.0%~87.8%、令和4年度(2022年度)は87.7%となっています。

健診後にフォローを要する幼児の比率(要フォロー率)について、令和4年度(2022年度)は45.6%となっています。

1歳6ヶ月児健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
対象人数		369	339	318	301	290	310
受診人数		324	293	299	264	229	272
受診率(%)		87.8	86.4	94.0	87.7	79.0	87.7
要フォロー	実人数	167	128	156	106	103	124
	要フォロー率(%)	51.5	43.7	52.2	40.2	45.0	45.6

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

③3歳児健康診査

3歳児健康診査の受診率は、平成29年(2017年度)以降では令和元年度(2019年度)の96.2%が最も高く、そのほかの年度は70%台～90%台、令和4年度(2022年度)は93.5%となっています。

健診後にフォローを要する幼児の比率(要フォロー率)について、平成29年度(2017年度)以降29.9%～44.8%で推移しています。

3歳児健康診査の実績

(単位:人、%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
	対象人数	329	326	341	366	353	309
	受診人数	288	296	328	298	278	289
	受診率(%)	87.5	90.8	96.2	81.4	78.8	93.5
要フォロー	実人数	115	116	147	110	83	98
	要フォロー率(%)	39.9	39.2	44.8	36.9	29.9	34.0

資料:沖縄県小児保健協会、子ども家庭課、保健衛生課

(2)乳幼児健康診査の事後教室

乳幼児健康診査の事後支援として、発達上の支援を必要とする乳幼児について経過観察を行うとともに、親がこどもの発達や特性について学び、必要な支援が受けられるよう乳幼児健診事後教室を月1回程度実施しています。

参加している乳幼児の年齢は1歳児から5歳児までおり、1歳児と2歳児が比較的多い状況です。また、参加実人数は平成29年度(2017年度)以降では平成30年度(2018年度)の88人が最も多くなっています。

乳幼児健診後教室の実績

(単位:人、回)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
	開催回数	12	12	11	8	7	12
	年間参加実人員	24	26	27	18	16	24
	年間参加延人員	74	88	67	44	43	64
参 加 時 年 齢	1 歳児	11	4	2	0	1	4
	2 歳児	10	14	14	10	7	11
	3 歳児	3	3	9	7	7	8
	4 歳児	0	5	2	1	1	1
	5 歳児以上	0	0	0	0	0	0

※教室の定員は10組以内

資料:育ちの支援センター「いっぽ」、子ども家庭課

(3)早期の発達支援

育ちの支援センター「いっぽ」(平成25年(2013年度)12月に開所)では、発達上の支援を必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、以下の事業を実施しています。

① 療育グループ

少人数での楽しい遊びや経験を通して、こどもの気持ちや意欲を育み、心身の発達を促しています。参加人数は、平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)では20人前後で推移しており、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)では15人前後で推移しています。

また、年間延利用回数は、平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)では、272回～297回実施しており、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)では150回前後、令和4年度(2022年度)では232回となっています。

療育グループ事業実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間参加実人数	21	19	20	16	11	15
年間利用延回数	297	286	272	155	151	232

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

② 発達相談

臨床心理士による発達相談を行っており、相談総件数は平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)までは70件～82件、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)では35件～54件となっています。

発達相談実施状況

(単位:人、件)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間件数	77	82	70	51	35	54
保育士対応件数(内数)	47	82	35	31	25	53

※育児相談は、保育士が対応

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

③ 施設開放

施設内の遊具等を使って楽しく遊べるよう、平成26年度(2014年度)から週2回施設を開放しています。年間の実利用者数は6人～24人、年間1人あたり平均利用回数は2～7.2回で推移しています。

施設開放実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間利用実人数	24	10	14	6	11	12
年間利用延回数	90	72	29	16	17	47
年1人あたり平均利用回数	3.75	7.2	2	2.6	1.5	3.9

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

④ 一時保育

平成26年度(2014年度)から一時保育を週2回行っており、利用実人数は0人～6人で推移しています。令和3年度(2021年度)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者はいませんでした。

年間延利用回数は、平成29年度(2017年度)が83回と最も多く、令和4年度(2022年度)では48回となっています。また、年間1人あたり平均利用回数は、令和4年度(2022年度)が24回で最も多くなっています。

一時保育実施状況

(単位:人、回)

	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
年間利用実人数	6	4	3	2	0	2
年間利用延回数	83	75	34	4	0	48
年1人あたり平均利用回数	13.8	18.7	11.3	2	0	24

資料:育ちの支援センター「いっぽ」

(4)特定健康診査・特定保健指導

本町の特定健康診査の受診率は、平成29年度(2017年度)～令和元年度(2019年度)は35%程度で推移しており、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)には28%程度、令和4年度(2022年度)は31.1%となっています。

また、本町の特定保健指導の実施率は、平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)は60%台で推移しており、令和4年度(2022年度)は55.9%となっています。

沖縄県と比べると、特定健康診査の受診率は毎年度本町が低く、特定保健指導実施率は平成30年度(2018年度)と令和2年度(2020年度)以外の年度では本町が高くなっています。

特定健康診査・特定保健指導実施状況

(単位:%)

		2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
特定健康診査 受診率	北谷町	35.8	35.1	35.4	27.5	28.1	31.1
	沖縄県	39.1	39.3	38.6	32.1	32.8	34.5
特定保健指導 実施率	北谷町	69.5	60.9	68.8	60.5	63.5	55.9
	沖縄県	60.0	63.8	67.2	61.3	62.3	61.9

資料:厚生労働省 HP「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」、保健衛生課

7. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

① 調査の目的

障がい者計画を策定するにあたり、障がいのある人などを対象に、障害の状況、普段困っていること、福祉サービスとして充実して欲しい内容などについて把握し、計画に反映するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査の対象

・障がいのある18歳以上の人	944人
・障がいのある18歳未満の子どもと保護者	112人
・施設に入所されている人	25人
・上記以外の町民	1,300人

③ 調査の期間

○令和5年(2023年)9月20日～令和5年(2023年)10月8日

④ 調査方法

○郵送による配布及び回収

⑤ 回収結果

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
・障がいのある18歳以上の人	940 票	300 票	31.9%
身体障害者手帳	464 票	158 票	34.1%
療育手帳	163 票	49 票	30.1%
精神障害者保健福祉手帳	286 票	72 票	25.2%
その他	27 票	21 票	77.8%
・障がいのある18歳未満の子どもと保護者	112 票	37 票	33.0%
身体障害者手帳	28 票	13 票	46.4%
療育手帳	70 票	24 票	34.3%
精神障害者保健福祉手帳	13 票	3 票	23.1%
不明(手帳の所持状況について無回答の人)	1 票	1 票	100.0%
・施設に入所されている人	25 票	20 票	80.0%
・上記以外の町民	1,300 票	382 票	29.4%

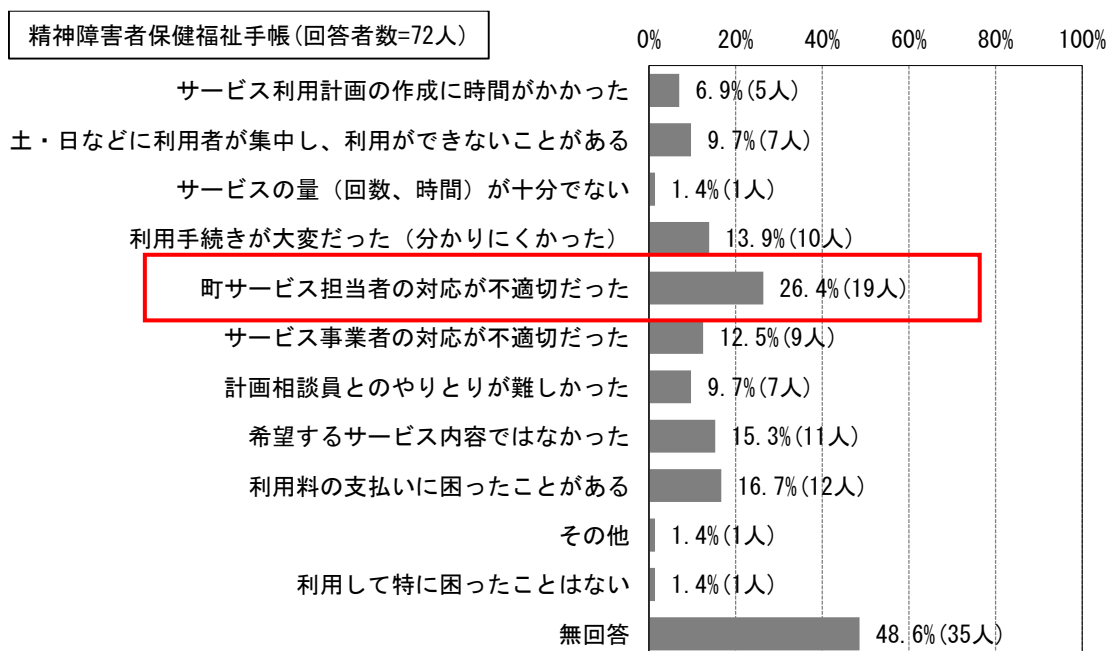
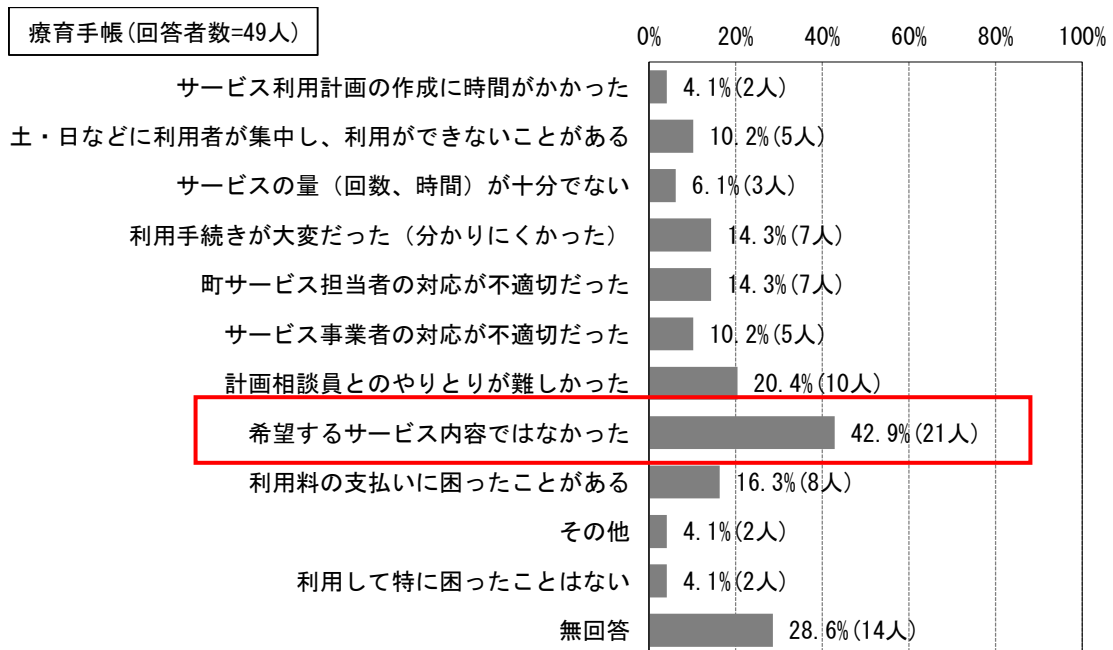
※手帳の重複所持者がいるため、合計値が一致しない場合があります。

(2) アンケートの調査結果

① 福祉サービス利用時に不便だったこと、困ったこと(複数回答あり)

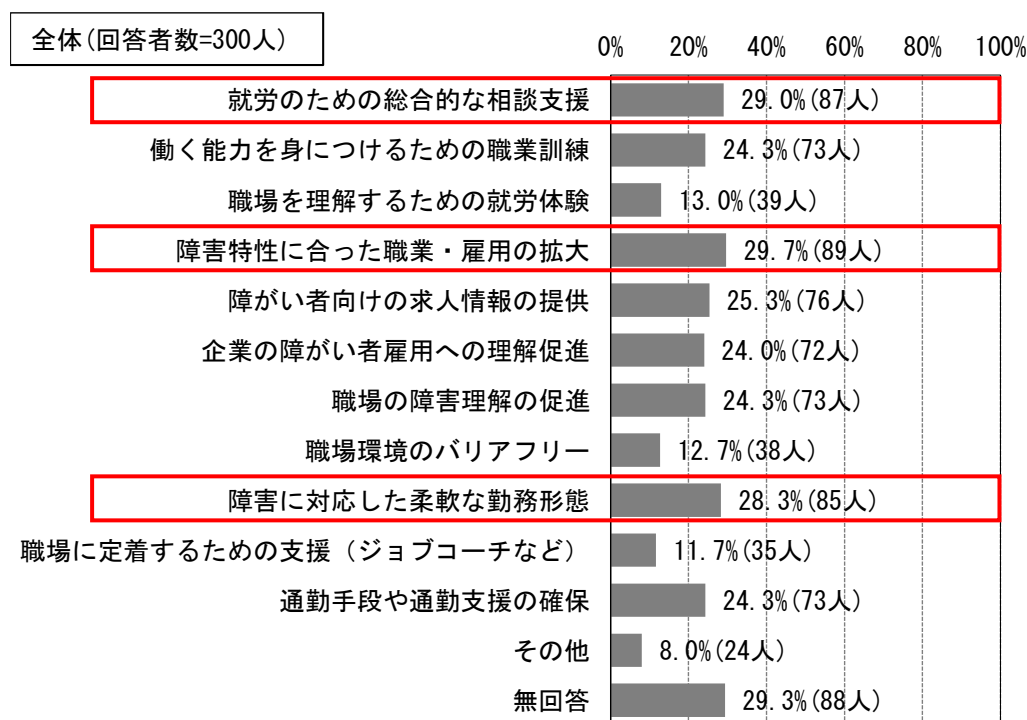
○療育手帳所持者で「希望するサービス内容ではなかった」が42.9%(21人)となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者で「町サービス担当者の対応が不適切だった」が26.4%(19人)などとなっています。



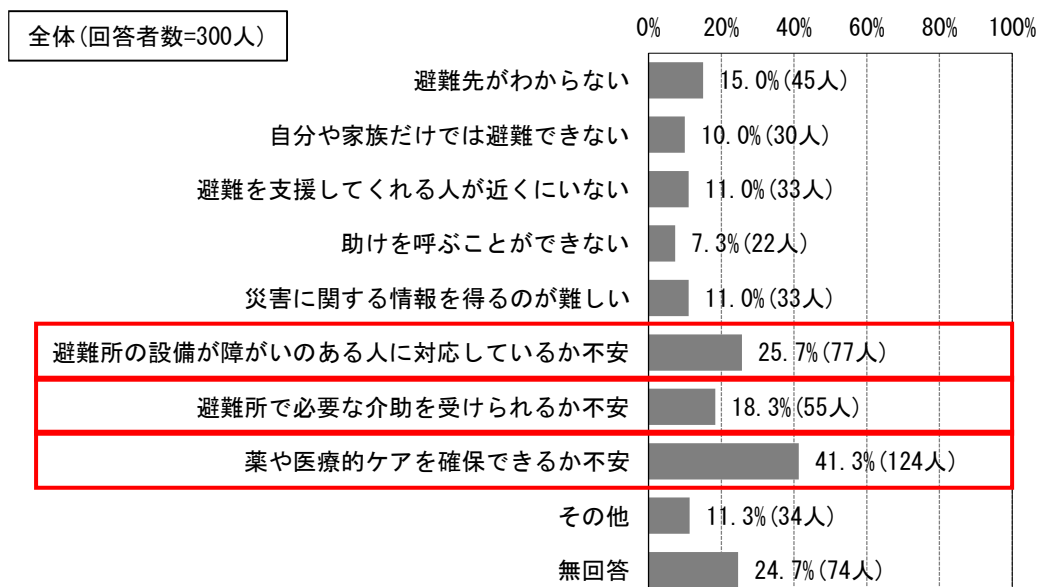
②障がい者の就労支援で必要なこと(複数回答あり)

○「障害特性に合った職業・雇用の拡大」が29.7%(89人)で最も多く、次いで「就労のための総合的な相談支援」、「障害に対応した柔軟な勤務形態」が上位にあげられています。



③災害時に困ること(複数回答あり)

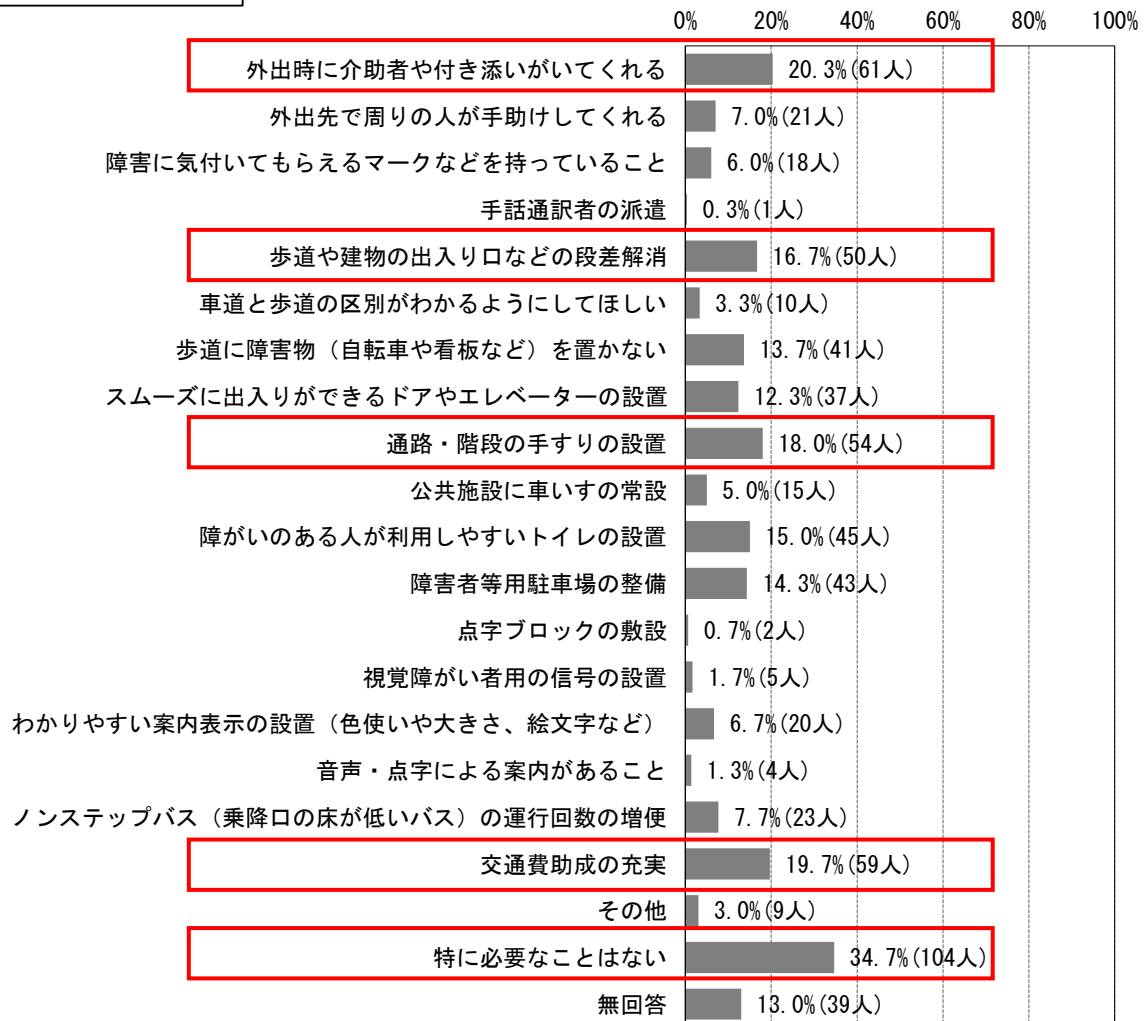
○「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が41.3%(124人)で最も多く、次いで「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が上位にあげられています。



③外出時に困ること(複数回答あり)

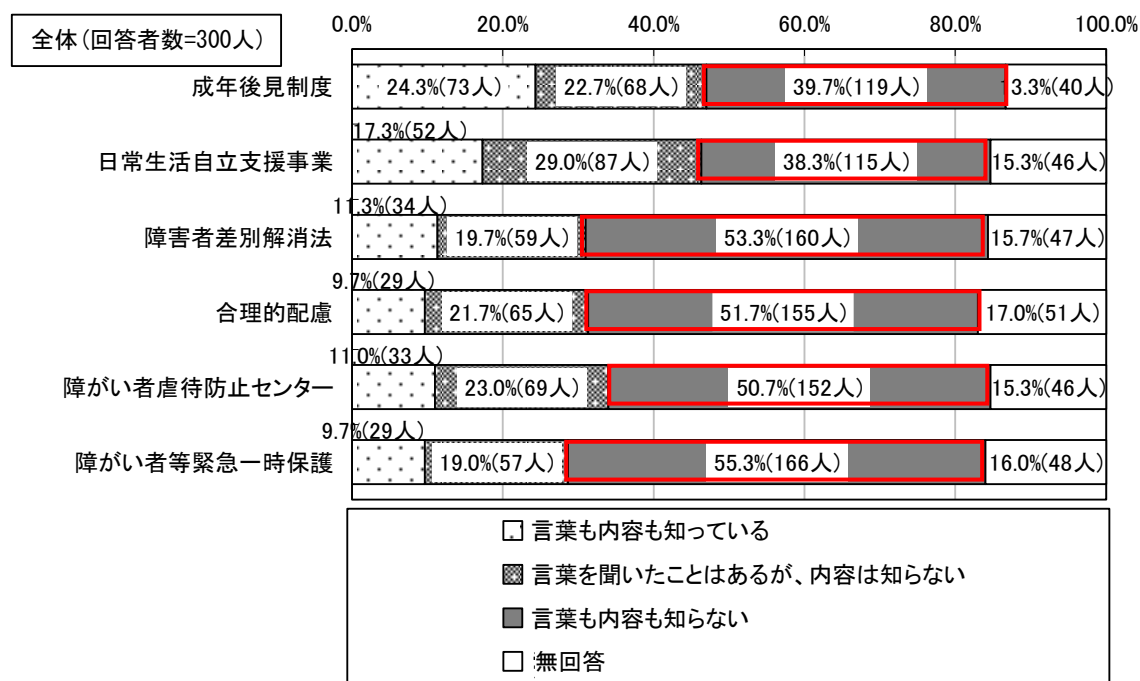
○「特に必要なことはない」が34.7%(104人)で最も多い状況です。外出時の困りごととしては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」、「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」などが上位にあげられています。

全体(回答者数=300人)



④権利擁護に関する言葉の認知度

○成年後見制度⁸、日常生活自立支援事業⁹、障害者差別解消法¹⁰、合理的配慮¹¹、障がい者虐待防止センター¹²、障がい者等緊急一時保護¹³、上記のいずれに対しても「言葉も内容も知らない」と回答した人が多い状況です。



⁸ 成年後見制度

知的障害、精神障害などの理由でひとりで決めることが心配な方々が、様々な契約や手続きをする際に法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行う制度をいいます。

⁹ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

¹⁰ 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013年)6月に制定された法律です。

¹¹ 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で配慮することをいいます。

¹² 障がい者虐待防止センター

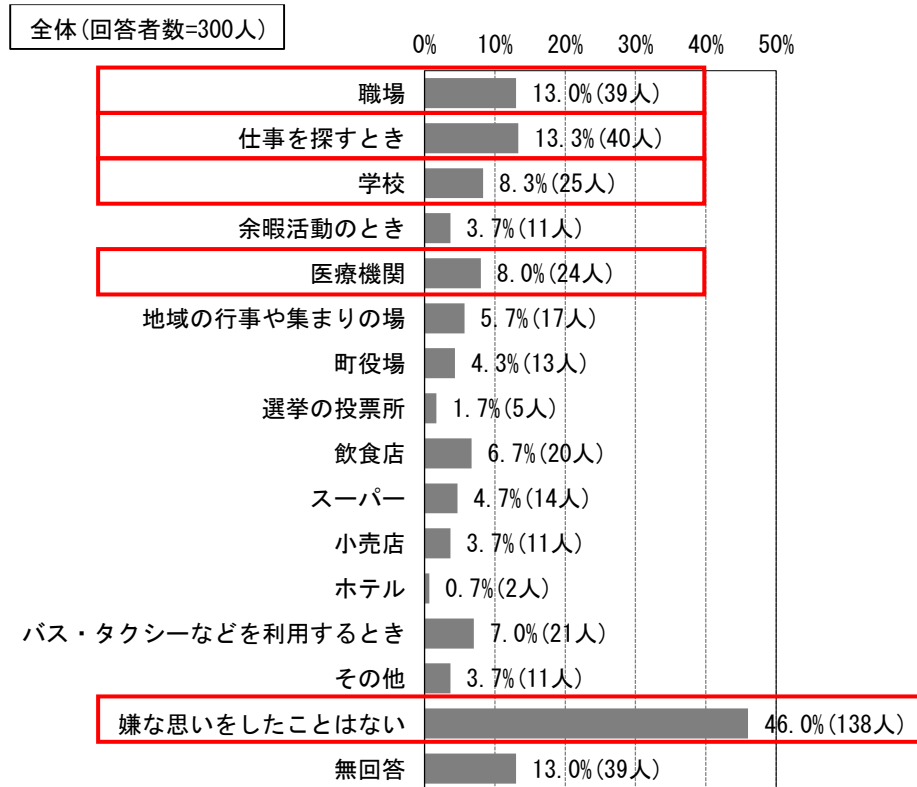
虐待の防止や早期発見・早期対応、家族などの養護者に対する支援を充実すること等により、障がいのある人の尊厳の保持、自立や社会参加の促進を図り、権利利益を養護することを目的として設置される機関です。

¹³ 障がい者等緊急一時保護

介護者が病気や冠婚葬祭等で障がいのある人を介護できなくなったときに、施設で一時的に保護する制度です。

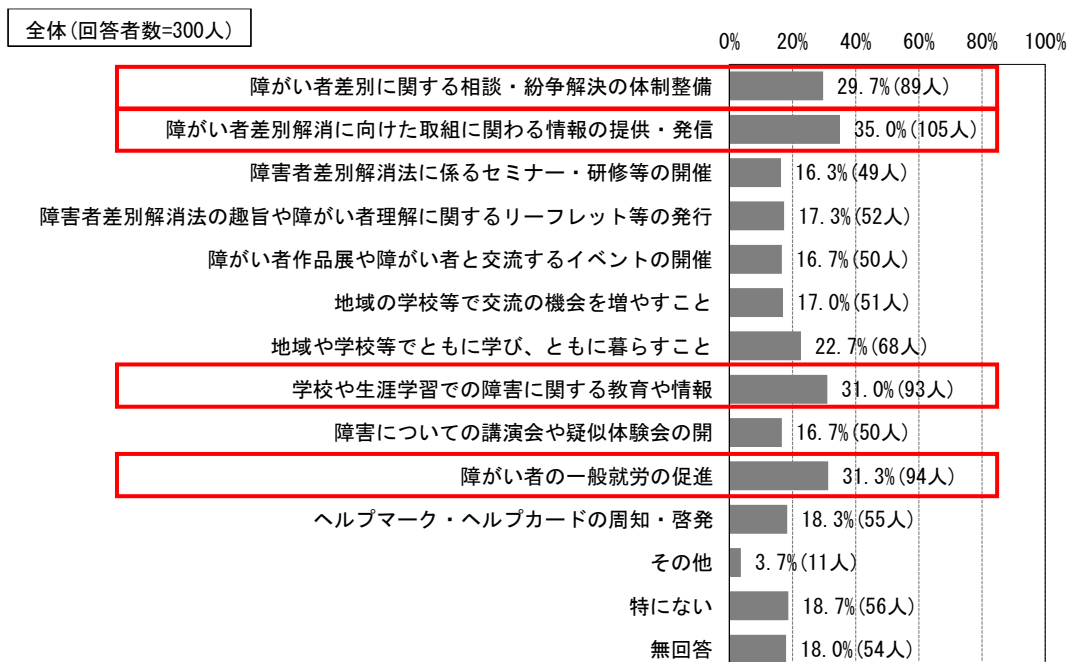
⑤障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあるかどうかについて(複数回答あり)

○「嫌な思いをしたことはない」が46.0%(138人)で最も多い状況です。嫌な思いをしたことがある場面としては、「職場」、「仕事を探すとき」、「学校」、「医療機関」が主にあげられています。



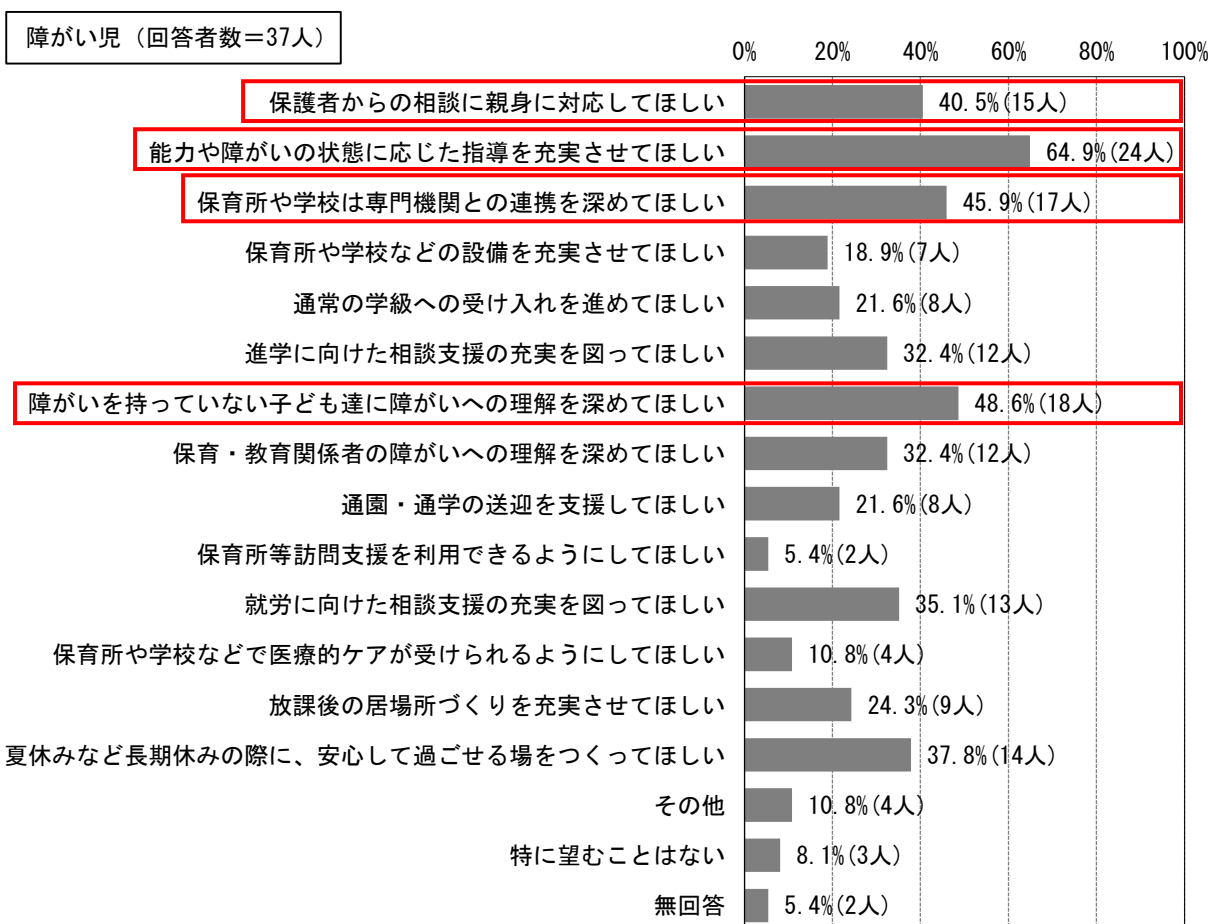
⑥障がい者の差別解消を進めるために必要なこと(複数回答あり)

○「障がい者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」が35.0%(105人)で最も多く、次いで「障がい者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」、「障がい者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が上位にあげられています。



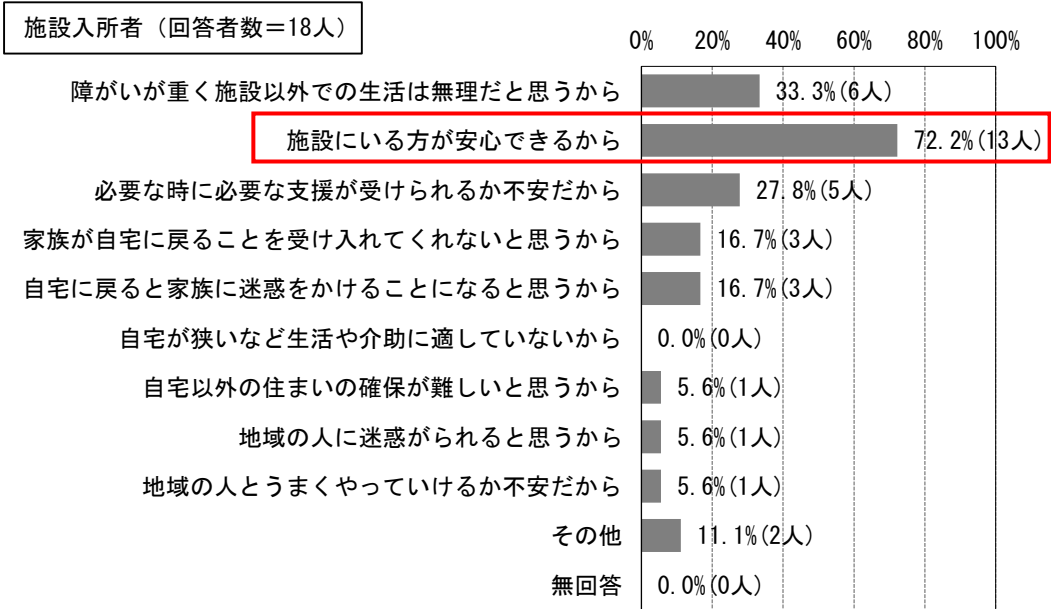
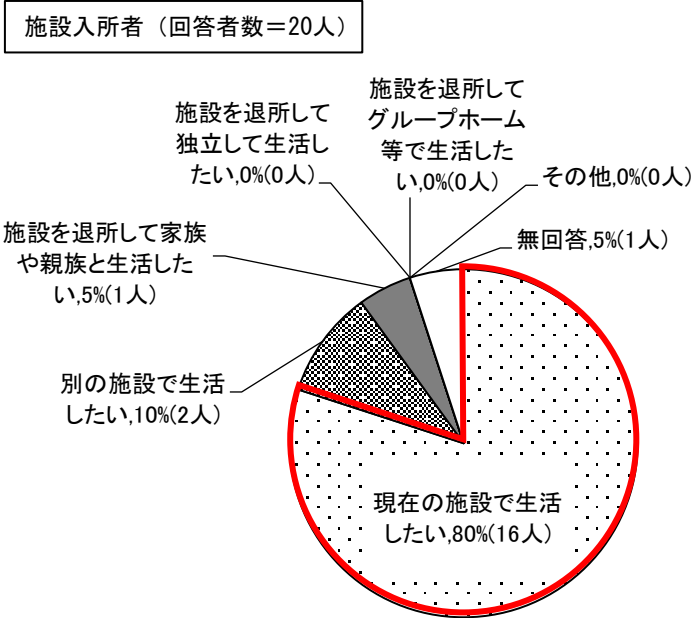
⑦障がい児の保育・療育・教育について望むこと(複数回答あり)

○「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が64.9%(24人)で最も多く、次いで「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が上位にあげられています。



⑧施設入所者の今後の生活場所の希望(複数回答あり)

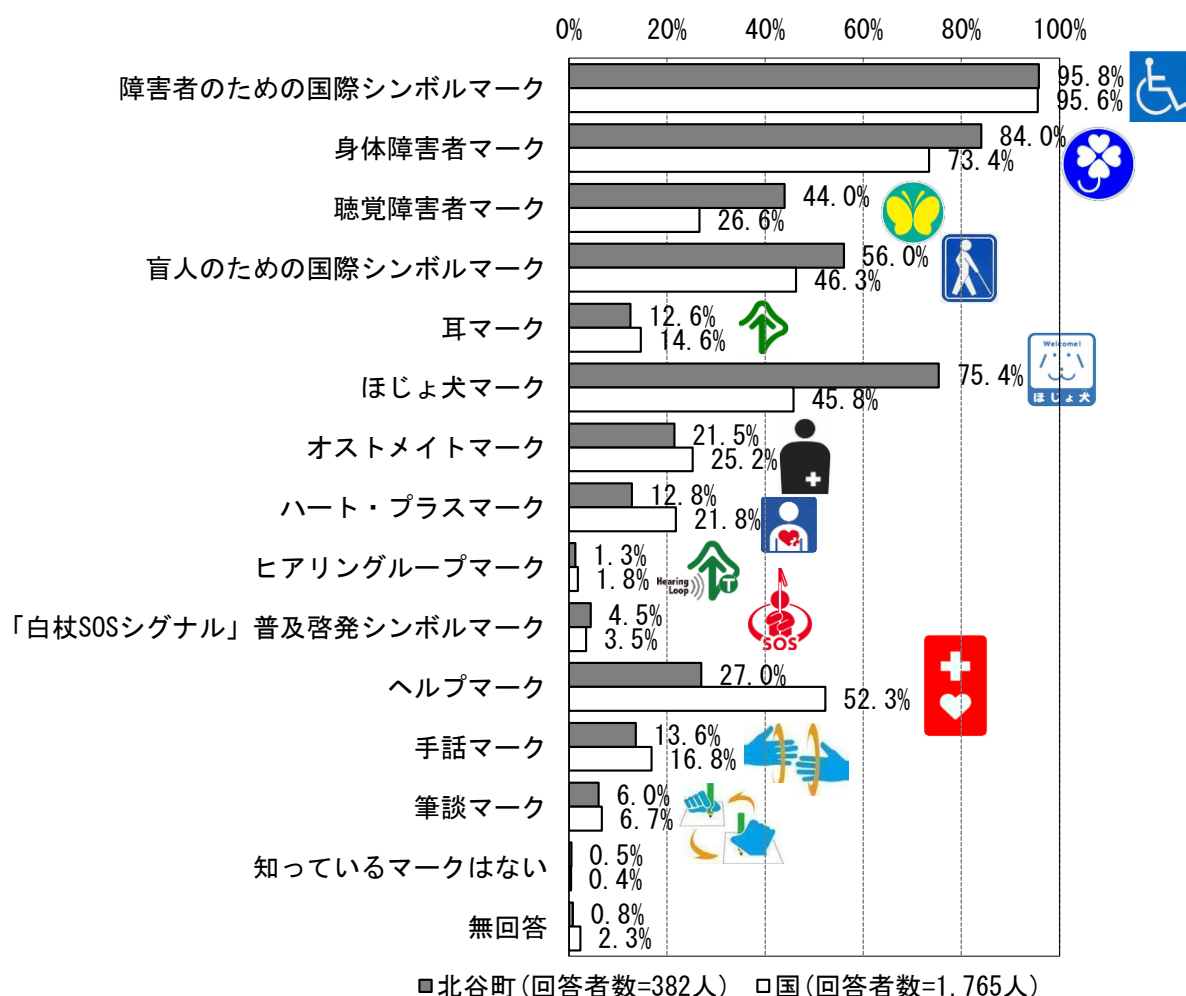
- 「現在の施設で生活したい」が8割(16人)を占めています。
- 施設を出たくない理由として「施設にいる方が安心できるから」が72.2%(13人)で、多い結果となっています。



⑨町民の障がい者支援マークの認知度

○「障害者のための国際シンボルマーク」、「身体障害者マーク」、「聴覚障害者マーク」、「盲人のための国際シンボルマーク」、「ほじょ犬マーク」は、国の世論調査に比べて認知度が高い状況です。特に、「ほじょ犬マーク」は、国の世論調査の認知度45.8%に対し、北谷町民の認知度は75.3%となっています。

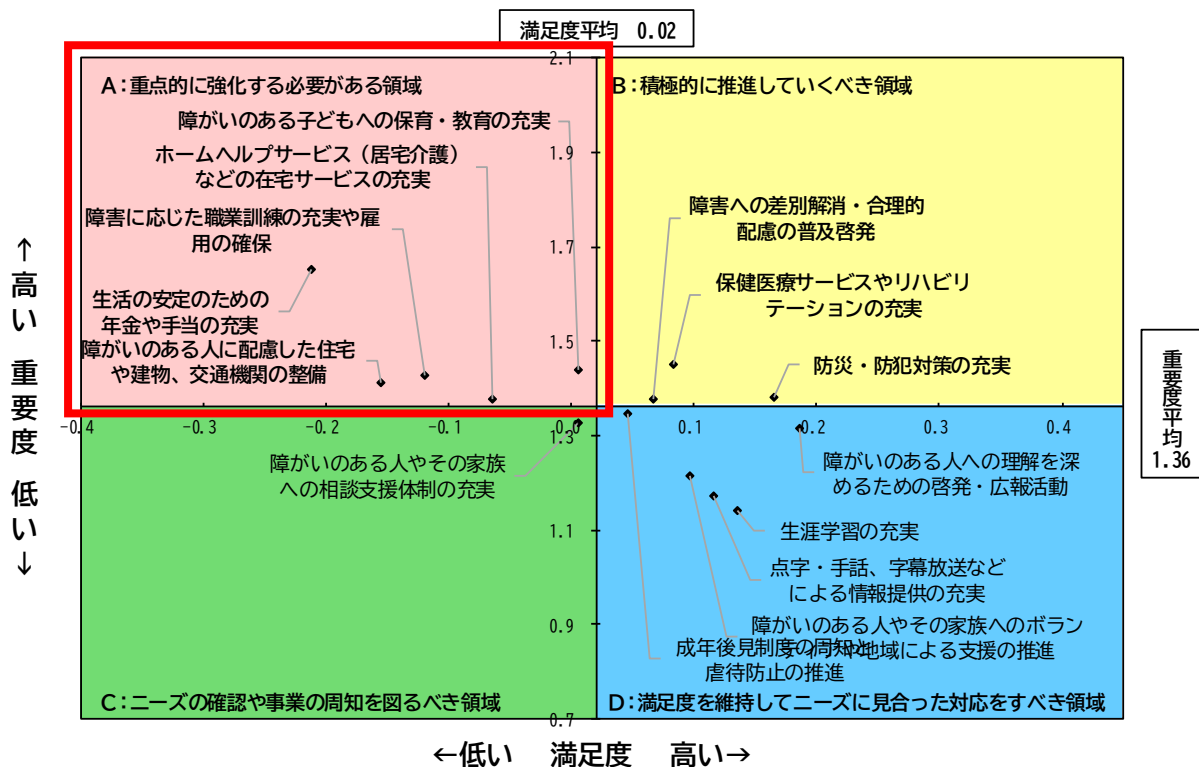
○「オストメイトマーク」、「ハート・プラスマーク」、「ヘルプマーク」、「手話マーク」、「筆談マーク」は、国の世論調査に比べて北谷町民の認知度が低い状況です。特に、「ヘルプマーク」は国の世論調査の認知度52.3%に対し、北谷町民の認知度は27.1%となっています。



⑩北谷町障がい者施策に対するポートフォリオ分析結果

○満足度が低く、重要度が高い施策として以下の5施策があげられています。

- ・障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- ・障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
- ・障がいのある子どもへの保育・教育の充実
- ・ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実
- ・生活の安定のための年金や手当の充実



8. 第4次障がい者計画の進捗状況

(1) 第4次障がい者計画全体の進捗状況

北谷町第4次障がい者計画で設定した基本目標ごとの施策・事業について、令和5年(2023年)10月に所管課による自己評価(現状把握・課題整理)を行いました。

145施策・事業中、「◎:目標達成」が73件(50.3%)、「○:2/3程度達成」が33件(22.8%)、「△:目標達成に至らず課題残る」が31件(21.4%)、「×:未実施」が8件(5.5%)となっています。

×(未実施)の事業は、「消費者被害に対する相談支援の推進」、「重度障害者等包括支援」、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「自立生活援助」、「地域定着支援」、「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置」、「生活サポート事業」があげられています。町内に利用者がいないことや、コロナ禍の影響等により事業未実施となっています。

評価区分	達成度判断基準
◎	目標達成
○	2/3程度達成
△	目標達成に至らず課題残る
×	未実施

基本目標 \ 評価区分	◎	○	△	×	計
基本目標1 共生社会の確立	18 40.0%	16 35.6%	10 22.2%	1 2.2%	45 100.0%
基本目標2 生活基盤の支援	16 72.7%	2 9.1%	4 18.2%	0 0.0%	22 100.0%
基本目標3 自立基盤の整備	39 50.0%	15 19.2%	17 21.8%	7 9.0%	78 100.0%
合 計	73 50.3%	33 22.8%	31 21.4%	8 5.5%	145 100.0%

(2)基本目標1 共生社会の確立の進捗状況

「1. 障がい者理解・地域支援の推進」における障がい者理解の推進については、町公式ホームページへの掲載やリーフレット配布、イベント等の活用による情報発信を行い、おおむね順調に進捗しています。一方、地域支援の推進については、ボランティア活動におけるニーズと支援のマッチング等の課題が残っています。

「2. 相談支援・情報提供等の充実」については、委託相談事業所において相談支援体制の充実・強化、人材育成に取り組んでおり、おおむね順調に進捗しています。意思疎通支援については、手話通訳者・要約筆記者派遣事業等により、聴覚障がいのある人のニーズに対応しています。一方、手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により養成講座が中止となったため、当初の予定よりも手話奉仕員の新規登録者が増えていない状況です。

「3. 権利擁護・虐待防止の推進」については、成年後見制度の周知啓発や、事業者向けの虐待防止研修等を行っており、順調に進捗しています。

「4. 防災・防犯対策の充実」については、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時・緊急時の情報提供に係るマニュアルを作成しました。今後は、避難行動要支援者名簿に基づく関係機関との連携強化、個別避難計画の作成、福祉避難所の運営方法や医療的ケアを必要とする方の支援体制の検討が必要です。

施策の方向性 \ 評価区分	◎	○	△	×	計
1. 障がい者理解・地域支援の推進	4	2	4	0	10
	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
2. 相談支援・情報提供等の充実	9	8	2	0	19
	47.4%	42.1%	10.5%	0.0%	100.0%
3. 権利擁護・虐待防止の推進	2	2	0	0	4
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4. 防災・防犯対策の充実	3	4	4	1	12
	25.0%	33.3%	33.3%	8.3%	100.0%
合 計	18	16	10	1	45
	40.0%	35.6%	22.2%	2.2%	100.0%

(3)基本目標2 生活基盤の支援の進捗状況

「1. 住みよい環境づくりの推進」については、公共施設のバリアフリー化、外出支援、町営住宅入居への配慮、グループホームの確保、その他住居入居支援等を行い、概ね順調に進捗しています。公共施設におけるわかりやすい案内表示の整備については、所管課によって進捗度にバラつきがあり、必要性や需要等を把握した上で事業を進めていく必要があります。

「2. 社会参加・就労支援の推進」については、交流・スポーツ・学習活動等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催出来ない事業もありましたが、スポーツ活動支援、地域活動支援センター利用促進、行事等への参加支援(行動援護、同行援護等)、必要な支援を行うことが出来ました。就労支援における施策のうち、「就労定着支援」、「就労継続支援」、「障害者優先調達」は概ね順調に進捗していますが、「町行政職の障害者法定雇用率の維持」は、未達成の年度もあることから、障害者活躍推進計画の取組を継続して実施する必要があります。福祉施設から一般就労への移行については、年度により利用者の増減幅があるため、町内企業への定期的な周知・啓発や就労移行支援利用者のニーズ等を的確に把握する必要があります。

評価区分 施策の方向性	◎	○	△	×	計
1.住みよい環境づくりの推進	6	1	1	0	8
	75.0%	12.5%	12.5%	0.0%	100.0%
2.社会参加・就労支援の推進	10	1	3	0	14
	71.4%	7.1%	21.4%	0.0%	100.0%
合 計	16	2	4	0	22
	72.7%	9.1%	18.2%	0.0%	100.0%

(4)基本目標3 自立基盤の整備の進捗状況

「1.保健・医療の充実」については、全世代を通じた健康づくり、障害の原因となる疾病等の発症予防、重症化予防の取組、精神保健福祉の推進等により、概ね順調に進捗しています。しかし成人の生活習慣病予防において、特定健康診査、特定保健指導については、新型コロナウイルス感染症等の影響による受診率、実施率の低下が見られます。新たな障害の原因となる疾病や事故等の予防、早期発見・早期支援のため、保健・医療・福祉の各種取組および連携が必要です。

「2. 保育・教育の充実」については、特別支援保育、特別支援教育ともに概ね順調に進捗しています。なお、小中学校においては、特別支援学級に在籍するこどもが年々増加しており、インクルーシブ教育システム理念の普及やスキルアップのため、教職員への研修等を実施していく必要があります。また、放課後児童クラブを利用する特別な支援を必要とするこどもの受入体制は、利用するこどもの数に応じて、職員体制等の確保に努めています。

「3. 自立生活支援サービスの推進」については、訪問系サービスは概ね順調に進捗していますが、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談支援・地域相談支援では、計画見込を下回るなど課題が見られます。障がい児支援については、障がいのあるこどもの相談が年々増加しており、地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置検討を推進する必要があります。また、平成29年度から令和5年度までの間、中部圏域内で11カ所の児童通所支援事業所が重症心身障がい児を支援する事業所として指定を受けました。

評価区分 施策の方向性	◎	○	△	×	計
1.保健・医療の充実	7	7	4	0	18
	38.9%	38.9%	22.2%	0.0%	100.0%
2.保育・教育の充実	7	4	1	0	12
	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	100.0%
3.自立生活支援サービスの推進	25	4	12	7	48
	52.1%	8.3%	25.0%	14.6%	100.0%
合 計	39	15	17	7	78
	50.0%	19.2%	21.8%	9.0%	100.0%

9. 障がいのある人を取り巻く計画課題

本町における障がいのある人の状況やアンケート調査の結果、第4次障がい者計画の進捗状況を踏まえ、計画の課題を分野別に整理すると次のとおりとなります。

(1) 共生社会の実現について

① 障害を理由とする差別の解消及び地域支援

- 障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがある場面としては、「職場」、「仕事を探すとき」、「学校」、「医療機関」が主にあげられています。
- 障がいのある人の差別解消を進めていくために必要なこととして、「障がい者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」、「障がい者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」、「障がい者差別に関する相談・紛争解決の体制整備」が上位にあげられています。
- 障がいのある人に対する偏見や差別意識を持つことがないように、すべての町民に障害理解・差別解消・合理的配慮について周知・啓発する福祉教育の取り組みが必要です。
- 障がいのある人に対する地域でのボランティア活動による支援については、ニーズと支援のマッチング等の課題が残っています。

② 外出時のバリアフリー

- 外出時の困りごととしては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」、「交通費助成の充実」、「通路・階段の手すりの設置」、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」などが上位にあげられています。
- ポートフォリオ分析によると、障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備のニーズが高くなっています。
- 障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、道路や建物等におけるハード面でのバリアフリーに加え、障害の特性に応じて寄り添うところのバリアフリーの強化が必要です。

③ 災害時等における障害特性に応じた支援の充実

- 災害時に不安を感じることにについて、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」、「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が上位にあげられています。
- 緊急時において、障害特性に応じた避難方法、避難場所の充実、支援方法の検討が必要です。また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえた支援方法の検討も必要です。

(2)保健・医療・福祉サービスについて

①相談支援の充実

- 相談体制に望むこととして、「専門性の高い職員による相談が受けられること」、「相談窓口がわかりやすいこと」、「休日や夜間など緊急時の相談窓口の設置」が上位にあげられています。
- 相談支援については、年々相談内容が複雑化する傾向にあることから、障がいのある人への必要な情報を提供するだけでなく、虐待の防止や早期発見など様々な事項との関わりも考慮した相談員の質の向上が重要です。

②ニーズに対応した福祉サービスの提供

- ポートフォリオ分析によると、「ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実」に関するニーズが高くなっています。
- 福祉サービス利用時に不便だったこととして、「希望するサービスではなかった」、「町サービス担当者の対応が不適切だった」が上位にあげられています。
- 施設入所者の今後の生活場所の希望として、「現在の施設で生活したい(83.3%)」「別の施設(5.6%)」「家族と生活(5.6%)」があげられています。
- 多様化・個別化するニーズに対応できる福祉サービスの提供や柔軟化が求められています。

③障がい児支援の充実

- 小学校の特別支援学級に在籍することともは増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)では59人でしたが、令和5年度(2023年度)には121人と約2倍に増えています。
- 障がいのあるこどもの保育・療育・教育に望むこととして、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が上位にあげられています。
- ポートフォリオ分析によると、「障がいのある子どもへの保育・教育の充実」のニーズが高くなっています。
- 障がいのあるこどもが、乳幼児期からライフステージに対応した切れ目のない適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を強化する必要があります。

④保健・医療の充実

- 特定健康診査、特定保健指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下しています。障がいのある人は生活習慣病の発病リスクが高いことから受診率向上に向けた取組が必要です。
- 精神通院医療費支給認定件数は年々増加しており、平成29年度(2017年度)の865件か

ら令和4年度(2022年度)には1,374件と約1.5倍に増えています。

○ポートフォリオ分析によると、「生活の安定のための年金や手当の充実」のニーズが高くなっており、医療費等の負担を軽減する経済的な支援が必要です。

(3)就労・社会参加について

①就労機会の拡大と就労後の定着支援

○障がいのある人の就業を推進するために必要なこととして、「障害特性に合った職業・雇用の拡大」、「就労のための総合的な相談支援」、「障害に対応した柔軟な勤務形態」が上位にあげられています。

○ポートフォリオ分析によると、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」のニーズが高くなっており、就労機会の拡大が必要です。

○就労機会の拡大に向けて、障がい者雇用の制度や勤務体制、賃金形態等について企業等への理解促進を図る必要があります。

○また、就労後に継続して働き続けられるよう、就労に関する相談支援を行うなど定着支援が必要です。

②社会参加の推進

○交流・スポーツ・学習活動等について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催出来ない行事がありました。障がいのある人が地域生活の中で社会の一員としていきいきと暮らせるよう、今後もスポーツ活動支援、地域活動支援センターの利用促進、行事等への参加支援等、必要な支援を行う必要があります。

第3章 第5次障がい者計画の目標像と施策体系

1. 計画の目標像

障害者基本法では、障がいのある人を心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念など)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にある者と定義されています。

その上で、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

また、基本原則として、障害を理由に差別すること、その他の権利利益を侵害してはならないとし、そのための社会的障壁の除去において、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとしています。

本町においても、障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことで、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

こうした考え方にに基づき、本計画では共生社会、自立支援を根底に、本計画が目指す目標像を第4次計画より継承し次のとおり掲げます。

目標像

障がいのある人もない人も地域とともに、
いきいきと暮らせるまち・北谷

2. 計画の基本的視点

国の「障害者基本計画(第5次)」及び「第5次沖縄県障害者基本計画」において示された、各分野・施策に共通する横断的な視点について、国・県との調和を図るため、本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

(1)障がい者等の意見の尊重と障がい者の意思決定の支援

障がいのある人が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、日常生活や社会生活等において、障がいのある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい者施策の策定及びその実施を行うよう努めます。

そのため、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等の実施時に障害特性に配慮した意思決定の支援とともに、意思疎通の手段を選択する機会を確保します。

また、障がいのある人の施策決定過程への参画を促進する観点から、障がい者施策に関する協議会等の障がいのある委員に対して、障害特性に応じた適切な情報保障等を確保します。これら協議会等の会議資料等を始めとする障がい者施策に関する情報の公開や障がい者施策に関連する計画等に関する町民意見募集(パブリック・コメント)は、障害特性に配慮して実施するよう努めます。

(2)障害特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障害の区分、障害の種類別や程度、健康状態等に応じた障がい者施策の個別的な支援の必要性を踏まえ、策定及び実施します。

特に、障がいを持つ女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がいのあるこどもには、成人の障がいのある人とは異なる支援が必要であることに留意します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、町民の更なる理解の促進に向けた広報啓発活動を行なうこととします。

(3)アクセシビリティ(バリアフリー)の向上

障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して暮らすことができるよう、ICTを始めとした新たなデジタル化社会に向けて、ソフト、ハードともにバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

(4)障がいのある人に対する差別等の解消及び共生社会の実現

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」及び「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成25年沖縄県条例第64号)」等

に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、町民が地域社会の一員として、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に努めます。

(5) 施策の総合的な推進

障がいのある人が、乳幼児期からライフステージに対応した切れ目のない適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて関係機関が連携を図り、支援を継続していく体制の構築に努めます。

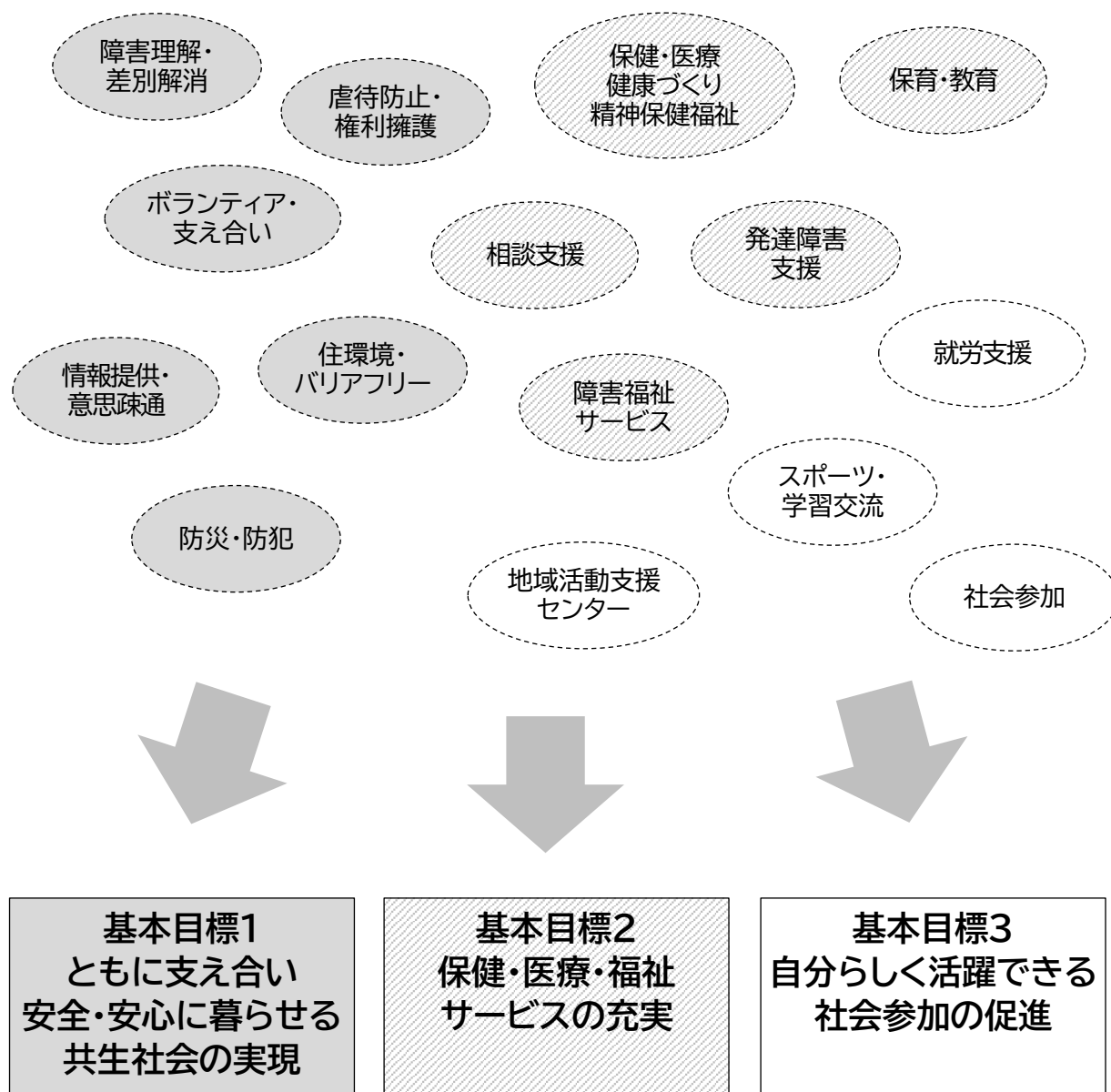
支援に当たっては、障がいのある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携と役割分担の下で、障がい者施策の推進を図ります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、こども・子育て施策、健康づくり施策等、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3. 計画の基本目標

障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や国・県の基本視点、北谷町における障がい者施策の課題等から得られたキーワードを踏まえ、基本目標を以下の3つに設定します。

障がい者施策キーワード



基本目標 1 とともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現

- ・お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を目指すため、障害についての理解促進を図るとともに、権利擁護、虐待防止等基本的人権が守られる環境づくりを進めます。
- ・様々な媒体を通じた障害に関する広報活動を強化し、イベントや意識調査、福祉学習等を行うとともに、手話通訳者などの支援者を育成する取組を推進します。
- ・住環境や災害時等において、障害の有無によって社会生活が制約されることが無いよう、障壁を取り除き安全・安心に暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

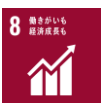
基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの充実

- ・障がいのある人やその家族からの相談に対し、保健・福祉・医療の分野に限らず、障がいのある人のライフステージの各段階で関わりのある、他の生活関連分野と連携した支援を行うなど、専門職を配置した相談支援体制の充実に取り組みます。
- ・障がいのある人が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保及び質の向上に努めます。
- ・こども一人ひとりの発達段階や障害の特性に応じた保育や教育を行うため、障害の早期発見及び早期支援、特別支援教育体制の充実、関係機関の連携強化を図ります。
- ・全世代を通じた健康づくりを推進するため、障害の原因となる疾病等の発病予防や重症化予防、事故等の予防に取り組みます。
- ・障がいのある人の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費等に係る自己負担額の軽減を図るとともに、障害による特別な経済的負担を軽減するために手当の支給手続きを行います。

基本目標 3 自分らしく活躍できる社会参加の促進

- ・障がいのある人が一般就労を通じて経済的自立や生きがいを得るための支援を行い、一般就労が難しい場合には福祉的就労の場を提供します。
- ・障害者活躍推進計画に基づき、町行政職の障害者法定雇用率の維持・向上に取り組みます。
- ・障がいのある人の職業安定を図るために、事業者への障がい者差別解消の普及啓発に取り組みます。
- ・障がいのある人の交流やスポーツ活動への参加を通じて、生活の質や自己実現を促し、社会参加や地域の理解を深めるため、支援や環境づくりを行います。

4. 計画の施策体系

【目標像】	【基本目標】	【施策の方向性】
障がいのある人もない人も地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷	1. ともに支え合い 安全・安心に暮らせる 共生社会の実現    1. 貧困をなくそう 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを   16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリーシップで目標を達成しよう	1. 障がい者理解・地域支援の推進 【P70】 (1) 障がい者理解・啓発活動の推進 (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 (3) 地域による支え合いの推進 (4) 権利擁護・虐待防止の推進
		2. 情報提供・意思疎通支援の充実 【P76】 (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実
		3. 住みよい環境づくりの推進 【P78】 (1) 外出・移動支援の推進 (2) 住環境の整備推進
		4. 防災・防犯対策の充実 【P82】 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実
	2. 保健・医療・福祉 サービスの充実    1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに   10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に	1. 相談支援の充実 【P87】 (1) 相談支援体制の充実
		2. 障害福祉サービスの充実 【P90】 (1) 障害福祉サービスの充実
		3. 障がい児支援の充実 【P93】 (1) 障がい児支援の充実 (2) 特別支援保育の充実 (3) 教育支援等の充実
		4. 保健・医療の充実 【P102】 (1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援 (2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進 (3) 精神保健福祉の推進 (4) 医療費等経済的支援の推進
	3. 自分らしく活躍できる 社会参加の促進    1. 貧困をなくそう 4. 質の高い教育をみんなに 8. 働きがいも経済成長も   10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべての人に	1. 雇用・就労の推進 【P111】 (1) 雇用の推進 (2) 就労支援の推進
		2. 社会参加の推進 【P114】 (1) 交流・スポーツ・学習活動等の推進
		3. 生活支援の推進 【P116】 (1) その他生活支援の推進

■詳細体系

※個別施策のうち、町が重点的に取り組む個別施策(重点施策)は、「★」印を表記

重点施策には、ポートフォリオ分析で「A:重点的に強化する必要がある項目」に分類されたものや、基本目標の達成に向けて先導的な役割を果たす施策をピックアップしています。

※個別施策のうち、新たに実施する個別施策は、【新規】を表記

※個別施策のうち、複数の取組施策に関連する個別施策は、2回目以降に(再掲)を表記

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課(関係機関)
基本目標1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現	1.障がい者理解・地域支援の推進	(1)障がい者理解・啓発活動の推進	①情報提供ツールを活用した理解・啓発の推進	70	福祉課
			②地域組織への理解・啓発の推進	70	福祉課 (社会福祉協議会)
			③交流活動による理解・啓発の推進	70	福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)
		(2)差別解消・合理的配慮の普及啓発	①行政サービスにおける差別解消の推進	71	福祉課 総務課
			②【新規】行政サービスにおける DX の推進	71	情報政策課 福祉課 住民課 子ども家庭課 保健衛生課 税務課
			③事業者への差別解消の普及啓発	71	福祉課 経済振興課
			④地域への差別解消の普及啓発	72	福祉課
			⑤選挙における配慮の推進	72	選挙管理委員会
		(3)地域による支え合いの推進	①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進	73	福祉課 (社会福祉協議会)
			②地域支え合い活動の推進	73	福祉課 (社会福祉協議会)
			③【新規】障がい者関係団体の活動支援	73	福祉課
		(4)権利擁護・虐待防止の推進	①成年後見制度等と成年後見利用支援事業の普及・啓発	74	福祉課 (社会福祉協議会)
			②【新規】成年後見制度利用促進に向けた体制整備	74	福祉課 (社会福祉協議会)
			③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進	74	福祉課 子ども家庭課
			④消費者被害に対する相談支援の推進	75	福祉課 経済振興課
			⑤虐待防止に関する広報啓発の推進	75	福祉課
	2.情報提供・意思疎通支援の充実	(1)情報提供の充実	①広報手段を活用した情報提供の推進	76	福祉課
			②ウェブアクセシビリティの向上	76	町長室
			③難病患者へのサービス等周知の推進	76	福祉課
		(2)意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業の推進	77	福祉課
			②手話奉仕員等養成研修事業の推進	77	福祉課
			③情報・意思疎通支援用具の給付	77	福祉課
			④軽度・中等度難聴児補聴器購入等費助成事業の推進	77	福祉課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標1 ともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現	3.住みよい環境づくり推進	(1)外出・移動支援の推進	①公共施設のバリアフリーの推進	78	土木課 都市計画課 施設管理担当課
			②わかりやすい案内表示の整備推進	78	施設管理担当課
			③【新規】バリアフリー対応型信号機等の整備促進	78	基地・安全対策課
			④自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進	79	福祉課
			⑤【新規】パーキングパーミット制度の推進	79	福祉課
			⑥【新規】公共交通の利用促進	79	企画財政課
			⑦外出時の移動支援の推進	79	福祉課
		(2)住環境の整備推進	①障がいのある人の入居に配慮した町営住宅の確保推進	80	都市計画課
			②住環境の改善に関する支援の推進★	80	福祉課
			③グループホームの整備促進	81	福祉課
			④住居入居等支援事業の推進	81	福祉課
	4.防災・防犯対策の充実	(1)防災対策の充実	①避難行動要支援者名簿を活用した関係機関との連携推進	82	福祉課
			②社会福祉施設の安全確保の促進	82	基地・安全対策課 福祉課
			③避難行動要支援者の防災訓練への参加促進	82	基地・安全対策課 福祉課
			④防災に関する知識の普及啓発	83	基地・安全対策課
			⑤【新規】自主防災組織の育成強化	83	基地・安全対策課
			⑥福祉避難所の確保推進	83	基地・安全対策課 福祉課
			⑦【新規】個別避難計画作成の促進★	83	福祉課
			⑧【新規】緊急時における迅速な対応支援	84	福祉課
			⑨【新規】防災情報システム及び Web 防災マップ等の活用推進	84	基地・安全対策課 福祉課
			⑩障害の特性に応じた災害情報伝達の充実	84	福祉課 基地・安全対策課
		(2)防犯対策の充実	①防犯のための情報連携の推進	85	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課
			②防犯意識啓発の推進	85	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課
			③通報システムの普及推進	85	福祉課
			④消費者被害に対する相談支援の推進(再掲)	85	福祉課 経済振興課
			⑤【新規】犯罪や非行をした障がいのある人への地域生活支援	86	福祉課
基本目標2 ビスの充実 保健・医療・福祉サービス	1.相談支援の充実	(1)相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実★	87	福祉課
			②計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援の推進	87	福祉課
			③相談への啓発推進	88	福祉課
			④関係機関等との連絡強化の推進	88	福祉課
			⑤相談支援の質的向上の推進	88	福祉課
			⑥北谷町地域自立支援推進協議会の活性化推進	88	福祉課
			⑦【新規】包括的・重層的支援体制の整備推進	89	福祉課 子ども家庭課 保健衛生課 学校教育課 社会教育課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実	2. 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの充実	①訪問系サービスの充実	90	福祉課
			②日中活動系サービスの充実	90	福祉課
			③居住系サービスの充実	91	福祉課
			④サービスの質的向上の促進	91	福祉課
			⑤【新規】集団指導及び運営指導の促進	91	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)
			⑥補装具費の支給推進	91	福祉課
			⑦地域生活支援拠点等の機能強化	92	福祉課
			⑧【新規】障害福祉サービス事業所等に対する運営支援の検討★	92	福祉課
	3. 障がい児支援の充実	(1) 障がい児支援の充実	①障害児通所支援の充実	93	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			②サービスの質的向上の促進(再掲)	93	福祉課
			③【新規】集団指導及び運営指導の促進(再掲)	94	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)
			④児童発達支援センターの整備推進★	94	福祉課
			⑤主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保	94	福祉課
			⑥「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進	94	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			⑦【新規】親子交流機会の創出支援	95	福祉課
			⑧【新規】家族のスキル向上支援事業	95	福祉課 子ども家庭課 学校教育課
			⑨【新規】ピアサポート事業の支援	95	福祉課
			⑩【新規】ペアレントメンター養成等事業	95	福祉課
			⑪【新規】医療的ケア児支援の充実	96	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
		(2) 特別支援保育の充実	①特別支援保育の充実	97	子ども家庭課
			②障害児通所支援の充実(再掲)	97	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			③【新規】保育施設での受入体制の充実	97	子ども家庭課
			④【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)	98	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
		(3) 教育支援等の充実	①幼児教育の連携強化	99	学校教育課 子ども家庭課 福祉課
			②「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)	99	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			③就学支援の推進	99	学校教育課
			④特別支援教育の充実	100	学校教育課
			⑤学校関係者の知識と技能の向上	100	学校教育課
			⑥障害への理解を深める教育の推進	100	学校教育課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実	3. 障がい児支援の充実	(3) 教育支援等の充実	⑦学校等施設の整備推進	100	教育総務課 学校教育課
			⑧放課後子ども教室の推進	101	社会教育課
			⑨障害児通所支援の充実(再掲)	101	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			⑩放課後児童クラブの推進	101	子ども家庭課
			⑪【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)	101	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
	4. 保健・医療の充実	(1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援	①妊婦の健康づくり推進	102	保健衛生課
			②未熟児訪問指導の推進	102	保健衛生課
			③乳幼児の事故防止の普及啓発	102	子ども家庭課 保健衛生課
			④乳幼児健康診査の推進	102	保健衛生課
			⑤乳幼児健康診査後の支援の推進	103	保健衛生課 子ども家庭課
			⑥乳幼児健康診査の事後教室の推進	103	子ども家庭課 保健衛生課
			⑦育ちの支援センターの活動推進	103	子ども家庭課
			⑧発達支援の情報連携の推進	103	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
			⑨「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)	104	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課
		(2) 障害の原因となる疾病の予防等の推進	①予防接種率の向上	105	保健衛生課 学校教育課
			②【新規】子ども医療費助成事業の推進	105	保健衛生課
			③特定健康診査受診率向上対策の推進	105	保健衛生課
			④特定保健指導の推進	105	保健衛生課
			⑤生活習慣病重症化予防の推進	106	保健衛生課
			⑥こころの健康づくり	106	保健衛生課
		(3) 精神保健福祉の推進	①【新規】精神障害にも対応した地域包括システムの推進	107	福祉課 保健衛生課
			②精神障害に対応した相談支援の充実	107	福祉課 保健衛生課
			③社会参加・社会復帰等の支援の推進	107	福祉課
			④医療機関から地域生活への移行支援	108	福祉課
			⑤地域相談支援の推進	108	福祉課
			⑥こころの健康づくり(再掲)	108	保健衛生課
			⑦自殺対策の推進	108	保健衛生課 福祉課

基本目標	施策の方向性	取組施策	個別施策(★:重点施策)	ページ	担当課 (関係機関)
基本目標2 福祉サービスの充実 保健・医療・	4.保健・医療の充実	(4)医療費等経済的支援の推進	①自立支援医療の推進	109	福祉課
			②手当の支給推進	109	福祉課
			③重度心身障害者(児)医療費助成の推進	109	福祉課
			④【新規】子ども医療費助成事業の推進(再掲)	109	保健衛生課
			⑤日常生活用具給付事業の推進	110	福祉課
			⑥【新規】指定ごみ袋給付事業の推進	110	保健衛生課
基本目標3 自分らしく活躍できる社会参加の促進	1.雇用・就労の推進	(1)雇用の推進	①町行政職の障害者法定雇用の推進	111	総務課 教育総務課
			②事業者への差別解消の普及啓発(再掲)	111	福祉課 経済振興課
		(2)就労支援の推進	①一般就労移行・定着促進★	112	福祉課 経済振興課
			②就労継続支援の促進	112	福祉課
			③障害者優先調達推進	113	福祉課
	2.社会参加の推進	(1)交流・スポーツ・学習活動等の推進	①スポーツ活動支援の推進	114	社会教育課 福祉課
			②学習・文化・芸術活動等支援の推進	114	福祉課 生涯学習プラザ
			③図書館利用の促進	114	町立図書館
			④【新規】障がい者関係団体の活動支援(再掲)	115	福祉課
			⑤行事等への参加支援	115	福祉課
	3.生活支援の推進	(1)その他生活支援の推進	①日中一時支援事業の推進	116	福祉課
			②地域活動支援センター運営の充実	116	福祉課
			③社会適応支援事業の実施	116	福祉課
			④生活サポート事業の継続検討	116	福祉課
			⑤緊急通報システム事業の推進	117	福祉課
			⑥福祉電話設置事業の継続検討	117	福祉課

第4章 障がい者施策の展開

基本目標1 とともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現

1. 障がい者理解・地域支援の推進

(1) 障がい者理解・啓発活動の推進

基本方針

共生社会実現のためには、障害や障がいのある人を正しく理解し認識することが大切であり、障がいのある人の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がいのある人も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。

【個別施策】

① 情報提供ツールを活用した理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
多様な障害に対する理解を深めるとともに、それぞれの障害の特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、町の広報紙やホームページ、啓発用リーフレット等を活用します。また、障害者週間、発達障害啓発週間などの啓発期間においては、啓発パネルの展示等を行い、理解促進を図ります。	福祉課

② 地域組織への理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自治会及びその他住民組織等に対し、障害及び障がい者理解の必要性について周知を図り、理解啓発に向けた講話や研修会、講演会等の開催に取り組みます。	福祉課 (社会福祉協議会)

③ 交流活動による理解・啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町のイベントや行事等において、町内のサービス事業者及び関係団体等と連携して障がいのある人の参加促進を図り、障がいのある人の日頃の活動の発信や他の参加者との接点を確保するなどにより、理解・啓発が図られるよう取り組みます。	福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)

(2)差別解消・合理的配慮の普及啓発**基本方針**

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

【個別施策】**①行政サービスにおける差別解消の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害者差別解消法の周知を図るとともに、職員等に対して障害に関する理解を促進するため必要な研修等を実施し、窓口等における配慮の徹底を図ります。	福祉課 総務課

②【新規】行政サービスにおける DX の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
「電子申請」や「書かない窓口」などの取組により、行政窓口における障がいのある人の利便性向上を図るとともに、障害特性に応じたICT技術の活用を推進します。	情報政策課 福祉課 住民課 子ども家庭課 保健衛生課 税務課

③事業者への差別解消の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者（企業や店舗、福祉事業者など）における障害を理由とする差別の解消について、国から示された「対応指針」「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」等に基づき、普及啓発に取り組めます。	福祉課 経済振興課

④地域への差別解消の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
差別による障がいのある人や家族等の地域における生活のしづらさを解消するため、障がいのある人との相互理解が促進されるよう、障害者差別解消法の趣旨について、町の広報紙やホームページによる啓発のほか、ポスターの掲示、リーフレットの配布など、多様な手段により、障がいのある人も含め広く地域への普及啓発に取り組めます。	福祉課

⑤選挙における配慮の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の参政権を保障するため、障がいのある人が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや手助けを行なう職員の配置等必要な配慮を行います。また、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保するために、状況に応じて、郵便等による不在投票の実施及びその他必要かつ合理的な配慮に努めます。	選挙管理委員会

(3)地域による支え合いの推進**基本方針**

障がいのある人やその家族が身近な地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、福祉の支援を必要とし、公的なサービスのみでは支えることができない生活課題に対し、その解消や軽減等が図られるよう、ニーズに即したボランティア活動や住民参加による地域支援体制づくりを進めます。

【個別施策】**①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の日常生活や社会参加において、ボランティアによる支援のニーズを相談業務等を通して把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、ニーズに即したボランティアの確保と活動の推進に取り組みます。	福祉課 (社会福祉協議会)

②地域支え合い活動の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人やその家族が地域で暮らしていくうえでの生活課題に対し、公的支援とともに地域における支え合いの中で、支援に向けた取り組みが進むよう、社会福祉協議会と連携を密にするとともに、自治会や住民組織等と連携し、地域の人材等社会資源の活用促進を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会)

③【新規】障がい者関係団体の活動支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
当事者団体や自助グループ、家族会などの障がい者関係団体を通じた支え合いや地域との関わりが、障がいのある人の自立やその家族の支援に大切であることから、障がい者関係団体の活動周知や支援者との連携を支援します。また、活動の場の確保や活動資金の助成を通じた障がい者関連団体の活動支援に努めます。	福祉課

(4)権利擁護・虐待防止の推進**基本方針**

障がいのある人もない人と同じ権利人権を有し、等しく権利人権が守られるよう、障がいのある人やその家族等への権利擁護のための制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止に取り組みます。

【個別施策】**①成年後見制度等と成年後見利用支援事業¹⁴の普及・啓発**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護相談、後見人支援等の強化を段階的に行うとともに、成年後見制度の利用支援事業の周知並びに充実を図ります。 また、日常生活自立支援事業と成年後見制度を連動したものと捉え、それぞれの特性を生かして総合的な権利擁護支援が行えるよう、関係機関との相互連携強化を進めていきます。	福祉課 (社会福祉協議会)

②【新規】成年後見制度利用促進に向けた体制整備

取り組み内容	担当課 (関係機関)
成年後見制度利用促進法第14条に基づき、地域連携ネットワーク体制(中核機関並びに協議会の設置等)の構築に向け、庁内関係部署と連携します。	福祉課 (社会福祉協議会)

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人への虐待対応においては、虐待防止センターを中心に庁内関係部署、医療機関、障がい者支援施設、警察、民間団体等ケースに応じた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援に取り組みます。	福祉課 子ども家庭課

¹⁴ 成年後見利用支援事業

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法律的に保護し、支援するための制度です。成年後見利用支援事業は、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、申立て費用や後見人等への報酬の助成を行う事業です。北谷町では平成29年度(2017年度)より、「町長による審判申立を行う者」から「助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難となる者」に助成対象者を拡大しています。

④消費者被害に対する相談支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センターや警察等の関係機関と連携したトラブル解決を支援します。	福祉課 経済振興課

⑤虐待防止に関する広報啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、地域全体への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や住民の通告義務等について周知を図ります。 サービス事業所における虐待の早期発見につながるよう、虐待への理解・認識等を深めるために、事業所への学習会等を開催します。	福祉課

2. 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

基本方針

障がいのある人の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がいのある人の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

【個別施策】

① 広報手段を活用した情報提供の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害福祉に関する情報を、町の広報紙やホームページ、ソーシャルメディア等多様な広報手段を活用して提供するとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。	福祉課

② ウェブアクセシビリティの向上

取り組み内容	担当課 (関係機関)
ホームページによる情報提供にあたっては、障がいのある人が情報を取得しやすいよう、音声読み上げ機能や文字拡大機能、画面の背景色変更機能、ふりがな機能を維持するほか、本町の障がいのある人のニーズを踏まえて、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。	町長室

③ 難病患者へのサービス等周知の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がっており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、サービス利用に関する制度等について、広報活動による周知や相談窓口来訪時等で周知を図ります。	福祉課

(2)意思疎通支援の充実**基本方針**

障がいのある人の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通が図れることが基本となります。そのため、コミュニケーションが困難な障がいのある人への意思疎通のための支援の充実に取り組みます。

【個別施策】**①意思疎通支援事業の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
聴覚障がいのある人や音声・言語機能障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。また、タブレット端末を活用した意思疎通支援を行います。 要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。	福祉課

②手話奉仕員等養成研修事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
聴覚障がいのある人や音声・言語機能障がいのある人の意思疎通を図る人材を養成するために、手話奉仕員等養成講座及びステップアップのための現任研修を開催します。	福祉課

③情報・意思疎通支援用具の給付

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の情報収集・伝達、意思疎通を支援するために、日常生活用具等給付事業による、情報・意思疎通支援用具の給付を行います。	福祉課

④軽度・中等度難聴児補聴器購入等費助成事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入・修理費用の一部助成を行います。	福祉課

3. 住みよい環境づくりの推進

(1)外出・移動支援の推進

基本方針

障がいのある人が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がいのある人の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

【個別施策】

①公共施設のバリアフリーの推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等について、バリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」、その他関係法令等に基づく設置基準に従って、障がいのある人や高齢者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。 既存の公共施設のバリアフリーについては、施設管理者や地域住民、障がいのある人などからの要請を踏まえて、必要な改修・改善に取り組みます。	土木課 都市計画課 施設管理担当課

②わかりやすい案内表示の整備推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障害の特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がいのある人にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。	施設管理担当課

③【新規】バリアフリー対応型信号機等の整備促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
音響式信号機や青延長用押ボタン付き信号機、歩行者等支援情報通信システム(PICS)¹⁵等、障がいのある人に配慮した機器等の設置について、必要に応じて検討を行い、警察署に要望していきます。	基地・安全対策課

¹⁵ 歩行者等支援情報通信システム(PICS)

Pedestrian Information Communication の略で、専用端末又は白杖用反射シートを使用し、歩行者用信号の状態を音で知らせたり、歩行横断時の青時間を延長したりして視覚障がいのある人、高齢者等の安全を支援し、交通事故の防止を図るシステムをいいます。

また、スマートフォン等を活用し、Bluetooth 通信により信号機と連動させるものを高度化 PICS といいます。

④自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を行います。	福祉課

⑤【新規】パーキングパーミット制度の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
公共及び民間施設の障がい者用駐車スペースについて、利用者の適正利用を図るため、沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度(沖縄県版パーキングパーミット制度)の周知と利用証の交付を行います。	福祉課

⑥【新規】公共交通の利用促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自家用車を運転できない又は運転に不安がある障がいのある人の外出機会の創出を図るため、公共交通の利用促進について普及啓発を図ります。 また、町内の公共交通の活性化と公共交通空白地域の改善を図るため、地域のニーズに沿ったコミュニティバスの運行を行います。	企画財政課

⑦外出時の移動支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
移動支援事業により屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行なうヘルパーの派遣を行います。	福祉課

(2)住環境の整備推進**基本方針**

障がいのある人が地域で安心して暮らしていく上で、心身の負担が少ない快適な住環境を整えることが重要であり、在宅での自立生活を支援するために、住宅改修費や日常生活の自立を支援する用具の給付等を行います。また、町営住宅等における障がいのある人の住居確保に取り組みます。

【個別施策】**①障がいのある人の入居に配慮した町営住宅の確保推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町営住宅の空屋待ちの抽選において、障がいのある人を優遇申込者に含めての抽選を行います。	都市計画課

②住環境の改善に関する支援の推進 重点施策★

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の住まいができるだけ安全で快適に暮らせる場となるよう、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や居宅生活動作補助用具(住宅改修費)等の周知と利用促進を図り、障がいのある人やその家族のニーズに応じて事業の見直しを検討します。	福祉課

【指標】

指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の満足度(アンケート調査)	32.0%	-	-	-	-	-	前回調査より増加

③グループホームの整備促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業所連絡会等を通し、地域連携体制の構築を試みるほか、障害者相談支援事業において事業所への後方支援を行い、利用者へ提供されるサービスの質の向上を図ります。また、日中サービス支援型共同生活援助 ¹⁶ については、地域の実情を踏まえ、運営の在り方や資源確保等について検討します。	福祉課

④住居入居等支援事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等の支援や、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。	福祉課

¹⁶ 日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人の重度化・高齢化に対応するための共同生活援助(グループホーム)であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

4. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

基本方針

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がいのある人や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関が連携した避難支援を行います。また、社会福祉施設の安全確保、障がいのある人の防災訓練への参加、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成、福祉避難所の確保、個別避難計画の作成を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

【個別施策】

① 避難行動要支援者名簿を活用した関係機関者との連携推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
災害時においては、避難行動要支援者名簿に基づき、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、障害福祉サービス事業所及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難を支援します。そのためには、日頃から関係者の意識の共有化、連携体制の構築を図ります。	福祉課

② 社会福祉施設の安全確保の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町内の社会福祉施設に対して、入所者および利用者の災害時における適切な避難支援を実現するため、町の防災訓練への参加を積極的に呼びかけます。 また、北谷町地域防災計画に定められている要配慮者施設の中で、津波災害警戒区域または土砂災害警戒区域に位置する社会福祉施設に対しては、避難確保計画の作成を支援します。 さらに、町内障害福祉サービス事業所のBCP(事業継続計画)作成状況を把握し、地域防災計画の情報提供や研修会の開催等を通じた支援を行うことで、町全体として事業所運営を継続できる体制を構築します。	基地・安全対策課 福祉課

③ 避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
在宅の避難行動要支援者の災害時における避難等への不安や被害の軽減を図るために、要支援者やその家族が備えておくべき事項、周りからの支援について周知を図るとともに、防災訓練への要支援者の参加促進を図ります。	基地・安全対策課 福祉課

④防災に関する知識の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
北谷町地域防災計画に基づき、「防災週間 ¹⁷ 」や「防災とボランティア週間 ¹⁸ 」等における啓発活動等により、障がいのある人や支援者、社会福祉施設の管理者等への防災に関する知識の普及啓発を進めます。	基地・安全対策課

⑤【新規】自主防災組織の育成強化

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域の防災力を高めるとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実を図るため、自主防災組織における防災士の育成や防災訓練の実施、防災資機材等の整備等を支援します。	基地・安全対策課

⑥福祉避難所の確保推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。また、避難者受入のために必要となる物資等の確保に努めます。	基地・安全対策課 福祉課

⑦【新規】個別避難計画作成の促進 **重点施策★**

取り組み内容		担当課 (関係機関)					
避難行動要支援者に対して、一人一人の状況に合わせた個別避難行動計画作成の支援に取り組みます。また、障害福祉サービス事業所等が策定するBCP（事業継続計画）を活用し、個別避難行動計画の円滑な策定支援に努めます。		福祉課					
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
避難行動要支援者のうち障がいのある人の個別避難行動計画の作成済数	0件	－	－	270件	-	-	390件

¹⁷ 防災週間

「防災の日」(9月1日)を含む8月30日から9月5日までの期間を「防災週間」とし、災害に対する知識の普及や防災訓練等を行うとともに、地域や家庭の防災・減災対策の見直しを目的とした全国的な取り組みをいいます。

¹⁸ 防災とボランティア週間

平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から大勢の災害ボランティアが被災地に駆けつけ、様々な支援活動が行われました。これをきっかけに災害時のボランティア活動の重要性が広く認識され、毎年1月17日が「防災とボランティアの日」、1月15日から1月21日までが「防災とボランティア週間」として制定されました。

⑧【新規】緊急時における迅速な対応支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の安全と安心の確保を図るため、緊急時の医療活動が迅速に行えるように、「ニライ救急カード」や「レスキューファイル」などの情報提供ツールの利用促進を図ります。	福祉課

⑨【新規】防災情報システム及び Web 防災マップ等の活用推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
防災情報システムを活用し、災害に関する情報を関係機関や避難行動要支援者などに対して、正確かつ迅速に共有します。また、円滑な避難行動を支援するために、Web防災マップや情報配信システム等の防災アプリの導入、屋外における誘導看板の新設等を検討します。	基地・安全対策課 福祉課

⑩障害の特性に応じた災害情報伝達の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。 また、耳や言葉が不自由な人の消防への緊急通報については、「Net119緊急通報システム」等の周知に努めます。 さらに、障害特性に応じたその他情報伝達の方法や仕組みづくり等について検討します。	福祉課 基地・安全対策課

(2)防犯対策の充実**基本方針**

事件・事故に障がいのある人が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がいのある人の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

【個別施策】**①防犯のための情報連携の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が犯罪や消費者被害に遭うことを防ぐために、関係機関・関係団体等との連携により、情報の共有化を図るとともに、被害防止の方法を含めた地域への情報発信を行います。	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課

②防犯意識啓発の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が事件・事故に巻き込まれることがないように、地域活動支援センターやサービス事業者等に対し、利用者への犯罪被害・消費者被害防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がいのある人の家族等への啓発を行います。	福祉課 基地・安全対策課 経済振興課

③通報システムの普及推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、関係機関と連携し、「FAX110番」や「メール110番」、「110アプリシステム」などの通報システムの周知と活用の普及を図ります。	福祉課

④消費者被害に対する相談支援の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センターや警察等の関係機関と連携したトラブル解決を支援します。	福祉課 経済振興課

⑤【新規】犯罪や非行をした障がいのある人への地域生活支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
犯罪や非行をした障がいのある人の円滑な地域生活移行を図るため、沖縄県地域生活定着支援センター、司法、福祉、医療、保健等の関係機関と連携し、居場所の確保等必要な支援について取り組みます。	福祉課

基本目標2 保健・医療・福祉サービスの充実

1. 相談支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

基本方針

障がいのある人やその家族からの相談に対し、保健・福祉・医療の分野に限らず、障がいのある人のライフステージの各段階で関わりのある、他の生活関連分野と連携した支援を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。また、継続して専門職の配置や研修会等を開催するなどにより、相談支援の質的向上を図るとともに、障がいのある人の潜在的なニーズ把握に取り組みます。

【個別施策】

① 相談支援体制の充実 **重点施策★**

取り組み内容							担当課 (関係機関)
北谷町相談支援事業の受託者との定例会や個別ケース会議などを通して、相互連携を深めるとともに、相談支援の実施状況の把握及び支援内容の検証等を行なうことのできる体制づくりに取り組みます。また、地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターの設置について検討します。							福祉課
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
基幹相談支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス利用者の増加に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適時把握し、必要に応じて事業所や関係機関と連携し、相談支援の適切な提供体制の確保に取り組みます。 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、指定一般相談支援事業者、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等における多職種が連携した支援を行います。	福祉課

③相談への啓発推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人や家族の潜在的なニーズを引き出し適切な相談支援につながるよう、町の広報紙やホームページ、リーフレット等により、相談することの大切さについて普及啓発と各種相談窓口の周知強化に取り組みます。	福祉課

④関係機関等との連携強化の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
相談内容に対応した適切な支援につながるよう、北谷町相談支援事業の実施にあたっては、地域包括支援センターや各地区担当保健師、民生委員・児童委員、地域福祉委員、社会福祉協議会の地区ワーカー、保育・教育等の関係機関等との連携体制を強化します。	福祉課

⑤相談支援の質的向上の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
相談支援の専門性等を高めるために、相談支援に関わる関係者の研修会への参加促進や勉強会等の機会を拡げます。	福祉課

⑥北谷町地域自立支援推進協議会の活性化推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
北谷町地域自立支援推進協議会においては、地域における障がいのある人及びその家族への適切な支援や、支援体制の課題を情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行ないます。 また、個別会議や部会で把握された事例及び地域の課題等について、協議会に定期的に報告することなどにより、協議会の活性化を進めます。 さらに、町の実情を踏まえて、必要な部会を立上げ、関連する分野の関係者で情報や課題等の共有及び支援方策等について協議を行います。	福祉課

⑦【新規】包括的・重層的支援体制の整備推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障害福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的支援体制 ¹⁹ や重層的支援体制 ²⁰ の構築を推進します。	福祉課 子ども家庭課 保健衛生課 学校教育課 社会教育課

¹⁹ 包括的支援体制

一人ひとりの困り事や困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡みあっている場合が多く、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的にかかわって対応する体制をいいます。

²⁰ 重層的支援体制

対象者の属性にとらわれない施策展開や多機関協働により、制度の隙間のニーズに対応する体制をいいます。

2. 障害福祉サービスの充実

(1) 障害福祉サービスの充実

基本方針

障がいのある人が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービスが適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。さらに、将来を見据えた拠点等の整備に取り組みます。

【個別施策】

① 訪問系サービスの充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活を営むのに支障のある障がいのある人の在宅生活を支援するために、障がいのある人のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な確保を進めます。	福祉課

② 日中活動系サービスの充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、サービス事業所や障害者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。 また、同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスが受けられるよう、共生型サービスの参入を推進します。	福祉課

③居住系サービスの充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保については、障がいのある人のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して確保を進めます。 また、障害者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などの、地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、適切な確保に努めます。	福祉課

④サービスの質的向上の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
良質なサービス提供を行うために、利用者及びその家族の生活に対する意向、障害の特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への助言等を行います。 また、沖縄県自立支援協議会と連携し、事業所職員のスキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。	福祉課

⑤【新規】集団指導及び運営指導の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上を図るため、中部広域市町村圏事務組合²¹と連携し、指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導及び運営指導を適切に実施します。また、運営指導における指摘事項や人員配置などの事前周知を目的とした巡回指導の実施を支援します。	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)

⑥補装具費の支給推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
身体障がいのある人やこどもの失われた身体機能を補完・代替し、身体障がいのある人の就労その他日常生活の能率の向上、及び身体障がいのあるこどもの将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。また、サービスの周知と適切な利用を支援します。	福祉課

²¹ 中部広域市町村圏事務組合

中部広域市町村圏事務組合は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の9市町村で構成される地方自治法第284条に基づく一部事務組合です。令和3年度(2021年度)から、北谷町にかかる集団指導及び運営指導の事務を、中部広域市町村圏事務組合が共同処理しています。

⑦地域生活支援拠点等の機能強化

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、重度障がいのある人や強度行動障がいのある人等の支援ニーズの把握に努め、北谷町自立支援推進協議会等を活用しながら、地域生活支援拠点等の評価・検証・整備を行います。	福祉課

⑧【新規】障害福祉サービス事業所等に対する運営支援の検討 **重点施策★**

取り組み内容							担当課 (関係機関)
障がいのある人や障がいのあるこどもが、住み慣れた地域でより良い生活を送れるように、北谷町内の障害福祉サービス事業所等の運営実態を把握及び分析し、事業所等の定着や参入を促進するための運営効率化や人材確保の支援を検討します。							福祉課
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
北谷町内の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所数	53事業所	-	-	-	-	-	現在より増加

3. 障がい児支援の充実

(1) 障がい児支援の充実

基本方針

障がいのあるこどもの健やかな育成のための発達支援を図るために、地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障がいのあるこどもやその家族に対し、障害の特性を理解する勉強会や保護者同士の悩みを共有する交流会の機会を創出するとともに、外国にルーツを持つ障がいのあるこども等への支援について検討するなど、障がい児支援体制の充実を図ります。

【個別施策】

① 障害児通所支援の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等の障害児通所支援について、事業所連絡会等を通し連携体制の構築を図るほか、障害者相談支援事業にて後方支援を実施し、質の向上を図ります。 また、地域の障がいのあるこどものニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。 さらに、保育所・幼稚園・学校関係者等と連携することで、個別支援計画等の確実な共有を図り、障がいのあるこどもが安全・安心に過ごせる環境の確保や、保育や教育の効果を最大限に引き出すことを目指します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

② サービスの質的向上の促進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
良質なサービス提供を行うために、利用者及びその家族の生活に対する意向、障害の特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への助言等を行います。 また、沖縄県自立支援協議会と連携し、事業所職員のスキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。	福祉課

③【新規】集団指導及び運営指導の促進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上を図るため、中部広域市町村圏事務組合と連携し、指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導及び運営指導を適切に実施します。また、運営指導における指摘事項や人員配置などの事前周知を目的とした巡回指導の実施を支援します。	福祉課 (中部広域市町村圏事務組合)

④児童発達支援センターの整備推進 **重点施策★**

取り組み内容							担当課 (関係機関)
地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、北谷町地域自立支援推進協議会等を活用し、庁内関係部署と連携の上、整備を推進します。							福祉課
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
児童発達支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑤主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保

取り組み内容	担当課 (関係機関)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、近隣市町村と連携し、ニーズに応じた圏域内の確保に努めます。	福祉課

⑥「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもや発達の支援を必要とするこどもの情報を共有し、一貫した適切な支援を行うために、発達の過程や支援の経過などを記録する個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

⑦【新規】親子交流機会の創出支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもの保護者が集まり、互いの悩みを共有することや、情報交換等ができるよう、地域の関係機関・団体等と連携して家族会の活動を把握し、活動の周知や加入促進を支援します。また、基幹相談支援センターと連携し、保護者が相談しやすい相談支援の充実を図ります。	福祉課

⑧【新規】家族のスキル向上支援事業

取り組み内容	担当課 (関係機関)
保護者が障がいのあるこどもの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム ²² 等の実施について、また、この実施に合わせて支援ニーズの高い世帯の把握を行い、家族への相談支援を行います。関係機関と連携・協働して実施します。	福祉課 子ども家庭課 学校教育課

⑨【新規】ピアサポート²³事業の支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもをもつ保護者同士や兄弟同士、本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援について検討します。	福祉課

⑩【新規】ペアレントメンター²⁴養成等事業

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもの子育てを経験した保護者に対して、ペアレントメンターの養成に必要な研修の実施や情報提供を行います。また、同じようなこどもを持つ保護者に対して、ペアレントメンターによる子育て相談や地域資源についての情報提供等の実施を検討します。	福祉課

²² ペアレントプログラム

ペアレントプログラムとは、発達障がいのあるこどもの親がこどもの観察方法を身につけるための研修のことを言います。また、ペアレントプログラムの次のステップとして、ペアレントトレーニング(主にこどもへの対応方法を身につけるための研修)があります。

²³ ピアサポート

ピア(peer)とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉で、「仲間」や「同輩」などと訳されます。障がい者施策におけるピアサポート(peer support)とは、「障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること」を意味します。

²⁴ ペアレントメンター

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレントメンターは、同じような発達障がいのあるこどもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

⑪【新規】医療的ケア児支援の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要なこどもが、身近な地域で、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターをはじめ、医療・保健・福祉・保育・教育の関係機関で連携し、切れ目のない支援を目標とした支援体制の構築を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

(2)特別支援保育の充実**基本方針**

特別な支援を必要とするこどもが集団生活を通じて、発育・発達の向上が図られるよう、加配保育士を配置するほか、障害や発達に関する専門員等との連携などにより、保育士のスキル向上や相談支援体制の充実を図り、地域で安心して保育が受けられる環境づくりを目指します。

【個別施策】**①特別支援保育の充実**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどもに適切な支援を行うため、加配保育士を確保し、こども一人ひとりに応じた適切な支援となるように、職員間の理解共有を図ります。 また、保育士の知識とスキル向上のための研修を充実し、専門職や特別支援保育の経験がある保育士等による巡回指導を行います。 さらに、町の臨床心理士との連携を通じて、保育所の保護者や保育士からの相談等に応じながら、こどもの健やかな成長を支援します。	子ども家庭課

②障害児通所支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等の障害児通所支援について、事業所連絡会等を通し連携体制の構築を図るほか、障害者相談支援事業にて後方支援を実施し、質の向上を図ります。 また、地域の障がいのあるこどものニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。 さらに、保育所・幼稚園・学校関係者等と連携することで、個別支援計画等の確実な共有を図り、障がいのあるこどもが安全・安心に過ごせる環境の確保や、保育や教育の効果を最大限に引き出すことを目指します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

③【新規】保育施設での受入体制の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
関係機関との連携を推進し、医療的ケアが必要なこども等が、地域の保育施設に通園できる体制を整備します。	子ども家庭課

④【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要なこどもが、身近な地域で、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターをはじめ、医療・保健・福祉・保育・教育の関係機関で連携し、切れ目のない支援を目標とした支援体制の構築を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

(3)教育支援等の充実**基本方針**

特別な支援を必要とするこどもについて、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うための環境づくり等を推進します。また、放課後における健全育成の場の拡充を進めます。

【個別施策】**①幼児教育の連携強化**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどものライフステージの変化に応じて、早期に途切れない支援が提供できるよう、保育所や幼稚園、認定子ども園、小学校において巡回相談や心理検査等を行うほか、小学校就学前には保幼小合同連絡会議を活用し、関係部局等の横断的な支援体制の構築を図ります。また、認可外保育施設や家庭保育のこどもの情報についても、事前に把握できるよう、認可外保育施設や保健・福祉分野の関係者との連携強化にも取り組みます。	学校教育課 子ども家庭課 福祉課

②「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもや発達の支援を必要とするこどもの情報を共有し、一貫した適切な支援を行うために、発達の過程や支援の経過などを記録する個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

③就学支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどもの就学にあたっては、校内就学支援委員会やケース会議の開催及び就学支援委員会を開催し、保護者との相互理解と信頼関係を深め、教育的ニーズに適した教育の場を助言するとともに、保護者の意向を尊重した教育支援(進路支援)を行います。 就学支援委員会では、より適切な教育支援となるよう医師や保健師、臨床心理士等の専門職の参加を図ります。また、就学以降の支援の充実を図るために、発達にも精通した臨床心理士等を就学支援委員会に配置します。	学校教育課

④特別支援教育の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
すべてのこどもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム構築を推進するため、校内の就学指導委員会を設置し、個別の支援計画や指導計画を立てることで、特別な支援を必要とするこどもに、教育的なニーズに応じた支援を提供します。 また、特別支援教育コーディネーターを指名し、学校内外の関係者と連携を取りながら適切な支援につなげます。 さらに、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置を通じて、こども一人ひとりに適した教育が効果的に行われるよう支援します。 そのほか、外部の専門家等による学校関係者や保護者への巡回相談の実施、必要に応じた医療的ケアの環境整備の検討など、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課

⑤学校関係者の知識と技能の向上

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の知識と技能の向上を図るために、必要な研修会等を開催します。また、そのほかの教職員に対する研修体制の構築に取り組みます。	学校教育課

⑥障害への理解を深める教育の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ環境を推進するため、通常学級と特別支援学級との交流活動を行い、こどもが障害を理解し考える力を養います。また、特別支援学校と町立小中学校との交流などを通じて、インクルーシブ教育システム構築や相互理解の促進に取り組みます。	学校教育課

⑦学校等施設の整備推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特別な支援を必要とするこどもが安心して充実した幼稚園生活・学校生活を送れるよう、今後も、必要に応じて町立の幼稚園及び小・中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。	教育総務課 学校教育課

⑧放課後子ども教室の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障害の有無に関わりなく全てのこどもを対象とした、放課後子ども教室を実施します。	社会教育課

⑨障害児通所支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援等の障害児通所支援について、事業所連絡会等を通し連携体制の構築を図るほか、障害者相談支援事業にて後方支援を実施し、質の向上を図ります。 また、地域の障がいのあるこどものニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。 さらに、保育所・幼稚園・学校関係者等と連携することで、個別支援計画等の確実な共有を図り、障がいのあるこどもが安全・安心に過ごせる環境の確保や、保育や教育の効果を最大限に引き出すことを目指します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

⑩放課後児童クラブの推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町が運営する放課後児童クラブにおいて、特別な支援を必要とするこどもの受け入れを推進し、こどもの健全な育成を支援します。 また、民間の放課後児童クラブについては、特別な支援を必要とするこどもを受け入れることへの理解と体制づくりを促すとともに、個々の放課後児童クラブの実情に配慮しながら、受入れが可能な施設の拡充に取り組みます。 さらに、放課後児童支援員や補助員に対して、資質向上研修や巡回相談支援を行うことで、育成支援の質の向上を図ります。	子ども家庭課

⑪【新規】医療的ケア児支援の充実(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要なこどもが、身近な地域で、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターをはじめ、医療・保健・福祉・保育・教育の関係機関で連携し、切れ目のない支援を目標とした支援体制の構築を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

4. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児期の健康づくりと障害等の早期発見・早期支援

基本方針

乳幼児の健やかな発育・発達を支援するために、妊婦への保健指導等を行うとともに、未熟児訪問指導や乳幼児の事故防止に取り組みます。また、乳幼児健康診査において、乳幼児の疾病や発育・発達の遅れを早期に発見し、関係機関と連携した早期の治療・療育により、障害の予防や軽減に向けた取り組みの充実を図ります。

【個別施策】

① 妊婦の健康づくり推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
安心・安全な出産が迎えられるよう、引き続き全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、母体の健康管理について必要な相談・助言・指導等を行います。また、支援の必要な妊婦については、継続した支援を行います。	保健衛生課

② 未熟児訪問指導の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
未熟児について、疾病や障害等の早期発見に努めるとともに、発育発達、栄養、生活環境等について必要な支援等を行うために、保健師等による未熟児訪問指導を行います。	保健衛生課

③ 乳幼児の事故防止の普及啓発

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児の誤飲や風呂場での溺水などの事故防止について、育児学級などで保護者への注意喚起や応急手当の知識の普及に取り組みます。	子ども家庭課 保健衛生課

④ 乳幼児健康診査の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児の心身の状態や生活実態等を把握し、乳幼児の健康の維持・向上のために必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、電話や家庭訪問等による受診勧奨及び保育施設と連携した受診勧奨を行います。	保健衛生課

⑤乳幼児健康診査後の支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児健康診査において発育・発達、栄養、子育て状況、生活習慣等の所見があり、事後支援が必要とされるケースについては、保健師による経過観察、保健指導及び相談支援、臨床心理士による発達相談や発達検査等により、児童及び保護者への継続した支援を行います。また、必要に応じて医療機関、保育施設等の関係機関と連携し適切な支援につなげます。	保健衛生課 子ども家庭課

⑥乳幼児健康診査の事後教室の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
乳幼児健康診査等で把握された、発達上の支援を必要とする乳幼児及びその保護者に対して、乳幼児の発達状況と支援内容の共有を図り、健やかな育ちを促すために、健診事後教室を実施します。また、関係機関と連携を取りながら、実施体制の維持・向上に取り組みます。	子ども家庭課 保健衛生課

⑦育ちの支援センターの活動推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
育ちの支援センターいっぽにおいて、発達上の支援を必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、乳幼児の心身の発達を促すための療育グループ支援（親子参加型保育）を実施します。 また、保育士や臨床心理士による発達・育児相談、発達や子育ての情報提供、保護者同士の交流支援、発達に関わる関係職種の研修等を実施します。 なお、療育グループ支援については、関係機関等と連携し受け入れ人数の拡大について検討します。	子ども家庭課

⑧発達支援の情報連携の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのあるこどもや発達の支援を必要とするこどもについて、発達支援に係る課題や情報の共有化を図るとともに、今後の方向性や必要な体制づくりについて協議を行うために担当者会議等を開催し、関係課との情報連携を推進します。また、必要に応じて療育等関係者の参加を図ります。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

⑨「新サポートノートえいぶる」の周知及び活用の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある子どもや発達支援を必要とする子どもの情報を共有し、一貫した適切な支援を行うために、発達の過程や支援の経過などを記録する個別支援ファイル「新サポートノートえいぶる」について、保護者への周知及び活用を推進します。	福祉課 保健衛生課 子ども家庭課 学校教育課

(2)障害の原因となる疾病の予防等の推進**基本方針**

感染症や生活習慣病による障害を未然に防ぐため、予防接種率の向上やこどもにかかる医療費の助成、特定健康診査の受診率向上を図ります。また、住民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、必要な生活習慣の改善や医療を受けるよう、啓発・指導を強化するなど保健事業の充実を図り、疾病や障害の早期発見・重症化予防に取り組めます。

【個別施策】**①予防接種率の向上**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
予防接種の重要性について啓発を強めるとともに、保育所、幼稚園等と連携した接種勧奨を行うなど接種率の向上に取り組めます。 就学時健診で引き続き予防接種の確認を行い、未接種のこどもについては接種勧奨を行います。	保健衛生課 学校教育課

②【新規】子ども医療費助成事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、0歳から18歳(高校生世代)までのこどもについて、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	保健衛生課

③特定健康診査受診率向上対策の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特定健康診査の受診率の向上を図るために、未受診者への個別アプローチに力を入れるほか、ポスター・チラシ等による広報啓発、自治会等への協力依頼、町内医療機関への協力依頼、休日健診や個別健診等を行います。	保健衛生課

④特定保健指導の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
特定健康診査の結果に基づき保健師、管理栄養士等が対象者個々の状況に応じた保健指導を行なうほか、二次健診、栄養教室、個別運動指導事業への参加を促します。また、受診率向上対策とあわせて、特定保健指導の受け入れについても理解が進むよう、地域や関係機関等との連携を図ります。	保健衛生課

⑤生活習慣病重症化予防の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
生活習慣病リスクが高い人に対し、個人の状況に応じた保健指導や二次健診、栄養教室などの健康支援を行い、循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病重症化予防のため、医療機関との連携強化に努めます。また、全ての町民が健康づくりを実践できるよう、健康づくり事業や啓発活動に力を入れます。	保健衛生課

⑥こころの健康づくり

取り組み内容	担当課 (関係機関)
心身の健康保持において不可欠な睡眠や休養の確保の大切さ等について、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、心の悩みや不調を抱えている人が早期に必要な相談支援を受けられるよう、相談窓口の周知を図ります。	保健衛生課

(3)精神保健福祉の推進**基本方針**

精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人への早期の適切な支援につながるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに基づく関係機関等との連携を推進し、相談支援の充実や地域生活の支援、精神疾患等に対する正しい知識の普及や相談窓口の周知を行います。

【個別施策】**①【新規】精神障害にも対応した地域包括ケアシステム²⁵の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・保健・福祉関係者による「精神障害者の医療・保健・福祉連携会議」を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに基づいた関係機関等との連携を推進します。また、当事者団体や自助グループ、家族会等との連携を図り、実態把握に努めます。	福祉課 保健衛生課

②精神障害に対応した相談支援の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
精神障害に対応した相談支援の充実を図るため、相談窓口の周知強化や相談員の資質向上等に取り組み、精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人の早期の医療受診や地域生活における自立を支援します。	福祉課 保健衛生課

③社会参加・社会復帰等の支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
精神障害等により孤立感を抱えひきこもっている人について、本人のニーズに合わせて、生活リズムの改善や社会参加・社会復帰等につながるよう、医療機関の精神デイケアやナイトケア、地域活動支援センター、就労継続支援事業所等の活動・訓練の場の紹介と利用促進を図ります。また、活動の場を提供する主体と連携し、利用者の様子を確認しながら必要な相談支援等を行います。	福祉課

²⁵ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人や精神保健に課題を抱える人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムのことを指します。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、「にも包括」という略称で呼ばれることもあります。

④医療機関から地域生活への移行支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行においては、「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」等を活用し、医療、保健、福祉等における多職種が連携した、地域生活支援体制を構築し安心して地域で暮らせる環境づくりを目指します。	福祉課

⑤地域相談支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、指定一般相談支援事業者、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等における多職種が連携した支援を行います。	福祉課

⑥こころの健康づくり(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
心身の健康保持において不可欠な睡眠や休養の確保の大切さ等について、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、心の悩みや不調を抱えている人が早期に必要な相談支援を受けられるよう、相談窓口の周知を図ります。	保健衛生課

⑦自殺対策²⁶の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
うつ病や依存症などの自殺と関連が強いとされる精神疾患等について、住民の理解を深め、誤った認識や偏見をなくすために、正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。また、総合精神保健福祉センター等と連携し、自死遺族の回復を支援します。	保健衛生課 福祉課

²⁶ 自死・自殺の表現について

国が定めた「自殺総合対策大綱」では、「自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセス」として捉えています。一方で、自殺総合対策推進センターが作成した「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」では、「自殺という文字には犯罪を想起させるものがあり、偏見や差別を助長するとして、遺族を中心に「自死」に言い換えて欲しいという声があります。遺族や遺児に関する表現については、「自殺」という行為自体が焦点となっているわけではないので「自死遺族」「自死遺児」が適切と思われる。」と示されています。以上を踏まえ、本計画においても、行為を表現する場合には「自殺」、遺族や遺児に関する表現については「自死」と表現しています。

(4)医療費等経済的支援の推進**基本方針**

障がいのある人の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費等にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、障害による特別な経済的負担を軽減するために手当の支給手続きを行います。

【個別施策】**①自立支援医療の推進**

取り組み内容	担当課 (関係機関)
自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るため、制度の周知と適切な利用を支援します。	福祉課

②手当の支給推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助とするための特別障害者手当、障害児福祉手当の制度周知を図ります。	福祉課

③重度心身障害者(児)医療費助成の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
心身に重度の障害を持つ人の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。また、医療費支払いの負担軽減を図るために、県の動きに合わせて、現物給付の導入を検討します。	福祉課

④【新規】子ども医療費助成事業の推進(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、0歳から18歳(高校生世代)までのこどもについて、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	保健衛生課

⑤日常生活用具給付事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の日常生活の便宜を図るために、必要な日常生活用具の給付を行います。	福祉課

⑥【新規】指定ごみ袋給付事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
紙おむつ等を日常的に使用する障がいのある人の世帯に対し、経済的負担の軽減を図るために、指定ごみ袋を給付します。	保健衛生課

基本目標3 自分らしく活躍できる社会参加の促進

1. 雇用・就労の推進

(1)雇用の推進

基本方針

北谷町及び北谷町教育委員会における障がいのある人を対象とした職員採用を実施し、法定雇用率の維持・向上に努めるとともに、障害者活躍推進計画の取り組みを行います。また、事業者への障がい者差別解消の普及啓発に取り組みます。

【個別施策】

①町行政職の障害者法定雇用の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
町及び町教育委員会で障がいのある人を対象とした職員採用を行い、法定雇用率 ²⁷ の維持・向上に取り組みます。また、障がいのある職員が働きやすいよう、その能力と適正に応じた業務分担と環境整備に努めます。	総務課 教育総務課

②事業者への差別解消の普及啓発(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者(企業や店舗、福祉事業者など)における障害を理由とする差別の解消について、国から示された「対応指針」「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」等に基づき、普及啓発に取り組みます。	福祉課 経済振興課

²⁷ 法定雇用率

障がいのある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる共生社会実現の理念の下、すべての事業主に対し一定割合以上の障がい者の雇用を義務付けるものです。令和6年4月1日から令和8年6月30日における法定雇用率は、民間企業：2.5%、国・地方公共団体：2.8%、教育委員会：2.7%です。令和8年7月1日以降の法定雇用率は、民間企業：2.7%、国・地方公共団体：3.0%、教育委員会：2.9%となります。

(2)就労支援の推進**基本方針**

障がいのある人が働くことを通して経済的な自立を促し、生きがいを持ち社会参加につながるよう、一般就労への移行促進と就労定着のための支援を行います。また、一般就労が困難な障がいのある人について福祉的就労の場の確保を進めるとともに、障害者就労施設等から物品等との優先調達を推進します。

【個別施策】**①一般就労移行・定着促進 重点施策★**

取り組み内容		担当課 (関係機関)					
就労支援サービスから一般就労への移行を促進するため、就労支援サービス事業所や関係機関との連携により、企業に対する施設外就労(実習)の情報提供や受け入れ促進に取り組みます。 また、職場定着率の向上を図るために、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、必要に応じて「就労定着支援」を提供し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行います。 さらに、町商工会や町内事業所等と連携し、企業における障害についての理解促進と障がい者雇用に関する啓発活動を行います。		福祉課 経済振興課					
【指標】							
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
町商工会等と連携したインターンシップを実施した障害福祉サービス事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	2事業所	3事業所	4事業所

②就労継続支援の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
一般就労が困難な障がいのある人の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図るとともに、ニーズに応じた就労継続支援事業所の確保に取り組みます。	福祉課

③障害者優先調達推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
「北谷町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、町のホームページ等で公表します。 地域においても、障害者就労支援施設等から物品等の優先調達が図られるよう、町内障害者就労支援施設等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組めます。	福祉課

2. 社会参加の推進

(1) 交流・スポーツ・学習活動等の推進

基本方針

障がいのある人の交流・スポーツ・学習活動等様々な活動への参加は、生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がいのある人の社会参加の促進と地域の障がいのある人に対する理解と認識を深めることから、そうした活動への支援及び地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めます。

【個別施策】

① スポーツ活動支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、必要に応じて、参加のための支援を関係機関や事業所等と連携して進めます。また、世代に応じたスポーツ活動支援の在り方について検討します。	社会教育課 福祉課

② 学習・文化・芸術活動等支援の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
地域活動支援センター利用者や障害福祉サービス指定事業所利用者等の芸術活動及び作品出展について、必要な支援に努めます。また、ちやたんニライセンター等における講座開催の情報を町のホームページ等により広く周知を図り、障がいのある人の参加にあたっては必要な配慮に努めます。	福祉課 生涯学習プラザ

③ 図書館利用の促進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の町立図書館利用を促進するため、読書支援機器等(デージー再生機、拡大読書器、リーディングトラッカー等)の提供を行い、ニーズを踏まえた上で、大活字本やLLブック ²⁸ 、デージー図書 ²⁹ 、点字図書等の収集に努めます。また、障がいのある人が利用しやすい読書環境の整備を推進します。	町立図書館

²⁸ LL ブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム(絵文字)や写真・図を使って理解を助けます。

²⁹ デージー図書

デージー(DAISY)は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。

④【新規】障がい者関係団体の活動支援(再掲)

取り組み内容	担当課 (関係機関)
当事者団体や自助グループ、家族会などの障がい者関係団体を通じた支え合いや地域との関わりが、障がいのある人の自立やその家族の支援に大切であることから、障がい者関係団体の活動周知や支援者との連携を支援します。また、活動の場の確保や活動資金の助成を通じた障がい者関連団体の活動支援に努めます。	福祉課

⑤行事等への参加支援

取り組み内容	担当課 (関係機関)
行事等開催の場における障がいのある人の受け入れについて、バリアフリーやわかりやすい案内表示の設置等物理的な配慮のほか、他の参加者への理解啓発、支援ボランティアの確保等の配慮について、行事等を開催する関係者への理解促進に取り組みます。	福祉課

3. 生活支援の推進

(1) その他生活支援の推進

基本方針

障がいのある人やその家族の希望する生活の実現に向けて、地域生活支援事業や町の福祉サービスの提供による自立生活の支援に取り組みます。

【個別施策】

① 日中一時支援事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者のある人の日中における活動の場を提供します。また、ニーズに基づく量的確保に努めるため、報酬単価の見直しを検討します。	福祉課

② 地域活動支援センター運営の充実

取り組み内容	担当課 (関係機関)
創作活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業を行います。 また、新規利用者の増を図るとともに、利用者一人ひとりの特性等に応じた支援を行い、必要に応じて就労や福祉サービスにつなげるなど、自立を促します。	福祉課

③ 社会適応支援事業の実施

取り組み内容	担当課 (関係機関)
社会生活に困難のある障がいのある人の社会生活への適応性を高めるため、ニーズに応じてガイドヘルパーの派遣を行います。	福祉課

④ 生活サポート事業の継続検討

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業の効果や必要性の面から、事業継続について検討します。	福祉課

⑤緊急通報システム事業の推進

取り組み内容	担当課 (関係機関)
ひとり暮らしの重度身体障がいのある人が安心して暮らせるよう、緊急時に迅速に対応できる緊急通報システム事業を行います。	福祉課

⑥福祉電話設置事業の継続検討

取り組み内容	担当課 (関係機関)
事業の効果や必要性の面から、事業継続について検討します。	福祉課

第5章 第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画の点検

1. 成果目標(第6期障害福祉計画)の達成状況

「北谷町第6期障害福祉計画」では、令和5年度(2023年度)を目標として次の成果目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。目標未達成の項目については、本計画において引き続き目標を達成できるよう計画を推進します。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
目標年度入所者数	32 人	29 人	達成
削減見込み目標値	1 人(3%)	3 人	達成
新規入所者数	2 人	1 人	達成
退所者数	3 人	4 人	達成
地域移行目標数	1 人(3%)	1 人	達成

資料:福祉課

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置済み	—	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 4 回	年 2 回	未達成
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8 人	8 人	達成
保健、医療及び、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回	年 1 回	達成

資料:福祉課

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
地域生活支援拠点の整備	設置予定	設置	達成
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	年 1 回	年 1 回	達成

資料:福祉課

(4)福祉施設から一般就労への移行

ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
年間一般就労移行者数 (令和元年度実績(3人)の1.27倍以上を目標)	4人(1.33倍)	3人	未達成

資料:福祉課

※ここでの福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

※一般就労移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者(就労継続支援 A 型の利用者になった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者

イ. 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
一般就労への移行者数 (令和元年度実績(0人)の1.3倍以上(30%以上)の増加を目標)	1人	2人	達成

資料:福祉課

ウ. 令和5年度末における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
一般就労への移行者数 (令和元年度実績(3人)の1.26倍以上(26%以上)の増加を目標)	3人(1.00倍)	1人	未達成

資料:福祉課

エ. 令和5年度末における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
一般就労への移行者数 (令和元年度実績(0人)の1.23倍以上(23%以上)の増加を目標)	0人	0人	実績なし

資料:福祉課

オ. 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
就労定着支援事業の利用者数	2人	2人	達成
管内就労移行支援事業所数	1か所	1か所	達成
就労移行率が8割以上の就労支援事業所数	1か所	0カ所	未達成

資料:福祉課

(5)相談支援体制の充実・強化等

事 項	第6期の数値 目標値	実績 (令和4年度末)	評価
ア. 総合的・専門的な相談支援の実施			
総合的・専門的な相談支援の実施数(か所数)	3	3	達成
イ. 地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	50	72	達成
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(研修等)	1	2	達成
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(研修等)	2	2	達成

資料:福祉課

2. 第2期障がい児福祉計画成果目標の達成状況

「北谷町第2期障がい児福祉計画」では令和5年度(2023年度)を目標として次の成果目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。目標未達成の項目については、本計画において引き続き目標を達成できるよう計画を推進します。

(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
児童発達支援センターの設置	令和5年度 設置予定	未設置 令和8年度予定	未達成

資料:福祉課

(2)保育所等訪問支援の充実

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度 構築予定	構築済み	達成

資料:福祉課

(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度 確保予定	圏域で確保	達成

資料:福祉課

(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	第2期の数値 目標値	実績	評価
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2 人	4 人	達成

資料:福祉課

3. 障害福祉サービス等の利用状況の点検

北谷町第6期障害福祉計画・北谷町第2期障がい福祉計画における障害福祉サービス等の見込み(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))に対する実績との違いを、サービスごとに点検した結果を以下に示します。

(1) 訪問系サービス

「居宅介護」の利用者数、利用量ともに見込みより実績が少なくなっています。

「重度訪問介護」の利用者数の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みどおりですが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより多くなっています。利用量の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みより少ないですが、令和4年度と令和5年度は見込みより多くなっています。

「行動援護」の利用者数の実績は、見込みどおりになっています。利用量の実績は、令和3年度は見込みより少ないですが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより多くなっています。

「同行援護」は利用者数、利用量ともに見込みより実績が少なくなっています。

「重度障害者等包括支援」については、利用は見込んでおらず、実績もありません。

訪問系サービスの利用状況

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)
居宅介護	実績	43	612	50	791.75	51	816
	見込	63	775	65	799	67	823
重度訪問介護	実績	3	1,328.5	4	1,586	6	2,534
	見込	3	1,563	3	1,563	3	1,563
行動援護	実績	6	124	7	189	8	216
	見込	6	157	7	182	8	207
同行援護	実績	1	58	1	100	1	100
	見込	2	190	3	285	4	380
重度障害者等包括支援	実績	0	0	0	0	0	0
	見込	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は年度途中時点での見込み

(2)日中活動系サービス

「生活介護」の利用者数および利用量の実績は、増加はしているものの、どちらも見込みより少なくなっています。

「自立訓練(機能訓練)」の利用者数の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みどおりでしたが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより1～2人多くなっています。利用量の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

「自立訓練(生活訓練)」の利用者数、利用量の実績は、各年度で見込みより少なくなっています。

「宿泊型自立訓練」の利用者数、利用量の実績は、概ね同程度で推移しています。

「就労移行支援」の利用者数、利用量の実績は、どちらも令和3年度(2021年度)は見込みより多くなっていますが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は見込みより少なくなっています。

「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」の利用者数、利用量の実績は、増加はしているものの、どちらも見込みより少なくなっています。

「短期入所(福祉型)」の利用者数、利用量の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

「短期入所(医療型)」の利用者数、利用量の実績は、令和3年度(2021年度)は実績がありませんでしたが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)は概ね見込みどおりです。

「就労定着支援」「療養介護」の利用者数、利用量の実績は、概ね見込みどおりです。

日中活動系サービスの利用状況

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)
生活介護	実績	64	1,288	68	1,370	69	1,380
	見込	73	1,434	74	1,454	75	1,474
自立訓練(機能訓練)	実績	2	22	3	34	4	48
	見込	2	11	2	11	2	11
自立訓練(生活訓練)	実績	5	72	8	91	8	91
	見込	7	89	9	89	11	89
宿泊型自立訓練	実績	2	56	2	56	2	40
	見込	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実績	10	167	1	10	2	32
	見込	6	123	6	140	7	157
就労継続支援(A型)	実績	42	833	46	890	49	980
	見込	49	954	53	1,034	57	1,114
就労継続支援(B型)	実績	92	1,462	93	1,553	96	1,632
	見込	105	1,634	108	1,679	111	1,724
就労定着支援	実績	1		2		2	
	見込	1		1		2	

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

第5章 障害福祉サービス等の利用状況ならびに点検

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (日/月)
短期入所(福祉型)	実績	17	99	20	153	20	153
	見込	13	89	14	103	15	117
短期入所(医療型)	実績	0	0	1	5	1	5
	見込	1	3	1	3	1	3
療養介護	実績	7		7		8	
	見込	7		7		7	

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

(3)居住系サービス

「自立生活援助」については、利用は見込んでおらず、実績也没有ありません。

「共同生活援助」の利用者数の実績は、各年度で見込みより少なくなっています。

「施設入所支援」の利用者数の実績は、概ね見込みどおりです。

居住系サービスの利用状況

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
自立生活援助	実績	0	0	0
	見込	0	0	0
共同生活援助 (うち精神障がいのある 人の利用者数)	実績	37(11)	45(16)	48(17)
	見込	41(16)	49(19)	57(22)
施設入所支援	実績	31	29	29
	見込	33	32	32

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

(4)相談支援

「計画相談支援」の利用者数の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

「地域移行支援」の利用者数の実績は、令和3年度(2021年度)は見込みどおりでしたが、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)ともに利用実績はありません。

「地域定着支援」の利用者数は、各年度で1人を見込んでいましたが、利用実績はありません。

相談支援サービスの利用状況

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
計画相談支援	実績	100	88	90
	見込	82	83	84
地域移行支援 (うち精神障がいのある 人の利用者数)	実績	1(1)	0	0
	見込	1(1)	1(1)	1(1)
地域定着支援 (うち精神障がいのある 人の利用者数)	実績	0	0	0
	見込	1(1)	1(1)	1(1)

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

(5)障害児通所支援等

「児童発達支援」の利用者数の実績は、各年度で見込みより8人少なくなっています。利用量の実績も、各年度で見込みより少なくなっています。

「医療型児童発達支援」の利用者数は、令和4年度は見込みより1人少ないですが、令和3年度と令和5年度は見込みどおりとなっています。利用量の実績は、各年度で見込みより少なくなっています。

「居宅訪問型児童発達支援」については、令和4年度まで実績はありませんでしたが、令和5年度に利用者数2人(人/日)、利用量が180日(日/月)となっています。

「放課後等デイサービス」の利用者数の実績は、令和3年度は見込みより少なかったですが、令和4年度と令和5年度は10～11人多くなっています。利用量の実績は、令和3年度は概ね見込みどおりでしたが、令和4年度と令和5年度は見込みより大きく増えています。

「保育所等訪問支援」は利用者数の実績は、令和3年度は見込みどおりでしたが、令和4年度と令和5年度は見込みより多くなっています。利用量の実績は、各年度で見込みより多くなっています。

「障害児相談支援」の利用者数の実績は、令和3年度は見込みより多いですが、令和4年度と令和5年度は見込みより少なくなっています。

障害児通所支援・相談支援の利用状況

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数 (人/日)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/日)	利用量 (日/月)	利用者数 (人/日)	利用量 (日/月)
児童発達支援	実績	30	359	31	389	32	416
	見込	38	495	39	507	40	519
医療型児童発達支援	実績	3	43	2	19	3	36
	見込	3	52	3	52	3	52
居宅訪問型児童発達支援	実績	0	0	0	0	2	180
	見込	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実績	112	1,556	135	1,916	143	2,145
	見込	118	1,554	125	1,645	132	1,736
保育所等訪問支援	実績	8	20	15	29	17	34
	見込	8	14	9	16	14	26
障害児相談支援	実績	62		51		53	
	見込	51		54		57	

※令和5年度(2023年度)の実績は年度途中時点での見込み

第6章 第7期障害福祉計画

1. 国の基本指針

第7期障害福祉計画に係る国の基本指針において、成果目標計画期間が終了する令和8年度末の目標に関する基本的な考え方は以下のように示されています。

※アンダーラインの箇所は、第6期から第7期で変更となった箇所又は新たに設定された項目

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ②令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

(3)地域生活支援の充実

- ①各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。)
- ②地域生活支援の充実に向けたコーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証及び検討
- ③強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備(各市町村又は圏域)

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- ①令和3年度実績の1.28倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行
- ②令和3年度実績の1.31倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行
- ③就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- ④令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援 A 型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑤令和3年度実績の1.28倍以上、就労継続支援 B 型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑥令和3年度実績の1.41倍以上、就労定着支援事業の利用者数の増加
- ⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

(5)相談支援体制の充実・強化等

- ①基幹相談支援センターの設置(各市町村(複数市町村による共同設置を含む。))
- ②基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制の確保

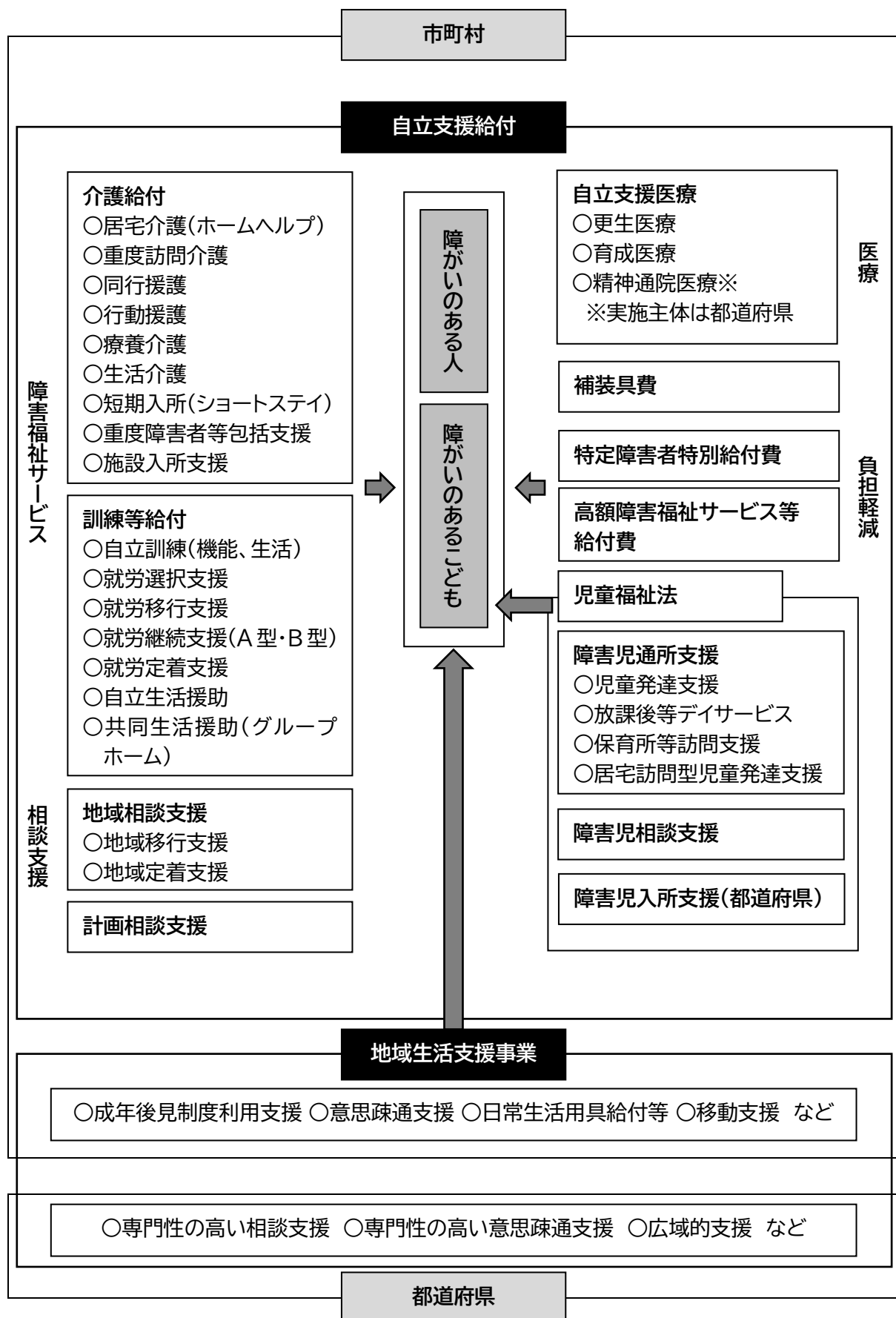
(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ①障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。
- ②障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証。
- ③障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ④障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発による計画的な人材養成の推進
- ⑤障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ⑥指導監査結果の関係市町村との共有

■基本指針に上げられる成果目標以外の検討項目

- 障害者等に対する虐待の防止(精神障害者に対する虐待の防止を追加)
- 意思決定支援の促進
- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス等の全体像



2. 成果目標

国の指針に基づき、本計画の最終年度(令和8年度(2026年度))における成果目標を定めま
す。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア. 成果目標値の設定

施設入所者の地域生活への移行を進めるために、令和8年度(2026年度)末の削減見込み
目標値を1人とします。また、令和5年3月31日時点の入所者数29人の6%にあたる2人の地
域移行を目指します。

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	29 人	令和4年度末(R5.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	27 人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	2 人(6%)	$C = A - B = E - D$ (国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	2 人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	4 人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2 人(6%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

- ・施設入所者数の削減数は、実績(3人)及び国指針(5%以上)を踏まえ、2人を目標値としま
す。
- ・地域移行目標数は、実績(1人)及び国指針(6%以上)を踏まえ、2人を目標数とします。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

国の指針では、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加就労、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築するために、保健、福祉、医療関係者による協議の場を設置することとしています。

本町では、平成29年度(2017年度)に「北谷町精神障がい者の医療・保健・福祉連携会議」を設置し、平成31年度(2019年度)より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」として位置づけています。令和6年度(2024年度)以降、下記のとおり開催回数や参加人数を見込み、支援体制の整備を図っていきます。

事 項	設置方法		設置時期			設置方法		
	単独 設置	共同 設置	令和6年	令和7年	令和8年	新規 設置	既存組織 活用	その他
保健、医療、福祉関係者による 協議の場の設置	○		平成29 年度 設置済				○	

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	7 人	7 人	7 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回	年 1 回	年 1 回

(3)地域生活支援拠点等の機能強化

国の指針では、障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うこととしています。

本町においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の整備手法を用い、「相談」「緊急時の受入れ・対応」を優先的に整備し、令和2年度(2020年度)末に単独設置をいたしました。令和8年度(2026年度)までに、その他の「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」機能の確保及び強化を行います。

事 項	整備区域※1			設置時期		
	単独設置	圏域設置	圏域の 範囲			
地域生活支援拠点の整備	○			令和2年度設置済み		
	整備手法※2					
	多機能拠点整備型	面的整備型	多機能拠点+面的整備	その他	未定	
		○				

※1 整備区域 「単独整備」 当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」 当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法 「多機能拠点整備型」 地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

「面的整備型」 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
コーディネーターの配置人数	4 人	4 人	4 人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	年 1 回	年 1 回	年 1 回

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
強度行動障害者への支援体制の整備			○

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
「体験の機会・場」機能の確保			○
「専門的人材の確保・養成」機能の確保			○
「地域の体制づくり」機能の確保			○

(4)福祉施設から一般就労への移行等

ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

目標年度(令和8年度(2026年度))における1年間の一般就労移行者数は、令和3年度(2021年度)実績(2人)の1.50倍(3人)を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	2 人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	3 人(1.50 倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和3年度実績の1.28倍以上)

※ここでいう福祉施設とは就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

※一般就労移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者、就労継続支援 A 型の利用者になった者を除く、在宅就労した者及び自ら起業した者

イ. 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

目標年度(令和8年度(2026年度))における就労移行支援事業所から一般就労への移行者数は、令和3年度(2021年度)末実績(1人)の2.00倍(2人)を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1 人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2 人(2.00 倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

ウ. 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

令和8年度(2026年度)末の一般就労移行率が5割以上の就労移行事業所数は、1か所を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1 か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1 か所	国指針:就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

工. 令和8年度末における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数

目標年度(令和8年度(2026年度))における就労継続支援 A 型事業所から一般就労への移行者数は、令和3年度(2021年度)末実績(1人)の2.00倍(2人)を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	1 人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2 人(2.00 倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

オ. 令和8年度末における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数

目標年度(令和8年度(2026年度))における就労継続支援 B 型事業所から一般就労への移行は、1人を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0 人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1 人	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

カ. 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

令和8年度(2026年度)末における就労定着支援事業の利用者数は2人を見込みます。令和8年度(2026年度)末の管内就労移行支援事業所数、就労定着率が7割以上の就労支援事業所数は、それぞれ1か所を目指します。

事 項	数 値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	2 人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	1 か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1 か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

令和8年度(2026年度)末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、これまでと同様に地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行っていきます。

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				○
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			0	0	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数			0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			0	0	1
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)			1	1	1
参加事業者・機関数			14	14	14
協議会の専門部会の設置数			2	2	2
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			4	4	4

(6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

各種研修への職員の積極的な参加や自立支援審査支払等システム等を活用して審査時の請求誤りや算定誤り等を分析し、事業所等へ改善の促しを行う等、障害福祉サービスの質の向上について現在も取り組んでいます。

ア. 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3 人	3 人	3 人

イ. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度 構築済み		

事 項	回数		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1 回	1 回	1 回

3. 障害福祉サービスの見込量(活動指標)及び確保方策

障害福祉サービスについて、これまでの実績や町の実情を勘案して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度のサービスの見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

(1)訪問系サービス

①居宅介護

自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	43	50	51	52	53	54
利用量(時間/月)	612	791.75	816	832	848	864

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(15.8時間÷16時間/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)には一時的に減少しましたが、令和4年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。身体介護や家事援助、育児援助、通院介助など日常生活全般にわたるサービス内容であり、アンケート調査結果においても重要度が高いことから、近年の伸びを踏まえて算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	3	4	6	6	6	6
利用量(時間/月)	1,328.5	1,586	2,534	2,534	2,534	2,534

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和5年度の見込値を基に見込みます。

微増で推移していることから、今後も利用者数の大きな増加はないものとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

③行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	6	7	8	9	10	11
利用量(時間/月)	124	189	216	243	270	297

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(27時間/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

前期計画(第6期計画)において概ね見込どおりの増加となっています。今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

④同行援護

重度の視覚障がいや移動に困難を有する人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
利用量(時間/月)	58	100	100	100	100	100

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
利用量(時間/月)	0	0	0	0	0	0

〔サービス見込の考え方〕

県内に実施できる事業所がないため、利用者数及び利用量は0で見込みます。

実施できる事業所はありませんが、サービスを組み合わせることで同等のサービスを提供できるようにサービス調整に努めます。

(2)日中活動系サービス(就労系を除く)

①生活介護

常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	64	68	69	70	71	72
利用量(日/月)	1,288	1,370	1,380	1,400	1,420	1,440

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(20日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

微増で推移していることから、今後も利用者数の大きな増加はないとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での事業所及び人材の確保を図ります。

②自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	2	3	4	5	6	7
利用量(日/月)	22	34	48	60	72	84

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(11.3日≒12日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

微増で推移していることから、今後も利用者数の大きな増加はないとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

③自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	5	8	8	8	8	8
利用量(日/月)	72	91	91	91	91	91

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

④宿泊型自立訓練

日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	2	0	1	1	1	1
利用量(日/月)	62	0	31	31	31	31

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和5年度(2023年度)の見込値を基に見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤短期入所(福祉型)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、福祉施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	17	20	20	20	20	20
利用量(日/月)	99	153	153	153	153	153

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、町内での施設等の確保を図ります。

⑥短期入所(医療型)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、病院、診療所、介護老人保健施設等において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	1	1	1	1	1
利用量(日/月)	0	5	5	5	5	5

〔サービス見込の考え方〕

利用者数、利用量ともに令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での施設等の確保を図ります。

⑦療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	7	7	8	8	8	8

〔サービス見込の考え方〕

令和5年度(2023年度)の新規利用者を1人見込み、令和6年度(2024年度)以降については、新規利用者はないと見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

見込量の確保のため、広域内での医療機関の確保に図ります。また、利用者のニーズや支援計画に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(3)日中活動系サービス(就労系)

①就労選択支援

就労を希望する方に、就労アセスメントを活用し、働き方の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	2	2
利用量(日/月)	0	0	0	0	32	32

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和7年度(2025年度)以降において各年度2人を見込みます。

利用量は、16日/月を利用者数の見込みに乗じて見込みます。

令和7年度(2025年度)から開始する新たなサービスです。見込量は、類似サービスである就労移行支援を参考値とし、利用者数は就労移行支援利用者数の半数程度、利用量は就労移行支援の平均利用日数(15.6日÷16日/月)に、利用者数の見込みを乗じて算出しています。

見込量の確保のため、圏域内での施設等の確保を図ります。

②就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	10	1	2	3	4	5
利用量(日/月)	167	10	32	48	64	80

※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)=10人/月、利用量(日/人)=151日/月)

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の1人あたり平均利用日数(15.6日÷16日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

対象年度により変動はありますが、利用者の意向や能力等に沿ったサービスを提供できるよう、事業所ごとの就労内容等の多様化を推進し、実習先や地域企業との連携による充実化を図るための支援を実施します。

③就労継続支援 A 型(雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※A型は、事業者との雇用契約があるサービス(最低賃金を保障)です。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	42	46	49	52	55	58
利用量(日/月)	833	890	980	1,040	1,100	1,160

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、各年度3人の増加を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(19.3時間 $\div$ 20日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

令和6年度(2024年度)報酬改定に伴い、事業体制の見直しを検討する事業所が見込まれることから、利用意向を注視しながら近年の状況を踏まえて微増で算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

④就労継続支援 B 型(非雇用型)

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※B型は、雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んで行う就業が困難な方が対象です。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	92	93	96	96	96	96
利用量(日/月)	1,462	1,553	1,632	1,632	1,632	1,632

※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)=103人/月、利用量(日/人)=1,750日/月)

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の1人あたり平均利用者数(96人/日)を見込みます。

利用量は、令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用時間(16.7時間 $\div$ 17日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援、その他自立訓練のサービスなどを利用し一般就労をした人を対象に、職場に定着して就労が続けられるよう、継続的に本人とコミュニケーションをとって相談を受け、必要な支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	1	2	2	2	2	2

〔サービス見込の考え方〕

令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくとして算出しています。

利用者のニーズに対応できるよう、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

(4)居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

〔サービス見込の考え方〕

中部圏域内に実施できる事業所がないため、利用者数及び利用量は0で見込みます。

実施できる事業所はありませんが、障害者相談支援事業等を活用し、同等の支援を提供できるように努めます。

②共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	37(11)	45(16)	48(17)	48(17)	49(18)	50(19)

〔サービス見込の考え方〕

3年間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))で2人の増加を見込みます。

施設入所者の地域生活への移行分として、令和7年度(2025年度)及び令和8年度(2026年度)にそれぞれ1人の合計2人増加として算出しています。

町内事業所数及び利用希望者のニーズを注視しながら、必要に応じて他市町村の事業所や福祉施設、医療機関等による新規開設を促すとともに、サービスの質の向上を支援します。また、日中支援型共同生活援助については、運営の在り方や資源の確保等について検討します。

③施設入所支援

施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など日常生活の支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	31	29	29	29	28	27

〔サービス見込の考え方〕

3年間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))で2人の減少を見込みます。

施設入所者数の削減数は、実績(3人)及び国指針(5%以上)を踏まえ、令和7年度(2025年度)及び令和8年度(2026年度)にそれぞれ1人減少として算出しています。

削減数の目標値を踏まえながら、利用者の意向に配慮し、介助者との連携を図りながら、地域生活への移行を目指します。

(5)相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人及び地域相談支援を利用する人を対象に、支給決定を行う際のサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	100	88	90	93	96	100

〔サービス見込の考え方〕

3年間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))で10人の増加を見込みます。
各種サービスの利用者数の増加が見込まれることから、令和3年度(2021年度)実績を指標として増加で算出しています。

利用者への適切なサービス提供を行うために、自立支援協議会や相談支援事業所事務連絡会などを活用し、相談支援事業所との連携強化を図ります。

②地域移行支援

障害者施設に入所している障がいのある人や、入院している精神障がいのある人などを対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月) (うち精神障がいのあ る人の利用者数)	1(1)	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

〔サービス見込の考え方〕

令和6年度(2024年度)以降、毎年度1人の利用を見込みます。

令和3年度(2021年度)の実績値を基に算出しています。

利用者への適切なサービス提供を行うために、障害者相談支援事業などを活用し、地域移行支援事業所との連携強化を図ります。

③地域定着支援

施設や病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	0	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

〔サービス見込の考え方〕

令和6年度(2024年度)以降、毎年度1人の利用を見込みます。

これまでの利用実績はありませんが、長期入院の精神障がいのある人の地域定着を進めるため、サービスの周知及び事業所との連携を図ります。また、障害者相談支援事業等を活用し、同等の支援を提供できるように努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度の見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

(1)理解促進研修・啓発事業【必須事業】

障がいのある人などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。

パンフレットや町広報誌等を活用し、広く町民へ障害及び障がいのある人への理解を深めるための啓発活動を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1

(2)障害者相談支援事業【必須事業】

「障害者相談支援事業」は、障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。3箇所で実施されており、今後も委託事業所と連携して実施します。

「基幹相談支援センター機能強化事業」は、相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。令和5年度(2023年度)以降の利用者数については、各年度10人の増加を見込みます。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人などに対して、入居に必要な調整などの支援を行うとともに家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。令和5年度(2023年度)以降の利用者数については、各年度1人の増加を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター機能強化事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	83	132	150	160	170	180
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	3	3	3	4	4	4

(3)成年後見制度利用支援事業【必須事業】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

利用の実績は、令和4年度(2022年度)の1人とどまっていますが、今後の取り組みを踏まえ、令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)は1人、令和8年度(2026年度)は2人を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	0	1	1	1	1	2

(4)意思疎通支援事業【必須事業】**①手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

聴覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者等、要約筆記者の派遣を継続します。

実利用件数は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用件数(27件)を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(件/年)	38	23	27	27	27	27

※令和2年度(2020年度)実績値(実利用者数(件/年)=21件/年)

②手話通訳者設置事業

手話通訳者を町の福祉課窓口継続配置1人し、聴覚障がいのある人等の来庁時の対応に努めるほか、登録手話通訳者派遣のコーディネートを行います。

人材を確保するまでの間は、ICT の活用や手話通訳者派遣などにより対応に努め、手話通訳者設置について、引き続き検討を進めます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	1	1

(5)日常生活用具給付等事業【必須事業】

障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する事業です。

各用具とも、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用件数を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
介護・訓練支援用具	実利用者数 (件/年)	3	5	3	3	3	3
自立生活支援用具	実利用者数 (件/年)	6	5	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	実利用者数 (件/年)	2	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	実利用者数 (件/年)	2	5	2	2	2	2
排泄管理支援用具	実利用者数 (件/年)	43	42	42	42	42	42
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数 (件/年)	0	1	1	1	1	1

※令和2年度(2020年度)実績値(介護・訓練支援用具=1件/年、自立生活支援用具=7件/年、在宅療養等支援用具=1件/年、情報・意思疎通支援用具=1件/年、排泄管理支援用具=42件/年、居住生活動作補助用具(住宅改修費)=0件/年)

(6)手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

聴覚障がいのある人等との交流活動や、市町村の広報活動などの支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

原則として手話奉仕員の新規登録者数は、毎年度1人を見込みますが、令和6年度(2024年度)は手話奉仕員養成講座の基礎講座の開催を予定しているため、受講予定者の3人を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
新規登録者数(人/年)	0	0	0	3	1	1

(7)移動支援事業【必須事業】

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。

実利用者数、延べ利用時間ともに令和4年度(2022年度)の実績値と同程度を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	40	39	40	40	40	40
延べ利用時間 (時間/年)	3,264	3,610	3,600	3,600	3,600	3,600

(8)地域活動支援センター機能強化事業【必須事業】

創作活動、生産活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図ることを目的とした事業です。

北谷町では、機能強化事業Ⅰ型(相談支援事業や精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を併せて実施)として実施しています。

実利用者数は、過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用者数を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人/年)	35	38	39	39	39	39

※令和2年度(2020年度)実績値(実施箇所数(箇所)=1箇所、実利用者数(人/年)=44人/年)

(9)その他事業【任意事業】**①日中一時支援事業**

障がいのある人等を日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息などのために、障がいのある人等の日中における活動の場を確保する事業です。

実利用者数、延べ利用時間ともに令和5年度(2023年度)の見込値と同程度を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	99	82	62	62	62	62
延べ利用時間数 (時間/年)	7,268	6,452	5,575	5,575	5,575	5,575

②社会適応支援事業

社会生活に困難のある障がいのある人の社会生活への適応性を高めるため、ガイドヘルパーの派遣を行う事業です。

実利用者数、延べ利用時間ともに過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	5	2	4	4	4	4
延べ利用時間 (時間/年)	107.5	62	152	152	152	152

※令和2年度(2020年度)実績値(実利用者数(人/年)=4人/年、延べ利用時間(時間/年)=286時間/年)

③自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がいのある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均を見込みます。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用者数(人/年)	1	3	3	3	3	3

※令和2年度(2020年度)実績値(実利用者数(人/年)=4人/年)

5. 地域生活支援促進事業の見込量及び実施方策

地域生活支援促進事業の令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度の見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

(1)障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。

「市町村障害者虐待防止センターの体制整備」は、実施箇所数、実利用者数ともに現状のままで推移すると見込みます。

「市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修」は、令和5年度(2023年度)以降に年1回の開催を見込みます。

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害者虐待防止対策支援事業							
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人)	4	4	4	4	4	4
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数 (回/年)	0	0	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	0

(2)発達障害児者及び家族等支援事業

①家族のスキル向上支援事業

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施

ペアレントトレーニング(以下「ペアトレ」)とは、親が自分のこどもの行動を冷静に観察して特徴を理解し、発達障害の特性を踏まえたほめ方や叱り方等を学ぶことによりこどもの問題行動を減少されることを目標とするプログラムです。

ペアレントプログラムとは、ペアトレと違い、保護者がこどもの行動そのものの修正までは目指さず、親の認知を肯定的に修正することに焦点を当てて行われるプログラムです。

令和4年度(2022年度)の実績値を基に見込みます。

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
家族のスキル向上支援事業							
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラムの実施	開催数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加数(人)	0	4	4	4	4	4

第7章 第3期障がい児福祉計画

1. 国の基本指針

第3期障がい児福祉計画に係る国の基本指針において、成果目標計画期間が終了する令和8年度末の目標に関する基本的な考え方は以下のように示されています。

※アンダーラインの箇所は、第2期から第3期で変更となった箇所又は新たに設定された項目

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターの設置(市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。)
- ② 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(全ての市町村)
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保で差し支えない。)
- ④ 医療的ケア児支援センター(各都道府県)の設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置
- ⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置(各都道府県、各市町村での設置(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。))

2. 成果目標

障がいのあるこどもを健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障がい児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と密に連携し、こどもの成長に応じた適正な支援が継続できるよう取り組んでいきます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センター(以下「センター」)は、身近な地域における通所支援機能だけでなく、施設の有する機能を活かし、地域の障がいのあるこどもやその家族への相談、障がいのあるこどもを預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、「地域の中核的な療育支援施設」の位置づけとなっています。

センターの設置により、重層的な支援体制の構築及び地域における中核的な支援施設としての効果が期待でき、障がいのあるこどもの支援体制の強化につながります。

本町では町民の必要性や利便性を考慮し、令和8年度(2026年度)末までに町単独で設置することを目指します。設置にあたっては、育ちの支援センター「いっぽ」、母子包括支援センター等といった既存の町内資源との役割分担や機能の統合など、さまざまな方向性を関係機関と協議しながら、具体的な検討を進めていきます。

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援センターの設置	○				○

(2) 保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

本町では、令和5年度(2023年度)までに「保育所等訪問支援を利用できる体制」を構築しています。第3期計画においては、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業(巡回支援専門員整備)等を活用しながら、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携・協力し、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指します。

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築			○

(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度(2023年度)までに中部圏域内で11か所の事業所を確保しています。今後もサービス供給体制の維持に努めます。

事 項	確保方法		確保時期		
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		○	確保済み (中部圏域11か所)		

(4)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

本町では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を平成30年度(2018年度)に設置し、医療的ケア児の実態や支援方法について協議及び情報共有しています(北谷町地域自立支援推進協議会こども支援部会)。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターも令和4年度(2022年度)末より4名配置し、各関係機関における医療的ケア児等の実情や課題を踏まえた上で、関係分野の支援の調整に取り組んでいきます。

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○		設置済み		

事 項	設置方法			具体的内容
	新規設置	既存組織活用	その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○		こども支援部会を活用

事 項	設置人数	設置時期及び人数		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8	8	9	10

3. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

障害児通所支援等について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組めます。

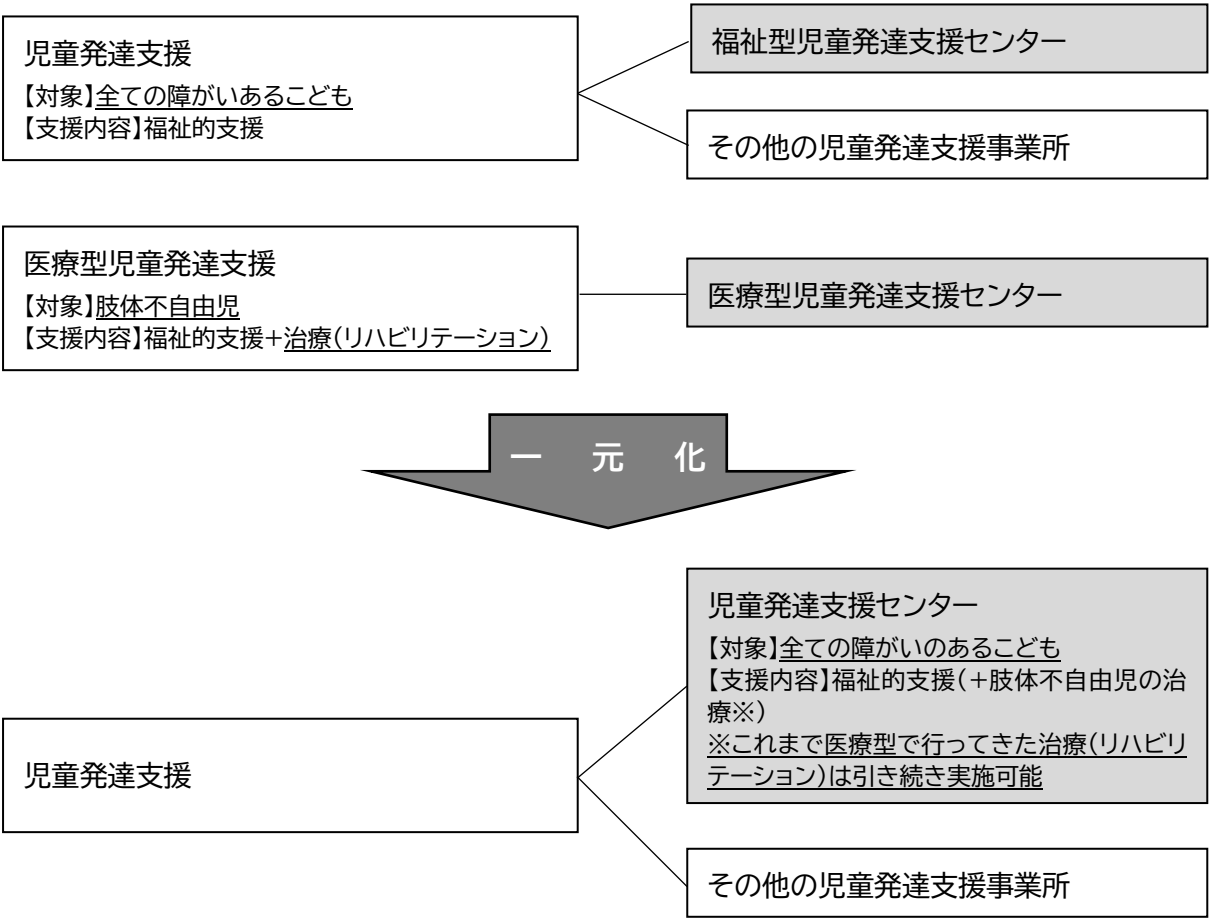
なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組んでいきます。

①児童発達支援※

障がいのあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

上肢・下肢または体幹の機能に障がいのあるこどもに対し、児童発達支援及び医療の提供を行います。

※令和6年(2024年)4月1日の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」が一元化されるため、児童発達支援に医療型児童発達支援が含まれます。



活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	33	33	35	36	37	38
利用量(日/月)	402	408	452	465	478	491

※令和2年度(2020年度)実績値(利用者数(人/月)=31人/月、利用量(日/月)=431時間/月)

【サービス見込の考え方】

利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(0.6人≒1人/月)に基づいて、各年度1人の増加を見込みます。

利用量は、児童発達支援の令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(12.5日≒13日/月)を利用者数の見込みに乗じたものと、医療型児童発達支援の過去3年間(令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度))の平均利用日数(36日/月)乗じたものを、合計した値を見込みます。

利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)には一時的に減少しましたが、令和3年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

②放課後等デイサービス

小・中・高生の障がいのあるこどもに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	112	135	143	151	159	167
利用量(日/月)	1,556	1,916	2,145	2,265	2,385	2,505

【サービス見込の考え方】

利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(7.3人≒8人/月)に基づいて、各年度8人の増加を見込みます。

令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(14.2日≒15日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年度(2020年度)には一時的に減少しましたが、令和3年度(2022年度)以降は増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

③保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がいのあるこどもについて、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	8	15	18	21	24	27
利用量(日/月)	20	29	36	42	48	54

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の平均増加利用者数(2.8人÷3人/月)に基づいて、各年度3人の増加を見込みます。

令和4年度(2022年度)の1人あたり平均利用日数(1.9日÷2日/月)を、利用者数の見込みに乗じて見込みます。

他の障がい児福祉サービスとの併用利用が多いため、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者増加に伴い、増加傾向にあります。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

④居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのあるこどもに、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	0	0	2	2	2	2
利用量(日/月)	0	0	180	200	200	200

〔サービス見込の考え方〕

利用者数は、令和5年度(2023年度)の見込値を基に見込みます。

利用量は、令和5年度(2023年度)は実績値より見込み、令和6年度(2024年度)以降は令和5年度(2023年度)より微増で見込みます。

利用者への適切なサービス提供を行うために、サービスの情報提供等を行うとともに、サービスの質の向上を支援します。

⑤障害児相談支援

障がいのあるこどもが障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)などの支援を行います。

活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数(人/月)	62	51	53	56	59	62

〔サービス見込の考え方〕

第4期及び第5期計画の実績を基に、各年度3人の増加を見込みます。

各種サービスの利用者数の増加が見込まれることから、令和3年度(2021年度)実績を指標として増加で算出しています。

利用者への適切なサービス提供を行うために、自立支援協議会や相談支援事業所事務連絡会などを活用し、相談支援事業所との連携強化を図ります。

〈その他〉障がいのあるこどもの子ども・子育て支援の提供体制の整備に係る見込量

■障害児福祉計画に係る障がいのあるこどもの子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事項	R4年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		R6年度	R7年度	R8年度
保育所	37	40	42	44
認定こども園	0	0	1	1
放課後児童健全育成事業	11	11	11	11
幼稚園	26	28	28	28

第8章 計画の推進方策

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画の施策は、福祉、保健、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくりなど、障がい者等の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に本計画の周知と啓発を行うとともに、障害福祉の担当課を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的な計画推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携強化

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、障がい者団体及び住民やボランティア等の理解、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。そのため、施策の効果的な推進を図るために、本計画について町の広報紙やホームページ、リーフレット及び適切な機会を活用して、地域や関係機関等広く周知を図ります。そして、これらの多様な主体と連携を密にし、障がいのある人が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、北谷町地域自立支援推進協議会を活用し、支援ネットワーク体制の充実を図ります。また、近隣市町村とも広域的な調整が図られるよう連携を密にします。

3. 人材・サービス基盤の確保推進

本計画では、相談支援体制の充実、特別な支援を必要とするこどもの療育・保育・教育の充実、障害を予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等に係る専門員等の人材確保及びサービス基盤の確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用、サービス提供事業者等への支援などにより、必要となる人材の確保及びサービス基盤の確保に取り組みます。また、人材不足の補完的役割として ICT 活用等による生産性向上の取り組みを促進し、サービスの向上等に努めます。さらに、国や県に対し、財政的支援とともに人材・サービス基盤の確保について要請していきます。

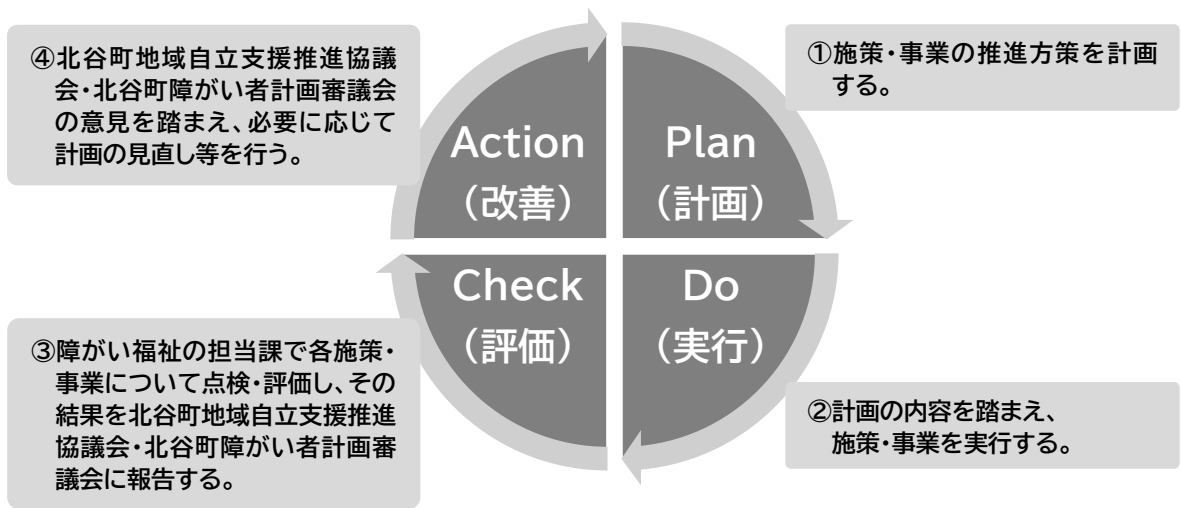
サービスの基盤の整備に当たっては、障害及び障がいのある人等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、地域との対話や広報・啓発により地域社会の理解を促進します。

4. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、取り組みの進捗管理が重要となります。障害者総合支援法(第8条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の効果及び成果を表すアウトカム指標としては、アンケート調査による満足度調査を行います。

また、「北谷町地域自立支援推進協議会」及び「北谷町障がい者計画審議会」に点検・評価の結果について報告し、協議会等の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

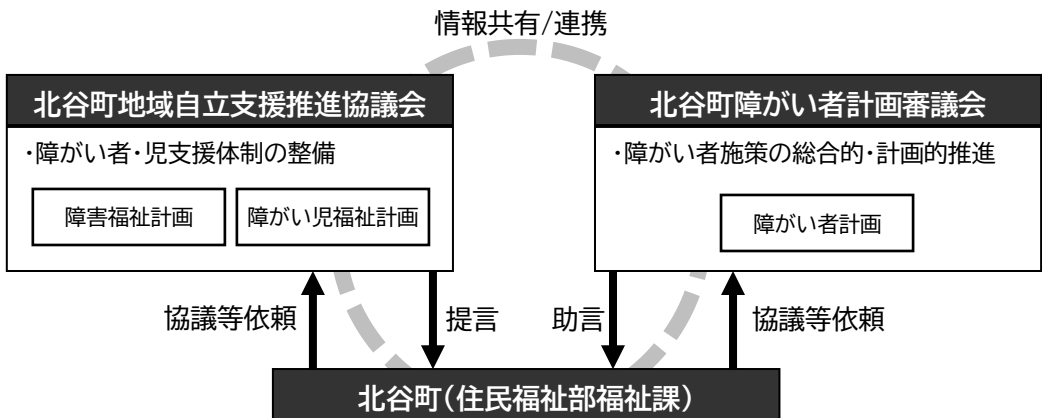
<PDCA サイクルのプロセスのイメージ>



<点検・評価の報告時期>

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
北谷町地域自立支援推進協議会 (毎年報告)	●	●	●	●	●	●
北谷町障がい者計画審議会 (障がい者計画策定年度に報告)						●

<北谷町地域自立支援推進協議会と北谷町障がい者計画審議会の関係>



<アンケート調査の満足度調査によるアウトカム指標>

	【参考】 R5(2023)年度結果		
	満足	やや満足	計
障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	7.0%	36.7%	43.7%
障害への差別解消・合理的配慮の普及啓発	4.0%	35.0%	39.0%
障がいのある人やその家族へのボランティアや地域による支援の推進	6.7%	31.7%	38.3%
障がいのある人やその家族への相談支援体制の充実	5.7%	31.3%	37.0%
点字・手話、字幕放送などによる情報提供の充実	7.3%	28.7%	36.0%
成年後見制度の周知と虐待防止の推進	4.7%	32.0%	36.7%
防災・防犯対策の充実	5.7%	35.7%	41.3%
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	5.7%	26.3%	32.0%
生涯学習の充実	7.3%	30.7%	38.0%
障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	6.3%	27.0%	33.3%
保健医療サービスやリハビリテーションの充実	7.0%	30.7%	37.7%
障がいのある子どもへの保育・教育の充実	5.0%	28.7%	33.7%
ホームヘルプサービス(居宅介護)などの在宅サービスの充実	4.3%	29.7%	34.0%
生活の安定のための年金や手当の充実	8.7%	27.3%	36.0%

<第5次北谷町障がい者計画における重点施策の指標>

■重点施策1

基本目標	1 とともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現						
施策の方向性	3. 住みよい環境づくりの推進						
取組施策	(2)住環境の整備推進						
個別施策	②住環境の改善に関する支援の推進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の満足度(アンケート調査)	32.0%	-	-	-	-	-	前回調査より増加

■重点施策2

基本目標	1 とともに支え合い安全・安心に暮らせる共生社会の実現						
施策の方向性	4.防災・防犯対策の充実						
取組施策	(1)防災対策の充実						
個別施策	⑦個別避難計画作成の促進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
避難行動要支援者のうち障がいのある人の個別避難行動計画の作成済数	0件	-	-	270件	-	-	390件

■重点施策3

基本目標	2 保健・医療・福祉サービスの充実						
施策の方向性	1.相談支援の充実						
取組施策	(1)相談支援体制の充実						
個別施策	①相談支援体制の充実						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
基幹相談支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■重点施策4

基本目標	2 保健・医療・福祉サービスの充実						
施策の方向性	2. 障害福祉サービスの充実						
取組施策	(1)障害福祉サービスの充実						
個別施策	⑧障害福祉サービス事業所等に対する運営支援の検討						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
北谷町内の障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所数	53事業所	-	-	-	-	-	現在より増加

■重点施策5

基本目標	2 保健・医療・福祉サービスの充実						
施策の方向性	3. 障がい児支援の充実						
取組施策	(1)障がい児支援の充実						
個別施策	⑤児童発達支援センターの整備推進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
児童発達支援センターの数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■重点施策6

基本目標	3 自分らしく活躍できる社会参加の促進						
施策の方向性	1. 雇用・就労の推進						
取組施策	(2)就労支援の推進						
個別施策	①一般就労移行・定着促進						
指標名	R5年度 (2023) 現在	目標					
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R8年 (2026)	R9年 (2027)	R10年 (2028)	R11年 (2029)
町商工会等と連携したインターンシップを実施した障害福祉サービス事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	2事業所	3事業所	4事業所

<第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画における成果目標>

■北谷町第7期障害福祉計画成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	29 人	令和4年度末(R5.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	27 人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	2 人(6%)	$C=A-B=E-D$ (国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	2 人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	4 人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2 人(6%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事 項	設置方法		設置時期			設置方法		
	単独設置	共同設置	令和6年	令和7年	令和8年	新規設置	既存組織活用	その他
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	○		平成29年度設置済				○	

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 3 回	年 3 回	年 3 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	7 人	7 人	7 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回	年 1 回	年 1 回

(3)地域生活支援拠点等の機能強化

事 項	整備区域※1			設置時期	
	単独設置	圏域設置	圏域の 範囲		
地域生活支援拠点の整備	○			令和2年度設置済み	
	整備手法※2				
	多機能拠点整備型	面的整備型	多機能拠点＋ 面的整備	その他	未定
		○			

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
コーディネーターの配置人数	4 人	4 人	4 人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	年 1 回	年 1 回	年 1 回

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
強度行動障害者への支援体制の整備			○

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
「体験の機会・場」機能の確保			○
「専門的人材の確保・養成」機能の確保			○
「地域の体制づくり」機能の確保			○

(4)福祉施設から一般就労への移行等

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	2 人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	3 人(1.50 倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和3年度実績の1.28倍以上)
事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1 人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2 人(2.00 倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)
事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1 か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1 か所	国指針:就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	1 人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2 人(2.00 倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)
事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0 人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1 人	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)
事 項	数 値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	2 人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	1 か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1 か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				○
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			0	0	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数			0	0	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			0	0	1
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)			1	1	1
参加事業者・機関数			14	14	14
協議会の専門部会の設置数			2	2	2
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			4	4	4

(6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3 人	3 人	3 人
事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度 構築済み		
事 項	回数		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1 回	1 回	1 回

■第3期北谷町障がい児福祉計画成果目標

(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援センターの設置	○				○

(2)保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築			○

(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	確保方法		確保時期		
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		○	確保済み (中部圏域11か所)		

(4)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○		設置済み		

事 項	設置方法			具体的内容
	新規設置	既存組織活用	その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○		こども支援部会を活用

事 項	設置人数	設置時期及び人数		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8	8	9	10

<第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量>

■障害福祉サービスの見込量

サービス名		活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
			R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
(1)訪問系サービス	①居宅介護	利用者数(人/月)	43	50	51	52	53	54
		利用量(時間/月)	612	791.75	816	832	848	864
	②重度訪問介護	利用者数(人/月)	3	4	6	6	6	6
		利用量(時間/月)	1,328.5	1,586	2,534	2,534	2,534	2,534
	③行動援護	利用者数(人/月)	6	7	8	9	10	11
		利用量(時間/月)	124	189	216	243	270	297
	④同行援護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
		利用量(時間/月)	58	100	100	100	100	100
	⑤重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
		利用量(時間/月)	0	0	0	0	0	0
(2)日中活動系サービス(就労系を除く)	①生活介護	利用者数(人/月)	64	68	69	70	71	72
		利用量(日/月)	1,288	1,370	1,380	1,400	1,420	1,440
	②自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	2	3	4	5	6	7
		利用量(日/月)	22	34	48	60	72	84
	③自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	5	8	8	8	8	8
		利用量(日/月)	72	91	91	91	91	91
	④宿泊型自立訓練	利用者数(人/月)	2	0	1	1	1	1
		利用量(日/月)	62	0	31	31	31	31
	⑤短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	17	20	20	20	20	20
		利用量(日/月)	99	153	153	153	153	153
	⑥短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	0	1	1	1	1	1
		利用量(日/月)	0	5	5	5	5	5
	⑦療養介護	利用者数(人/月)	7	7	8	8	8	8
(3)日中活動系サービス(就労系)	①就労選択支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	2	2
		利用量(日/月)	0	0	0	0	32	32
	②就労移行支援	利用者数(人/月)	10	1	2	3	4	5
		利用量(日/月)	167	10	32	48	64	80
	③就労継続支援 A 型 (雇用型)	利用者数(人/月)	42	46	49	52	55	58
		利用量(日/月)	833	890	980	1,040	1,100	1,160
	④就労継続支援 B 型 (非雇用型)	利用者数(人/月)	92	93	96	96	96	96
(4)居住系サービス	⑤就労定着支援	利用者数(人/月)	1	2	2	2	2	2
		利用量(日/月)	1,462	1,553	1,632	1,632	1,632	1,632
	①自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	②共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	37(11)	45(16)	48(17)	48(17)	49(18)	50(19)
	③施設入所支援	利用者数(人/月)	31	29	29	29	28	27
	①計画相談支援	利用者数(人/月)	100	88	90	93	96	100
	②地域移行支援	利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	1(1)	0	0	1(1)	1(1)	1(1)
(5)相談支援	③地域定着支援	利用者数(人/月) (うち精神障がいのある人の利用者数)	0	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

■地域生活支援事業の見込量

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
(1)理解促進研修・啓発事業 【必須事業】	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
(2)障害者相談支援事業【必須事業】							
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター機能強化事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	83	132	150	160	170	180
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	3	3	3	4	4	4
(3)成年後見制度利用支援事業【必須事業】	実利用者数(人/年)	0	1	1	1	1	2
(4)意思疎通支援事業【必須事業】							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(件/年)	38	23	27	27	27	27
②手話通訳者設置事業	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	1	1
(5)日常生活用具給付等事業【必須事業】							
介護訓練支援用具	実利用者数(件/年)	3	5	3	3	3	3
自立生活支援用具	実利用者数(件/年)	6	5	6	6	6	6
在宅療養支援用具	実利用者数(件/年)	2	4	2	2	2	2
情報意思疎通支援用具	実利用者数(件/年)	2	5	2	2	2	2
排泄管理支援用具	実利用者数(件/年)	43	42	42	42	42	42
住宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数(件/年)	0	1	1	1	1	1
(6)手話奉仕員養成研修事業【必須事業】	新規登録者数(人/年)	0	0	0	3	1	1
(7)移動支援事業【必須事業】	実利用者数(人/年)	40	39	40	40	40	40
	延べ利用時間(時間/年)	3,264	3,610	3,600	3,600	3,600	3,600
(8)地域活動支援センター機能強化事業【必須事業】	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/年)	35	38	39	39	39	39
(9)その他事業【任意事業】							
①日中一時支援事業	実利用者数(人/年)	99	82	62	62	62	62
	延べ利用時間(時間/年)	7,268	6,452	5,575	5,575	5,575	5,575
②社会適応支援事業	実利用者数(人/年)	5	2	4	4	4	4
	延べ利用時間(時間/年)	107.5	62	152	152	152	152
③自動車運転免許取得・改造費助成事業	実利用者数(人/年)	1	3	3	3	3	3

■地域生活支援促進事業の見込量

事業名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害者虐待防止対策支援事業							
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	4	4	4	4	4	4
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数(回/年)	0	0	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0
家族のスキル向上支援事業							
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施	開催数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加数(人)	0	4	4	4	4	4

■障害児通所支援等の見込量

サービス名	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
①児童発達支援	利用者数(人/月)	33	33	35	36	37	38
	利用量(日/月)	402	408	452	465	478	491
②放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	112	135	143	151	159	167
	利用量(日/月)	1,556	1,916	2,145	2,265	2,385	2,505
③保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	8	15	18	21	24	27
	利用量(日/月)	20	29	36	42	48	54
④居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	2	2	2	2
	利用量(日/月)	0	0	180	200	200	200
⑤障害児相談支援	利用者数(人/月)	62	51	53	56	59	62

資 料 編

資料編

資料1. 北谷町障がい者計画審議会規則

平成30年3月20日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例(平成20年北谷町条例第22号)第3条の規定に基づき、北谷町障がい者計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 北谷町障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 北谷町障がい者計画の見直しに関すること。
- (3) その他北谷町障がい者計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者等
- (2) 障がい者の自立又は社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者又はこれに準ずる者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年北谷町条例第17号)の定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料2. 北谷町障がい者計画審議会委員名簿

	職 名	氏 名	所 属・役 職
1	委 員	なかち ゆい 仲地 由衣	NPO 法人 沖縄県自立生活センター・イルカ 職員
2	委 員	こめす あやこ 米須 綾子	「そら」Jokinawa(中部地域発達障がい児を支える親の会) 代表
3	委 員	かようだ ちようえい 嘉陽田 朝栄	ニライの里保護者会 会長
4	副 会 長	きんじょう こうとく 金城 宏徳	社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会 会長
5	委 員	むらかみ さよこ 村上 佐代子	北谷町民生委員児童委員協議会 委員
6	委 員	かみや まきと 神谷 牧人	株式会社 アソシア 代表取締役 CEO
7	委 員	ながとも ひろゆき 長友 博之	株式会社 奏ホールディングス 奏・相談事業所 相談支援専門員
8	委 員	とけし なおと 渡慶次 直人	有限会社 ケアセンターきらめき 代表取締役社長
9	委 員	みやぎ さとし 宮城 聡	医療法人卯の会 新垣病院 地域医療部長
10	委 員	しまぐろ のぶなり 島袋 展成	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部 就労訓練推進員
11	委 員	い で かずひろ 井手 一宏	沖縄県立はなさき支援学校 校長
12	委 員	とがし きょうへい 富樫 恭平	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター 主任相談支援員
13	会 長	しまむら さとる 島村 聡	沖縄大学 人文学部福祉文化学科 教授
14	委 員	おかむら えつこ 岡村 悦子	北谷町自治会長連絡協議会 美浜区自治会長
15	委 員	しろま もりたか 城間 盛尚	北谷町商工会 事務局長

設置根拠:北谷町障がい者計画審議会規則(平成30年4月～)

資料3. 北谷町地域自立支援推進協議会設置規則

平成25年2月19日

規則第4号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者及び障がい児並びにその家族(以下「障がい者等」という。)への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、北谷町地域自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 北谷町障害福祉計画に係る意見に関すること。
- (3) 北谷町障がい者計画の推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者等の運営評価に関すること。
- (6) その他協議会に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者等
- (2) 自治会長
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 障害福祉サービスに従事する者
- (5) 福祉・保健・医療機関に従事する者
- (6) 教育機関に従事する者
- (7) 雇用機関及び企業に従事する者
- (8) 町職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第8号に規定する委員は、保健衛生課長、子ども家庭課長、都市計画課長、経済振興課長及び学校教育課長をもって充てるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、第2条各号に掲げる事項の課題を審議する。

2 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、第3条第1項に規定する委員及びその関係者のうちから協議会において選出する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認められるときは、部会の構成員以外の者に対し部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 部会の庶務は、次条に定める事務局会議において処理する。

(事務局会議)

第7条 地域の課題を集約し、整理・分析するため、協議会に事務局会議を置く。

2 事務局会議の構成員は、住民福祉部福祉課及び北谷町相談支援事業を実施する事業者とする。

3 事務局会議は、住民福祉部福祉課が定期的に招集し、その会議の進行を務める。

(遵守事項)

第8条 協議会の委員並びに部会及び事務局会議の構成員は、秘密の保持に関する法令等を遵守するとともに、会議において知り得た個人情報については、いかなる理由によっても他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に北谷町地域自立支援推進協議会設置要綱(平成20年北谷町訓令第10号)に基づき委嘱又は任命された委員である者は、この規則の規定により委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、北谷町地域自立支援推進協議会設置要綱の規定による任期の残任期間とみなす。

附 則(平成26年規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第22号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料4. 北谷町地域自立支援推進協議会委員名簿

	職 名	氏 名	所 属・役 職
1	委 員	岸本 智 きしもと さとし	北谷町身体障害者協会 副会長
2	副 会 長	岡村 悦子 おかむら えつこ	北谷町自治会長連絡協議会 美浜区自治会長
3	委 員	安座間 好徳 あざま よしのり	北谷町民生委員児童委員協議会 会長
4	委 員	神谷 牧人 かみや まさと	株式会社 アソシア 代表取締役 CEO
5	委 員	佐喜真 勇希 さきま ゆうき	株式会社 奏ホールディングス 代表取締役
6	委 員	渡慶次 直人 とけし なおと	有限会社 ケアセンターきらめき 代表取締役社長
7	会 長	金城 宏徳 きんじょう こうとく	社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会 会長
8	委 員	新里 齊 しんざと ひとし	琉球メディカルズ 管理者兼主任介護支援専門員
9	委 員	宮城 聡 みやぎ さとし	医療法人卯の会 新垣病院 地域医療部長
10	委 員	富樫 恭平 とがし きょうへい	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター 主任相談支援員
11	委 員	島袋 展成 しまぶくろ のぶなり	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部 就労訓練推進員
12	委 員	名嘉 夏海 な か なつみ	はなさき支援学校 コーディネーター
13	委 員	山川 満利子 やまかわ まりこ	北谷町商工会 副会長
14	委 員	大嶺 徹 おおみね とおる	北谷町教育委員会 学校教育課長
15	委 員	浜元 盛仁 はまもと もりひと	北谷町住民福祉部 保健衛生課長
16	委 員	前原 さゆり まえはら さゆり	北谷町住民福祉部 子ども家庭課長
17	委 員	川満 章秀 かわみつ あきひで	北谷町建設経済部 都市計画課長
18	委 員	勢理客 一之 せりきゃく かずゆき	北谷町建設経済部 経済振興課長
19	委 員	米須 綾子 こめす あやこ	「そら」Jokinawa(中部地域発達障がい児を支える 親の会) 代表

設置根拠:北谷町地域自立支援推進協議会設置規則(令和2年4月～)

資料5. 北谷町障がい者計画策定委員会設置要綱

平成18年7月25日

訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、北谷町障がい者計画を策定するため、北谷町障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 北谷町障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 北谷町障がい者計画の見直しに関すること。
- (3) その他北谷町障がい者計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は住民福祉部長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査、検討及び調整をするため、委員会の下に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会員は、委員会を構成する関係課の職員のうちから、委員長が選任する。

3 部会に部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(北谷町障害者計画委員会設置要綱の廃止)

2 北谷町障害者計画委員会設置要綱(平成9年訓令第21号)は、廃止する。

附則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成23年訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(平成25年訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附則(平成30年訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和元年訓令第24号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和2年訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和5年訓令第11号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

補職名
住民福祉部長
総務部長
建設経済部長
教育部長
企画財政課長
基地・安全対策課長
子ども家庭課長
保健衛生課長
経済振興課長
都市計画課長
学校教育課長
社会教育課長

資料6. 北谷町障がい者計画策定委員会・作業部会委員名簿

(1)北谷町障がい者計画策定委員会委員名簿

	職 名	氏 名	役 職 名
1	委 員 長	よぎ つかさ 与儀 司	住民福祉部長
2	副 委 員 長	にしだ ゆき 西田 由紀	総務部長
3	委 員	たなか やすじ 田中 康児	建設経済部長
4	委 員	たまなほ おさむ 玉那覇 修	教育部長
5	委 員	はなしろ かつと 花城 可津人	企画財政課長
6	委 員	きんじょう むつひこ 金城 睦彦	基地・安全対策課長
7	委 員	まえはら さゆり 前原 さゆり	子ども家庭課長
8	委 員	はまもと もりひと 浜元 盛仁	保健衛生課
9	委 員	く だ ともかず 久田 友一	経済振興課長
10	委 員	かわみつ あきひで 川満 章秀	都市計画課長
11	委 員	おおみね とおる 大嶺 徹	学校教育課長
12	委 員	みやぎ あや 宮城 亜矢	社会教育課長
13	委 員	いは たかのり 伊波 孝規	教育部長
14	委 員	ひ が けいぶん 比嘉 敬文	基地・安全対策課長
15	委 員	せりきやく かずゆき 勢理客 一之	経済振興課長

※下線の者は人事異動に伴い、令和6年4月1日から委員に就任した者

(2)北谷町障がい者計画策定委員会作業部会員名簿

	職 名	氏 名	役 職 名
1	部 会 長	なかむら たくろう 仲村 卓郎	都市計画課 技幹兼計画係長
2	副 部 会 長	おおしろ トモこ 大城 トモ子	保健衛生課 健康係長
3	部 会 員	よ な は まさし 与那覇 政志	基地・安全対策課 住民安全係長
4	部 会 員	い は たすく 伊波 祐	子ども家庭課 子ども園係長
5	部 会 員	おおしろ まえみ 大城 真笑美	学校教育課 指導係長

資料7. 計画策定の経緯

年	月 日	内 容
令和5年 (2023年)	9月20日～ 10月31日	●「北谷町障がい者計画策定に係るアンケート調査」 対象:障がいのある18歳以上の人(944人) 障がいのあるお子さんと保護者(112人) 施設に入所されている人(25人) 18歳以上の町民(1, 300人)
	11月30日	●令和5年度第1回北谷町障がい者計画作業部会 ・会議の目的と位置付け ・部会長、副部会長の選出 ・北谷町障がい者計画アンケート調査報告書について ・第5次北谷町障がい者計画たたき台について
	12月8日	●第2回北谷町障がい者計画作業部会 ・計画の基本目標と体系について ・関連施策について
	12月15日	●北谷消防署ヒアリング
	12月20日	●沖縄警察署ヒアリング
	12月22日	●令和5年度第1回北谷町障がい者計画策定委員会 ・障がい者計画策定の経過について ・第5次北谷町障がい者計画(素案)について
令和6年 (2024年)	3月1日～ 3月11日	●各課ヒアリング
	3月26日	●第3回北谷町障がい者計画作業部会 ・第5次北谷町障がい者計画策定の経過について ・第5次北谷町障がい者計画(素案)について
	4月5日	●令和6年度第1回北谷町障がい者計画策定委員会 ・障がい者計画策定の経過について ・第5次北谷町障がい者計画(素案)について
	4月19日	●第1回北谷町障がい者計画審議会 ・審議会委員委嘱 ・会長、副会長の選出 ・第5次北谷町障がい者計画について(諮問) ・第5次北谷町障がい者計画(案)の概要説明について ・第5次北谷町障がい者計画(案)の検討について
	5月22日	●第2回北谷町障がい者計画審議会 ・第1回審議会の審議内容について ・第5次北谷町障がい者計画(案)の検討について

年	月 日	内 容
令和6年 (2024年)	7月5日	●第1回北谷町地域自立支援推進協議会 ・第7期北谷町障害者福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画について
	7月10日	●令和6年度第2回北谷町障がい者計画策定委員会 ・第5次北谷町障がい者計画(案)について
	8月1日	●第3回北谷町障がい者計画審議会 ・第5次北谷町障がい者計画(案)について ・答申書及び提言書(案)の検討について
	9月19日～ 10月18日	●第5次北谷町障がい者計画等策定におけるパブリックコメントの実施(提出意見4件)
	11月8日	●第5次北谷町障がい者計画の答申

資料8. パブリックコメントの結果(障がい者計画)

令和6年11月7日

第5次北谷町障がい者計画(案)に対する意見募集の結果について

第5次北谷町障がい者計画(案)に対して、皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本町の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1 意見募集の期間

令和6年9月19日(木曜日)～令和6年10月18日(金曜日)

2 意見等を提出できる方

- (1)本町に住所を有する方
- (2)本町に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3)本町に通勤又は通学する方
- (4)本町に対して納税義務を有する方

3 閲覧場所

- (1)北谷町公式ホームページ
- (2)北谷町役場1階 福祉課窓口
- (3)北谷町地域活動支援センターたんぽぽ
- (4)北谷町保健相談センター
- (5)ちゃたんニライセンター
- (6)北谷町社会福祉協議会

4 周知方法

- (1)北谷町公式ホームページへの掲載
- (2)北谷町公式LINEでの情報発信
- (3)閲覧場所へのポスター設置

5 提出方法

- (1)北谷町役場1階 福祉課へ直接持参
- (2)郵便(〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号)
- (3)ファクシミリ(FAX番号098-982-7715)
- (4)電子メール(fukushika@chatan.jp)
- (5)電子申請(<https://logoform.jp/form/SkdW/728491>)

6 提出件数

提出者1名(電子申請1名)、提出意見3件

7 ご意見と町の考え方・対応方針

整理 番号	該当 箇所	意見内容	担当課	ご意見に対する町の考え方	対応方針
1	P35	内容については勉強になりました。ありがとうございます。中学校では急に支援の人数が減るのは気になりましたが、年齢的なものもあるんですかね。	学校教育課	ご意見のとおり、中学校における支援内容については、幼稚園や小学校で行っていた安全面や生活面での配慮から、成長と共に学習活動上の支援ニーズが移行するため、支援が必要な生徒数が減少する場合があります。	原文のとおり
2	P43	P43の障がいのある人のアンケートが一番興味を持ち、やはり当事者が求めている物と支援する側のサービスの一致が一番大切なのかと感じる。	福祉課	ご意見のとおり、良質なサービスを提供するためには、利用者及びその家族の生活に対する意向等を踏まえた対応が必要と考えます。頂いたご意見を踏まえ、事業者や関係機関との連携を図りながら、利用者及びその家族の意向に沿ったサービスの提供に努めます。	原文のとおり
3	P51	P51もわかりやすいです。交通機関も必要ですが以前、白杖を持ってジミーから謝苅に向けて移動している方が横断歩道を渡ろうとして車と接触しそうになっていました。車の数もありますが、道路の整備も必要だと感じます。自分で移動したい人もいらっしゃるのかと思った。	基地・安全対策課 土木課 福祉課	ご意見のとおり、障がいのある人が安心して外出するためには、さまざまな施策が必要と考えます。頂いたご意見を踏まえ、P78～P79「(1)外出・移動支援の推進」の各個別施策を推進します。	原文のとおり

資料9. パブリックコメントの結果(障害福祉計画・障がい児福祉計画)

令和6年11月7日

第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画(案)に対する 意見募集の結果について

第7期北谷町障害福祉計画及び第3期北谷町障がい児福祉計画(案)に対して、皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本町の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1 意見募集の期間

令和6年9月19日(木曜日)～令和6年10月18日(金曜日)

2 意見等を提出できる方

- (1)本町に住所を有する方
- (2)本町に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3)本町に通勤又は通学する方
- (4)本町に対して納税義務を有する方

3 閲覧場所

- (1)北谷町公式ホームページ
- (2)北谷町役場1階 福祉課窓口
- (3)北谷町地域活動支援センターたんぽぽ
- (4)北谷町保健相談センター
- (5)ちゃたんニライセンター
- (6)北谷町社会福祉協議会

4 周知方法

- (1)北谷町公式ホームページへの掲載
- (2)北谷町公式LINEでの情報発信
- (3)閲覧場所へのポスター設置

5 提出方法

- (1)北谷町役場1階 福祉課へ直接持参
- (2)郵便(〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号)
- (3)ファクシミリ(FAX番号098-982-7715)
- (4)電子メール(fukushika@chatan.jp)
- (5)電子申請(<https://logoform.jp/form/SkdW/728491>)

6 提出件数

提出者1名(電子申請1名)、提出意見1件

7 ご意見と町の考え方・対応方針

整理 番号	該当 箇所	意見内容	担当課	ご意見に対する町の考え方	対応方針
1	P26	P26の補装具の費用については、最低でも2年に1回は補助を出して欲しい。子どもたちは成長するので。でも北谷町は福祉面などはとても充実しつつあると感じています。他の市町村より引っ越してきた方も聞いたことあるため。	福祉課	国の指針やガイドラインに基づき、身体障がい児に対する義肢及び装具の支給については、成長速度や使用環境等の心身の発育課程の特殊性を考慮し、耐用年数に代えて使用年数を定めて対応しています。児童の成長等やむを得ない理由と認められる場合は給付申請ができますので、お悩みの方がいらっしゃいましたら福祉課へご相談ください。	原文のとおり

資料10. 諮問書

北 福 6 第 4 3 1 号
令和6年4月15日

北谷町障がい者計画審議会 会長 様

北谷町長 渡久地 政志

第5次北谷町障がい者計画について(諮問)

北谷町障がい者計画審議会規則第2条の規定に基づき、第5次北谷町障がい者計画について、貴審議会の意見を求めます。

第5次北谷町障がい者計画(案) 別紙のとおり

資料11. 答申書

北 障 審 第 1 号
令和6年11月8日

北谷町長 渡久地 政志 様

北谷町障がい者計画審議会
会 長 島 村 聡

第5次北谷町障がい者計画について(答申)

令和6年4月19日に諮問を受けました、「第5次北谷町障がい者計画(案)」について、当審議会において慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり計画案を策定しましたので、答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、目標像「障がいのある人もない人も地域とともに、いきいきと暮らせるまち・北谷」の実現に向けて、町民や関係団体等との協働により適切・着実に推進されるよう、下記のとおり、意見を附します。

記

1. 障害福祉サービス事業所の支援について

北谷町においては、近隣自治体と比較して賃料が高いこと等が障害福祉サービス事業所の参入にあたって大きな障壁となっている。

障害福祉サービス事業所等の運営実態を分析し、家賃を補助するといった参入を促進するための支援を着実に推進すること。

2. 保育所や学校等における支援の充実及び連携強化について

北谷町内の保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校においては、特別な支援を必要とするこどもの数が年々増加している。

こどものライフステージの変化に応じて、切れ目のない支援が提供できるよう、保育所・認定こども園・幼稚園・学校関係者等の連携強化、児童発達支援センター機能の整備等を着実に推進すること。

3. 災害時の対策について

令和6年4月3日、台湾付近を震源とする地震に伴う津波警報の発出に際し、障がいのある人・こどもにおいては避難方法等についての課題が明らかとなった。

課題を踏まえ、避難行動要支援者とされる障がいのある人、こどもに対する個別避難計画の作成を着実に推進すること。特に、電源確保などの医療的ケアを必要とする者への支援方法について検討すること。

4. 障がいのある外国にルーツを持つこどもへの支援について

北谷町在住の外国人は増加傾向にある。また、既に北谷町内の障がい児関連施設において外国にルーツを持つこどもの利用があることから、今後障がいのある外国にルーツを持つこどもへの支援の必要性が高まることが想定される。

外国にルーツを持つこどもに対する支援策の検討、関係部署・関係機関との協働による支援体制の構築を図ること。

5. 障害福祉に関わる人材の確保と育成について

北谷町内の障害福祉サービス事業所に対し、新たな参入を促すことも重要であるが、サービスを支える人材の確保・定着を着実に推進すること。

6. 包括的かつ重層的な支援体制の確立について

障がいのある人が地域で自分らしく生活するためには、障がいのある人に対する市内の包括的な支援体制と専門職と地域住民が共同した重層的支援体制の確立が必要であることから、北谷町社会福祉協議会、民生委員等の地域福祉人材、地域住民との連携・協働体制を強化すること。

7. 障がい者計画の進捗管理について

本計画の進捗状況については、PDCA サイクルを回し、施策がどの程度実行されたか、指標設定は適切であったかを常に検証していく必要がある。

本計画で設定された指標に対し、定期的に調査、分析及び評価を行い、施策の有効性について検証すること。また、新たな課題が発生した場合には、必要に応じて、見直しを検討すること。

以上

第5次北谷町障がい者計画
及び第7期北谷町障害福祉計画・
第3期北谷町障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も地域とともに、
いきいきと暮らせるまち・北谷

発行年／令和6年(2024年)12月

編集・発行／北谷町 住民福祉部 福祉課

〒904-0192

沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

電話:098-936-1234(代表)

FAX:098-926-1474

委託事業者／株式会社エコパル舎



ちやたんちょう
北谷町
Chatan Town

